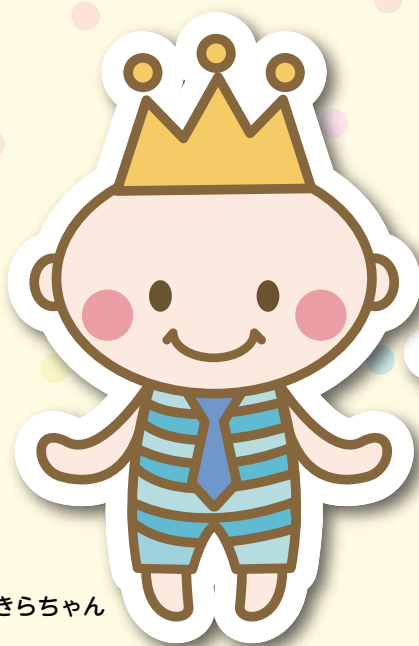


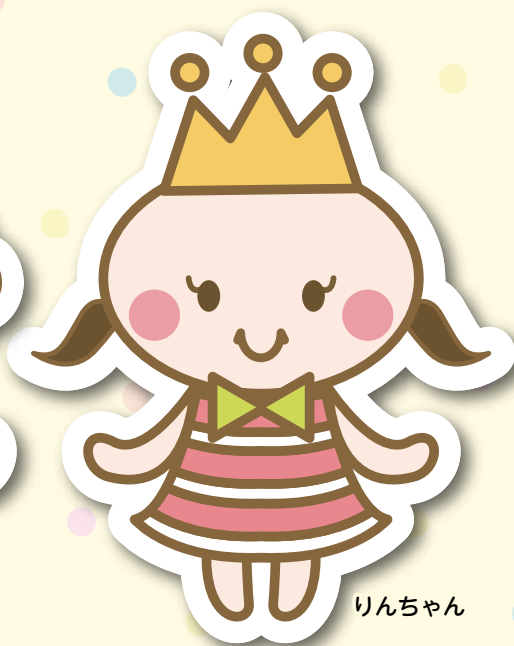
第1期

新発田市 こども計画

令和7年度～令和11年度【2025年度～2029年度】



きらちゃん



りんちゃん

令和7年3月

新発田市

はじめに

現在、人口減少や少子高齢化の急速な進展、ライフスタイルの変化など、子育て環境が大きく変わってきたことにより、こどもの貧困や児童虐待、ヤングケアラーの増加などに対する、子育て支援の充実が求められています。



国では、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和5年4月に「こども基本法」を制定しました。

当市は、「子育てするならやっぱりしばた」をより確かなものとするため、かかりつけ保健師制度を導入し、こども家庭センターなどの相談体制の充実、放課後児童クラブの無料化、1・2歳児の保育の無料化といった当市独自の子育て支援策を実施し、子育て家庭を強力に応援してまいりました。

また、未来を担うこどもたちが、地域に愛着と誇りをもち、夢や希望に向かって、生きていくことができるよう、こどもの権利が尊重され、「こどもにやさしいまち」をつくるため、令和7年3月に「新発田市こども基本条例」を制定いたしました。

将来にわたり、条例の目的である「こどもの権利が尊重され、こどもが健やかに成長し、幸せに暮らすことができるまちを実現する」ことができるよう、全てのこども・若者に関する施策を総合的に推進するため、これまでの子ども・子育て支援事業計画に加え、少子化対策や貧困対策、こども・若者計画を一体的に取りまとめた「新発田市こども計画」を策定いたしました。

本計画の基本理念である、「こども・若者・子育てにやさしい しばた」の下、市及び関係団体等がそれぞれの役割を担いながら、こどもや若者、子育て家庭への支援を地域全体・オールしばたで積極的に取り組んでまいります。

結びに、今回の計画の策定にあたり、アンケート調査やこどもワークショップ、パブリックコメント等を通して貴重な御意見、御提言をいただきました市民の皆様をはじめ、熱心に御審議を重ねていただきました新発田市子ども・子育て会議の委員の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和7年3月

新発田市長 二階堂 馨

目 次

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 SDGs を踏まえた計画の推進	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間	5
5 計画の対象者	5
第2章 新発田市のこども・若者を取り巻く環境	6
1 新発田市の現状	6
2 アンケート調査結果等からみえる現状	17
3 こども・若者に関する意見	47
4 現状と課題	50
第3章 計画の基本方針	52
1 基本理念と基本的な視点	52
2 基本目標	53
3 計画の体系	55
4 計画指標	56
第4章 施策の展開	57
1 基本目標Ⅰ こどもの権利と擁護	57
2 基本目標Ⅱ こどもの健やかな成長と子育ての楽しさが実感できる環境整備	59
3 基本目標Ⅲ オールしばたで支えるこども・若者の未来	66
4 基本目標Ⅳ 一人ひとりが大切にされ、自分らしく生活できる環境づくり	72

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保

方策.....	80
1 教育・保育の提供区域.....	80
2 こどもの数の推計.....	80
3 認定区分.....	81
4 教育・保育の量の見込み及び確保方策.....	82
5 地域子ども・子育て支援事業量の見込み.....	84
6 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保内容.....	96
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	96

第6章 計画の推進.....97

1 計画の推進体制.....	97
2 計画の進捗管理.....	98
3 こども・子育て支援事業債の活用.....	98

資 料 編.....99

1 新発田市こども基本条例.....	99
2 新発田市子ども・子育て会議.....	103
3 用語説明.....	106

第 1 章

計画策定の概要

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

わが国の少子・高齢化は急速に進展しており、そのスピードはさらに加速しています。少子・高齢化に伴い、経済社会を支える労働力人口の減少や社会保障負担の増大、地域社会の活力低下など、近い将来、経済・社会システムの維持が困難になると懸念されています。

こうした中、国は、令和5年12月に「こども未来戦略」及び「こども大綱」を策定しました。「こども未来戦略」では、全てのこども・子育て世帯を対象に、切れ目ない子育て支援の充実を図りながら、共働き・共育てを推進していくこと、社会全体でこども・子育て世帯を応援する気運を高めていく方針が示されています。また、「こども大綱」では、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を社会の真ん中に据える『こどもまんなか社会』を目指すこととしており、実現に向けた施策が急ぎ足で推進されています。

新発田市では、早くからこども施策を市の重要施策の一つと位置付け、「新発田市子ども・子育て支援事業計画」（第1期：平成27年度～令和元年度、第2期：令和2年度～令和6年度）を策定し、子育てと仕事の両立支援に加え、地域における子育て支援や母子保健事業の拡充、児童虐待防止やひとり親家庭、障がい児や障がい児を抱える家庭への支援など、幅広い視点から、こども・子育て支援を総合的に推進してきました。

さらに、令和7年3月には、こども施策のより一層の推進を図るため、「新発田市こども基本条例」を制定しました。

新発田市では、「新発田市子ども・子育て支援事業計画」に「こども基本法」に基づく、「市町村子ども・若者計画」及び「子どもの貧困対策の推進に関する計画」を包含し、「新発田市こども計画」（以下、本計画）とすることにしました。

本計画は、「新発田市こども基本条例」を基本理念として、未来を担う全てのこども・若者が自分らしくいきいきと健やかに成長できる社会の実現に向け、こどもや子育て家庭への支援を地域全体・オールしばたで取り組めるよう、策定するものです。

2 SDGs を踏まえた計画の推進

SDGs「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」は、平成 27（2015）年に、国連サミットにおいて、全会一致で採択された国際社会共通の目標です。

SDGs はあらゆる格差と不平等の解消を理念の根本としており、貧困、教育、労働、ジェンダーなど、多くの項目が本計画に関連しています。

当市では、こども・若者、子育て当事者への支援を通じて SDGs の推進を図り「住みよいまち 日本一 健康田園文化都市・しばた」の実現に向けた施策を進めています。

◆SDGs の 17 の目標



◆特に本計画と深く関連する目標



3 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第 10 条第 2 項の規定に基づき策定する「市町村こども計画」です。こども基本法第 10 条（都道府県こども計画、市町村こども計画）では、市町村は国の「こども大綱」及び「新潟県こども計画」を勘案し、「市町村こども計画」を策定するよう努めることとされています。市の「こども計画」を、国の既存の法令に基づく「子ども・若者計画」、「子どもの貧困対策の推進に関する計画」、「子ども・子育て支援事業計画」を包含した一体のものとして策定します。また、従来の「新発田市子ども・子育て支援事業計画」と同様に、「新発田市次世代育成支援行動計画」（母子保健計画を含む）も包含しています。こども施策に関する事項を定める計画を一体化し、「新発田市こども計画」として策定することによって、市民にとって一層分かりやすい計画となることを目指しています。

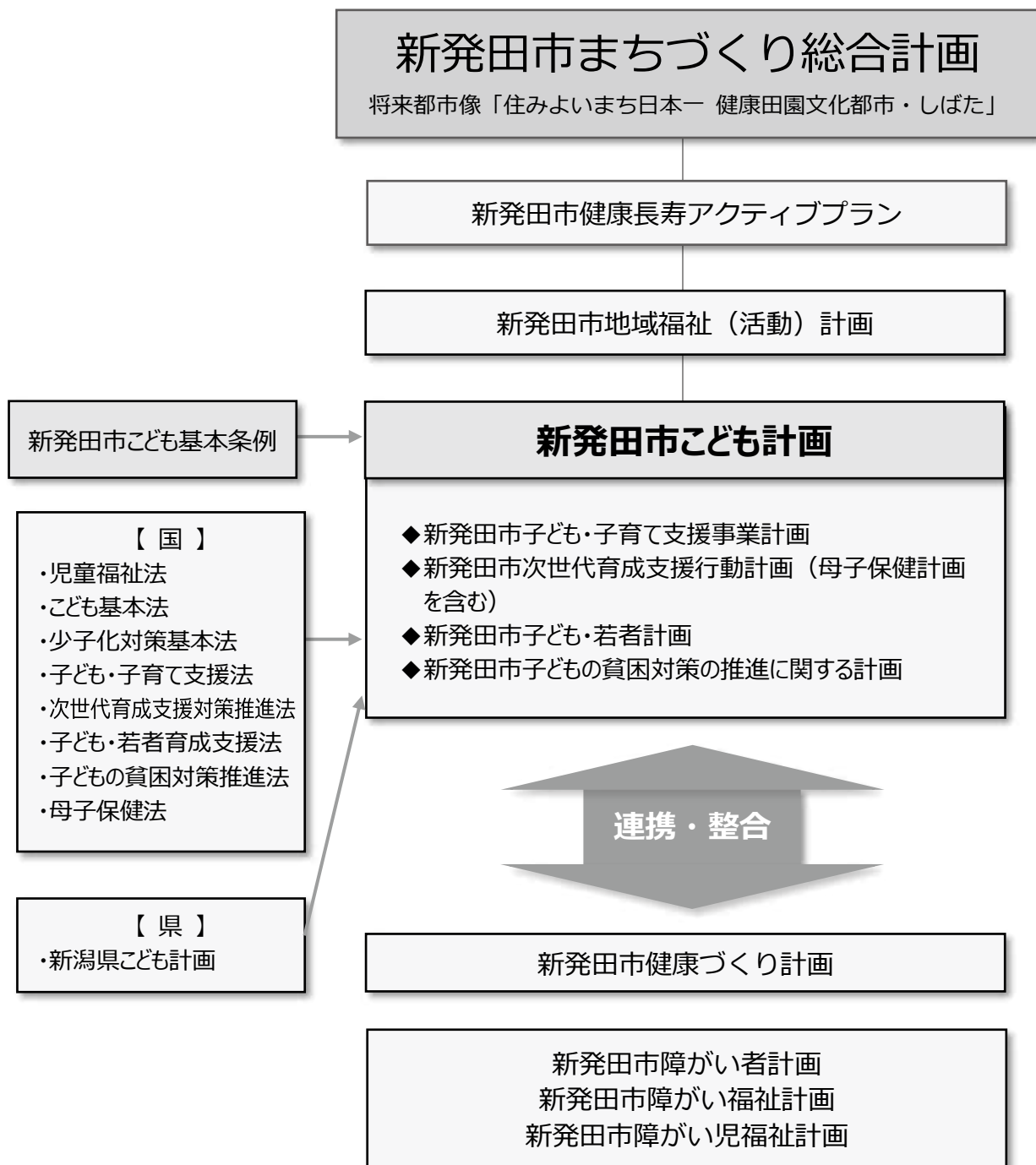
本計画は、「新発田市まちづくり総合計画（令和 6 年度～令和 13 年度）」を最上位計画とした、個別分野計画の一つとして位置付け、他の関連する個別分野計画と整合を図りながらこども施策が横断的に対応できるよう連携して策定・進捗管理を行います。

こども大綱について

令和 5 年 12 月 22 日、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

こども大綱に示された 6 つの基本方針

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する



4 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。
ただし、制度改正や社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

令和2年度～6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期 新発田市 子ども・子育て支援事業計画	新発田市こども計画				
			中間 見直し		

5 計画の対象者

本計画の対象者となる、「こども・若者」については、こども基本法やこども大綱に基づき、0歳から概ね39歳とし、必要な支援が特定の年齢で途切れることなく提供されるよう計画を推進していきます。

また、本計画は、こども・若者、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体等も対象とします。

なお、「こども」の表記については、こども基本法の考えに基づいて、原則として平仮名の「こども」と表記します。ただし、子ども・子育て支援法における「子ども」など法令に根拠がある語を用いる場合や既存の事業名や組織名などの固有名詞を用いる場合は「こども」表記以外の語を用います。

乳幼児期 (0～5歳)	学童期 (6～12歳)	思春期 (13～18歳)	青年期 (19～29歳)	ポスト青年期 (30～39歳)
こども			若者	

＜こども基本法（抜粋）＞

（定義）

第2条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

＜こども大綱（抜粋）＞

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされている。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している※。

※「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）、「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ること明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。

第 2 章

新発田市の
こども・若者を取り巻く環境

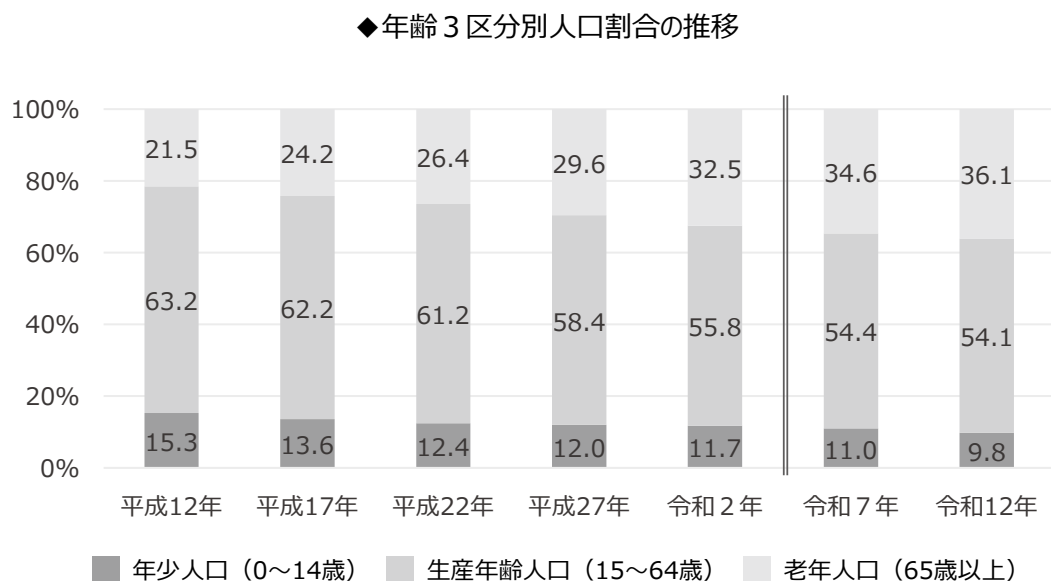
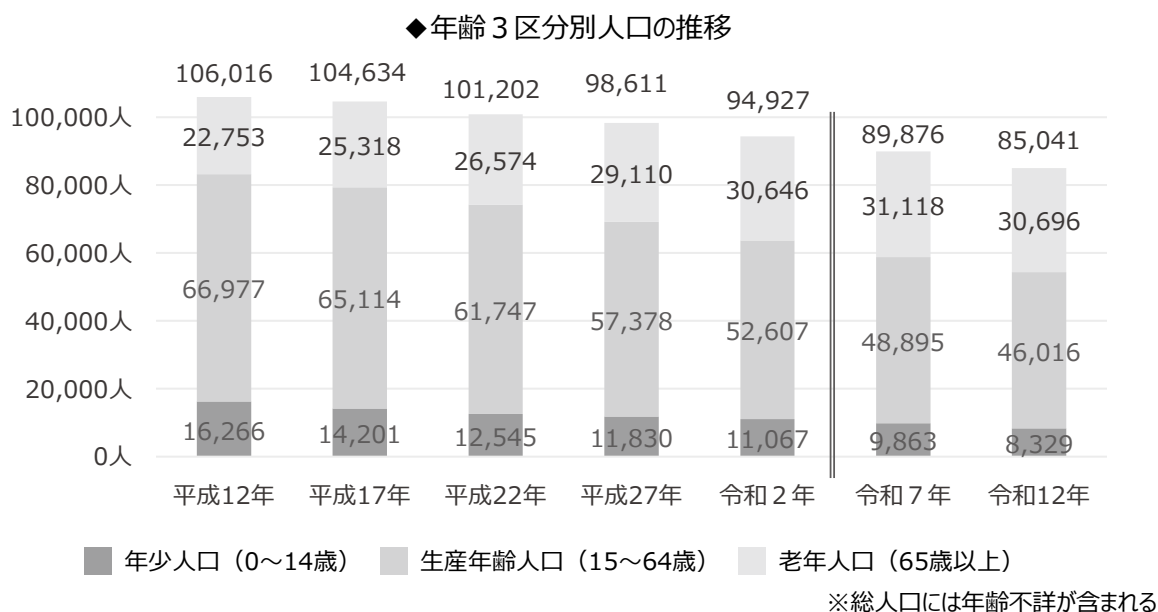
第2章 新発田市のこども・若者を取り巻く環境

1 新発田市の現状

(1) 人口の状況

総人口は減少傾向にあり、直近の国勢調査（令和2年）では94,927人となっています。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」によると、総人口は今後、さらに減少が続くと見込まれており、令和7年には89,876人、令和12年には85,041人になると推計されています。

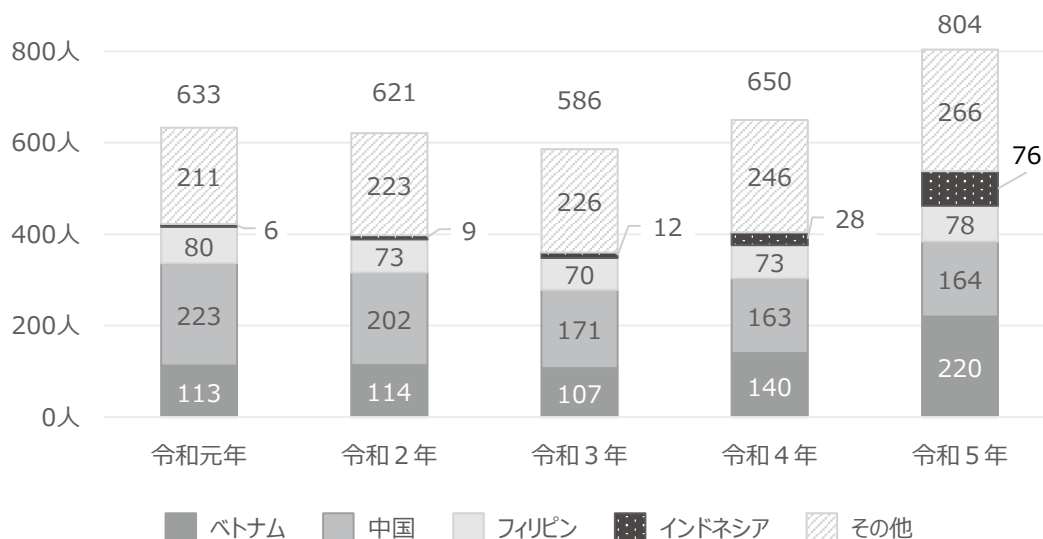
年齢3区分でみると、年少人口と生産年齢人口は減少傾向が続いており、平成27年以降、生産年齢人口の割合は60%を下回っています。



資料：令和2年までは、総務省「国勢調査」。令和7年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（令和5（2023）年推計）

一方、当市に在留する外国人の人数は増加傾向にあります。令和元年からの推移をみると、新型コロナウイルスの影響により、令和3年には若干下回りましたが、概ね 600 人台となっています。令和5年には 804 人と、前年から大きく増加しています。

◆外国人人口の推移



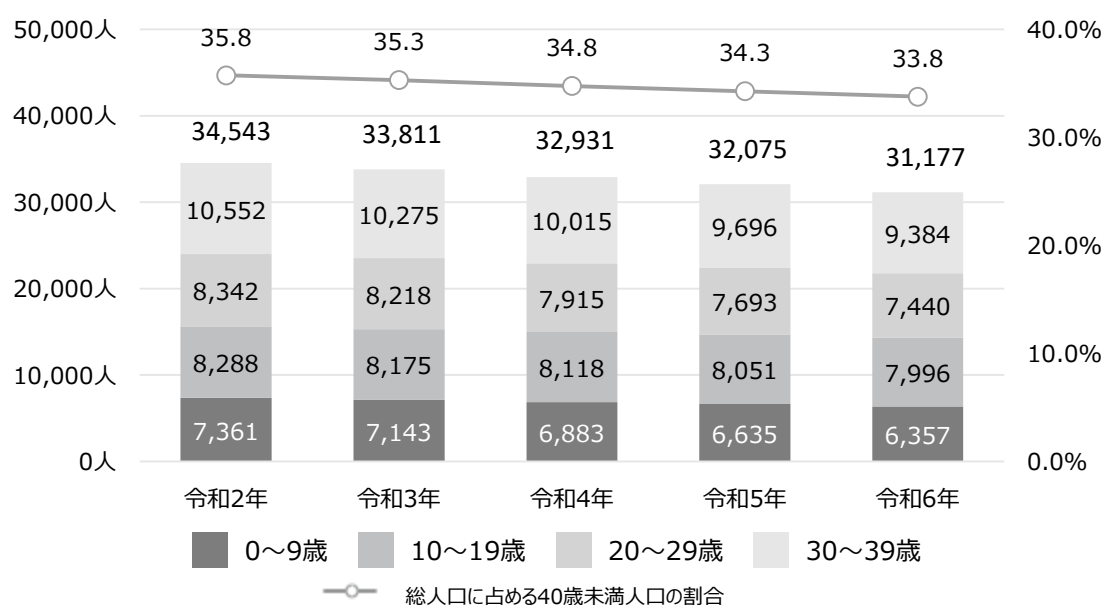
資料：法務省「在留外国人統計」

(2) こども・若者人口

令和2年以降、当市の40歳未満人口は減少しており、令和6年では 31,177 人となっています。年齢階層別にみると、「0～9歳」「10～19歳」「20～29歳」「30～39歳」の全ての年齢層において減少しています。

また、総人口に占める40歳未満人口の割合も減少しており、令和6年では 33.8%となっています。

◆こども・若者の年齢階層別人口の推移

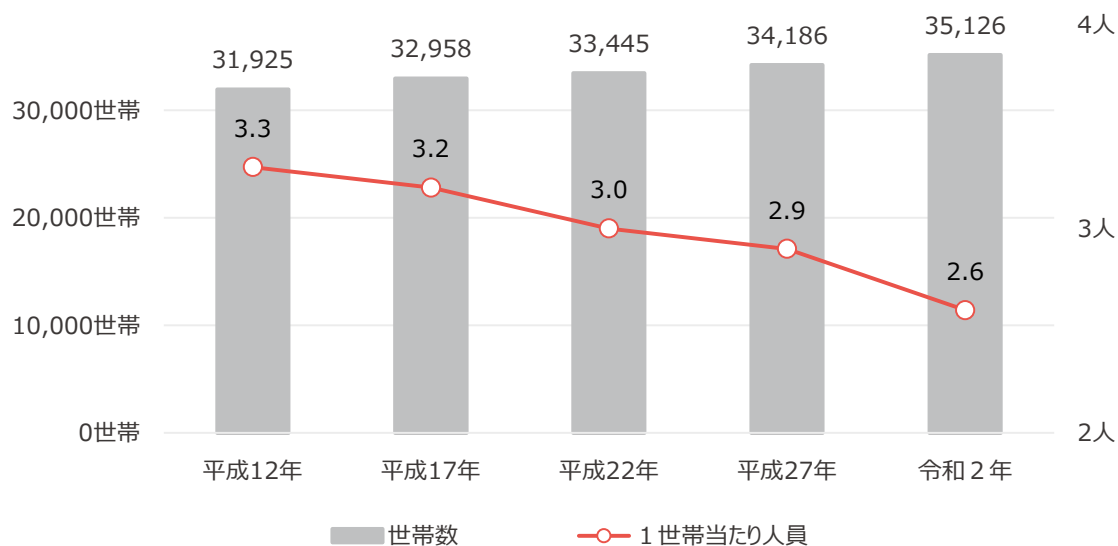


資料：住民基本台帳（各年3月末）

(3) 世帯の状況

①世帯数及び1世帯当たり人口の推移

世帯数は増加を続けており、令和2年には35,126世帯となっています。一方、1世帯当たり人員は減少が続いており、令和2年には2.6人となっています。

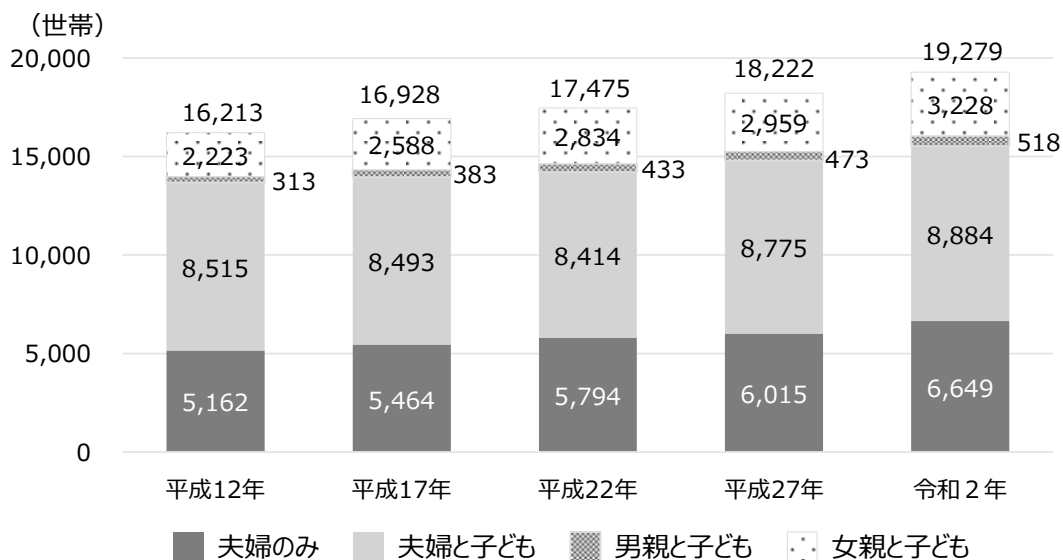


資料：総務省「国勢調査」

②核家族世帯数の推移

核家族世帯数は増加傾向にあり、令和2年には19,279世帯となっています。

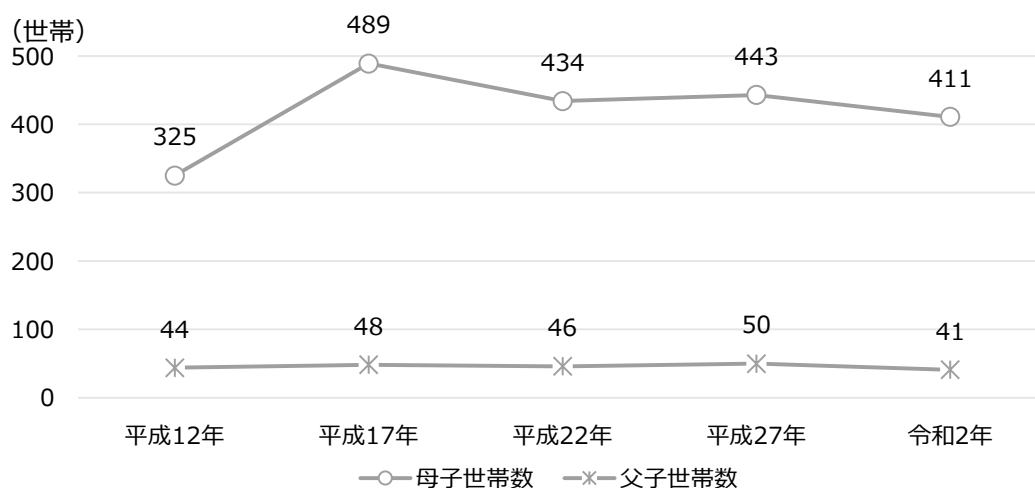
世帯類型別構成をみると、いずれの類型においても平成27年から令和2年にかけて増加しているものの、構成比では夫婦と子どもの割合が低下している一方、それ以外の類型では上昇しています。



資料：総務省「国勢調査」

③ひとり親世帯数の推移

「母子世帯」は平成 17 年に大きく増加して以降、400 世帯台で推移しています。令和 2 年の母子世帯数は 411 世帯に対し、父子世帯数は 41 世帯となっており、母子世帯数が父子世帯数を大きく上回っていますが、「母子世帯」「父子世帯」ともほぼ横ばいで推移しています。

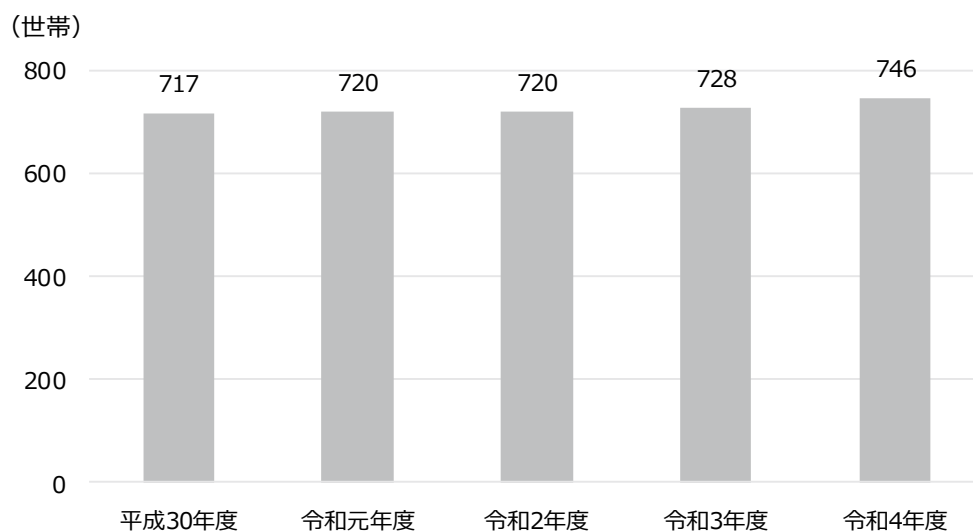


資料：総務省「国勢調査」

注意：②核家族世帯数の推移における「女親と子どもの世帯数（又は男親と子どもの世帯数）」は核家族世帯のうち「女親（又は男親）と未婚の子」の世帯数であるのに対し、③ひとり親世帯の推移における「母子世帯数（又は父子世帯数）」は他の世帯員と同居する母子（又は父子）世帯数をいう。

④生活保護世帯数の推移

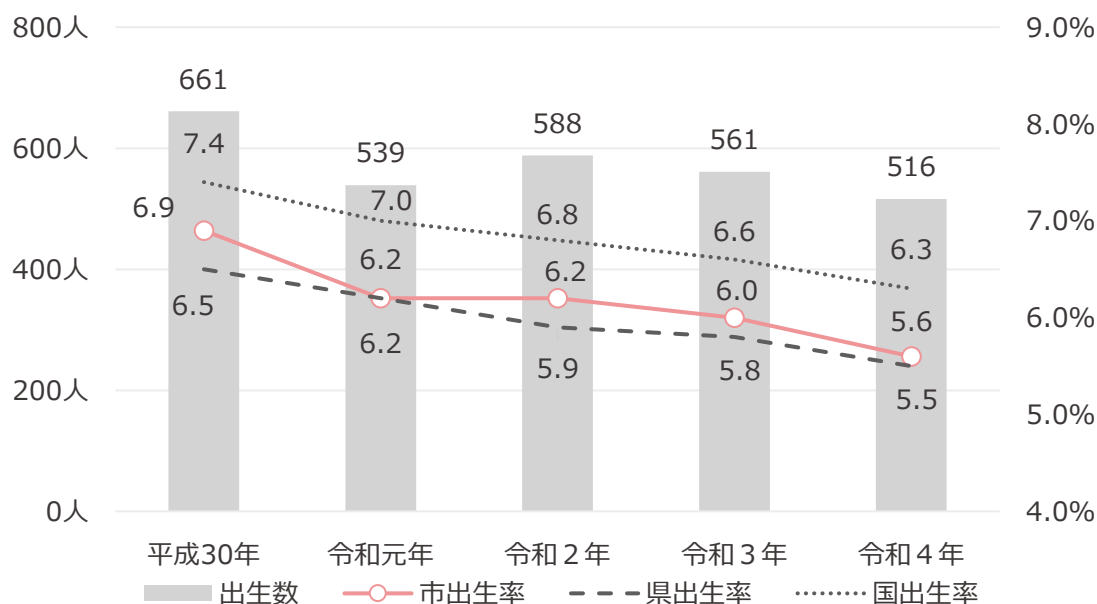
生活保護世帯数の推移をみると、平成 30 年度以降、緩やかな増加傾向にあります。令和 4 年度の生活保護世帯数は 746 世帯となっています。



資料：新発田地域振興局「健康福祉環境部」

(4) 出生数、出生率の推移

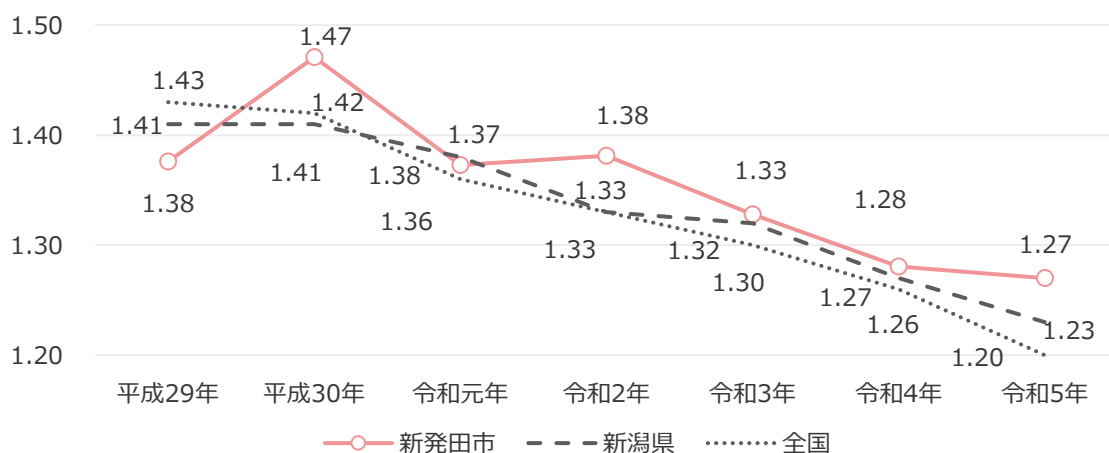
出生数は令和元年に 600 人を下回り、令和 4 年には 516 人となっています。
出生率は、国に比べて低いものの、県と比べると、高い年が多くなっています。



資料：新潟県「福祉保健年報」

(5) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は低下傾向となっており、令和 5 年には 1.27 人となっています。
国や県に比べると低下は緩やかであり、国や県に比べて高く推移しています。



資料：新潟県「福祉保健年報」

(6) 未婚率の推移

未婚率は男女とも、年々上昇傾向にあります。

◆男性の未婚率の推移

(%)

区分	市			県	国
	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 2 年	令和 2 年
15～19 歳	99.6	99.7	99.7	99.7	99.8
20～24 歳	91.8	93.6	93.8	95.0	95.2
25～29 歳	70.1	69.9	71.6	73.2	72.9
30～34 歳	46.7	49.2	49.9	50.4	47.4
35～39 歳	37.2	36.3	37.7	37.1	34.5
40～44 歳	30.2	32.8	31.9	30.7	29.1
45～49 歳	23.7	27.3	31.8	28.7	27.2
50～54 歳	18.8	22.2	27.0	26.9	24.2
55～59 歳	14.6	18.6	22.2	22.0	19.6

◆女性の未婚率の推移

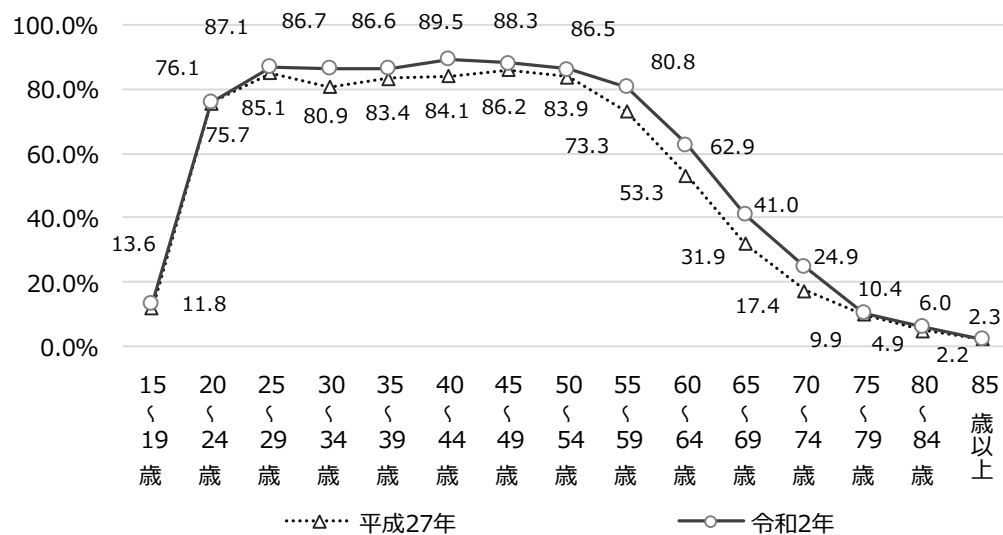
(%)

区分	市			県	国
	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 2 年	令和 2 年
15～19 歳	99.3	99.6	99.8	99.7	99.6
20～24 歳	87.3	89.5	90.8	91.9	92.3
25～29 歳	56.0	58.3	58.1	61.3	62.4
30～34 歳	31.8	34.3	35.4	35.5	35.2
35～39 歳	21.1	22.1	24.3	23.6	23.6
40～44 歳	14.1	17.4	19.5	19.1	19.4
45～49 歳	9.2	13.8	16.3	16.6	17.6
50～54 歳	6.3	9.3	13.3	14.2	15.2
55～59 歳	4.2	6.1	9.5	9.9	11.3

資料：総務省「国勢調査」

(7) 女性の労働力率の推移

平成 27 年と令和 2 年を比べると、女性の労働力率は上昇しており、「M 字カーブ」も解消傾向にあります。年代別にみると、全ての年代で労働力率は上昇しています。



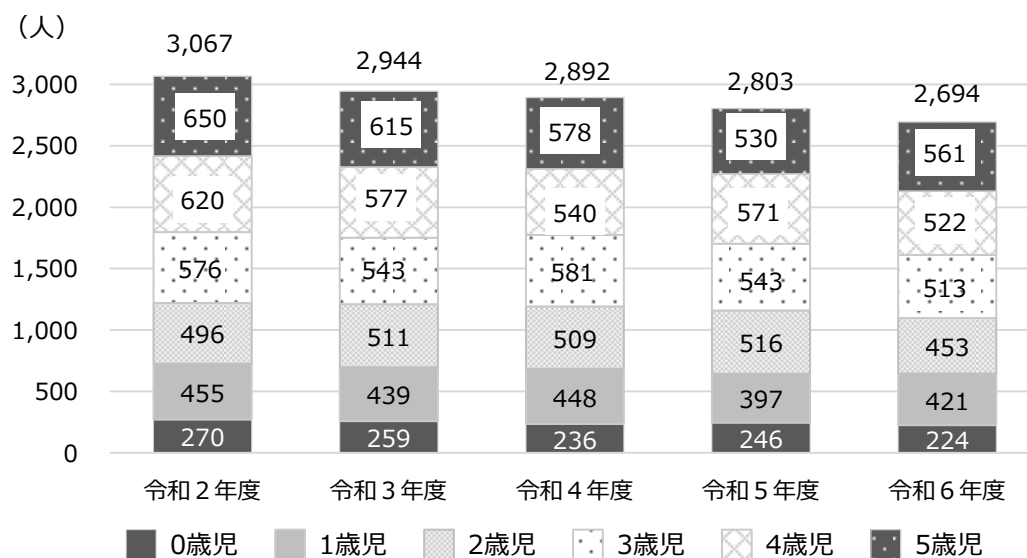
資料：総務省「国勢調査」

(8) こどもの状況

① 保育園及び認定こども園（保育部）入園者数の推移

保育園及び認定こども園（保育部）の入園者数は、減少傾向にあります。令和6年度は前年度と比べて109人減少し、2,694人となりました。

◆ 保育園及び認定こども園（保育部）の入園者数の推移（10月1日時点）



資料：こども課

② 待機児童数の推移

平成28年10月1日時点で2人（0歳児2人）となって以降、待機児童は発生していません。

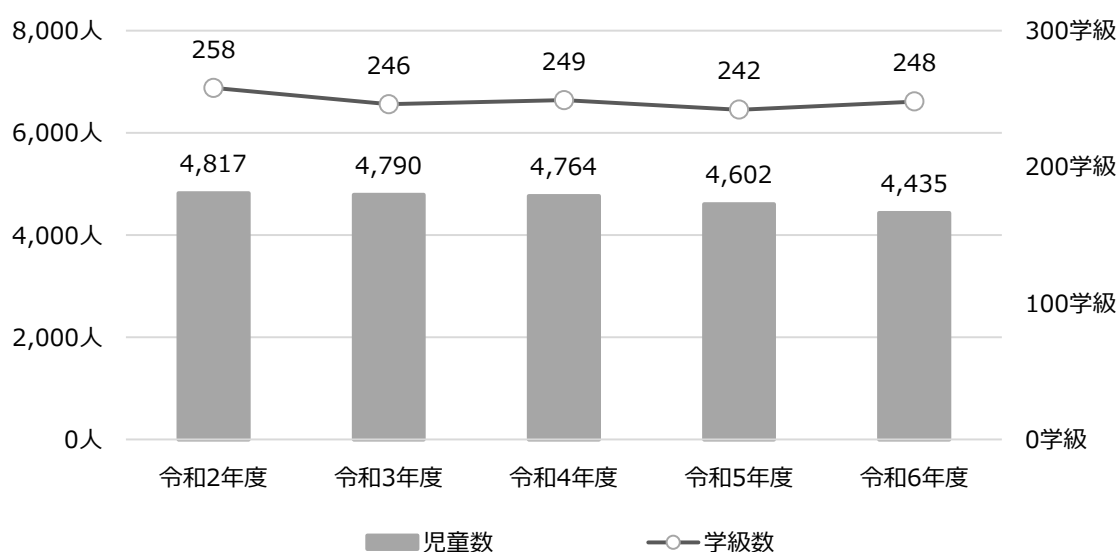
③小中学校の児童数・学級数の推移

当市の公立小学校の学校数は、15校となっています。児童数は、緩やかな減少傾向にあり、令和6年度の児童数は4,435人となっています。

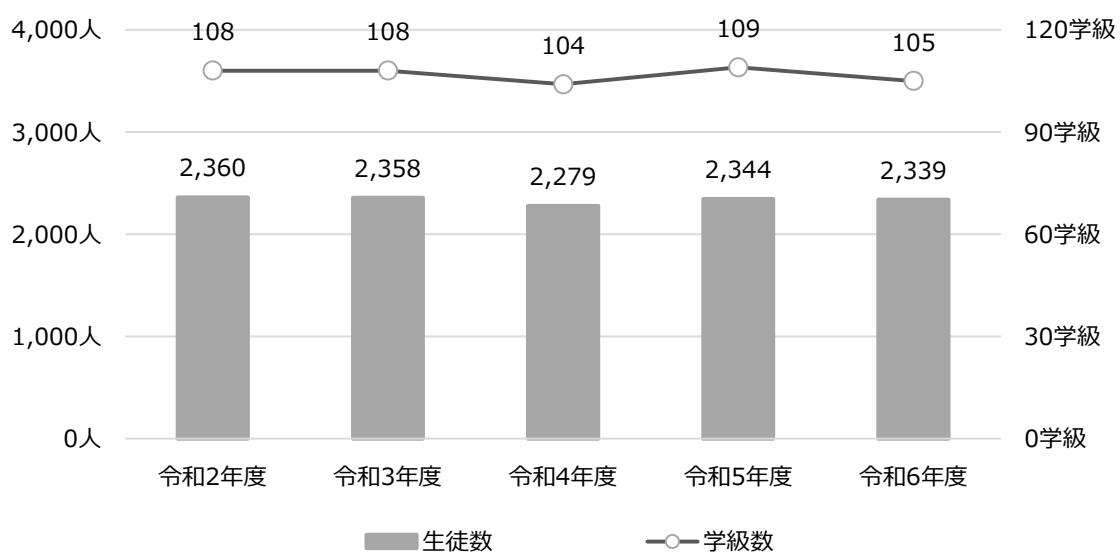
当市の公立中学校の学校数は、10校となっています。生徒数は、概ね横ばいとなっており、令和6年度の生徒数は2,339人となっています。

学級数は小学校、中学校とも概ね横ばいで推移しており、令和6年度の学級数は小学校で248学級、中学校で105学級となっています。

◆小学校の児童数・学級数の推移



◆中学校の生徒数・学級数の推移

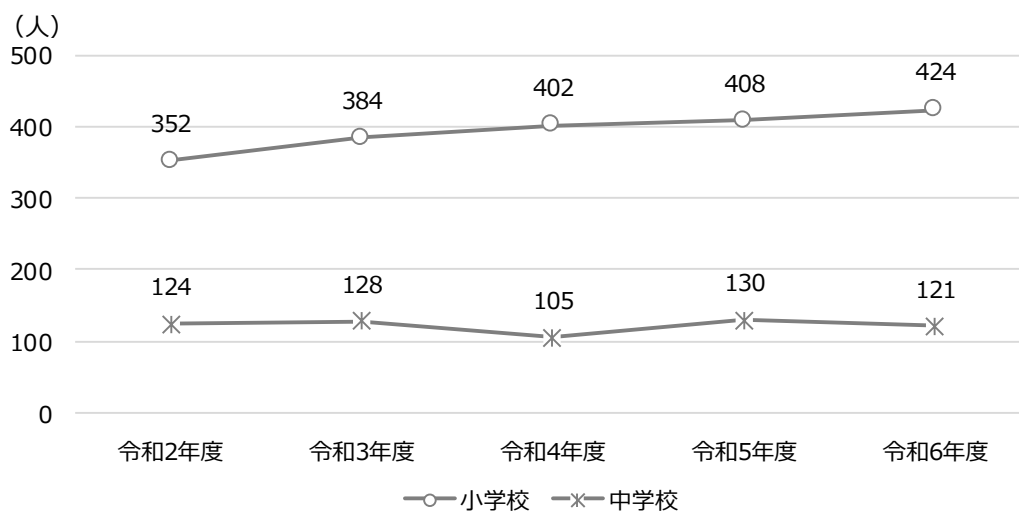


資料：新発田市教育委員会

④特別支援学級の児童生徒数の推移

小学校は、増加傾向となっています。中学校は、概ね横ばいでの推移となっています。なお、令和6年度の特別支援学級の児童生徒数は、小学校で424人、中学校で121人となっています。

◆特別支援学級（小・中学校）の児童生徒数の推移

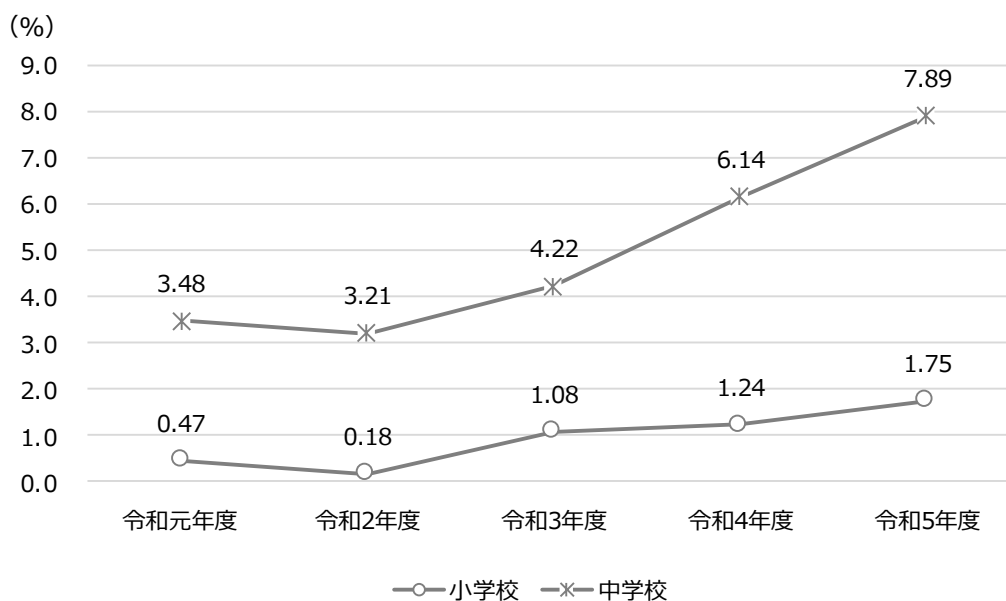


資料：新発田市教育委員会

⑤不登校率の推移

当市の小学校、中学校における不登校率は、いずれも上昇傾向にあります。令和5年度の不登校率は、小学校で1.75%、中学校で7.89%と、直近5年間で最も高くなっています。

◆不登校率（小・中学校）の推移

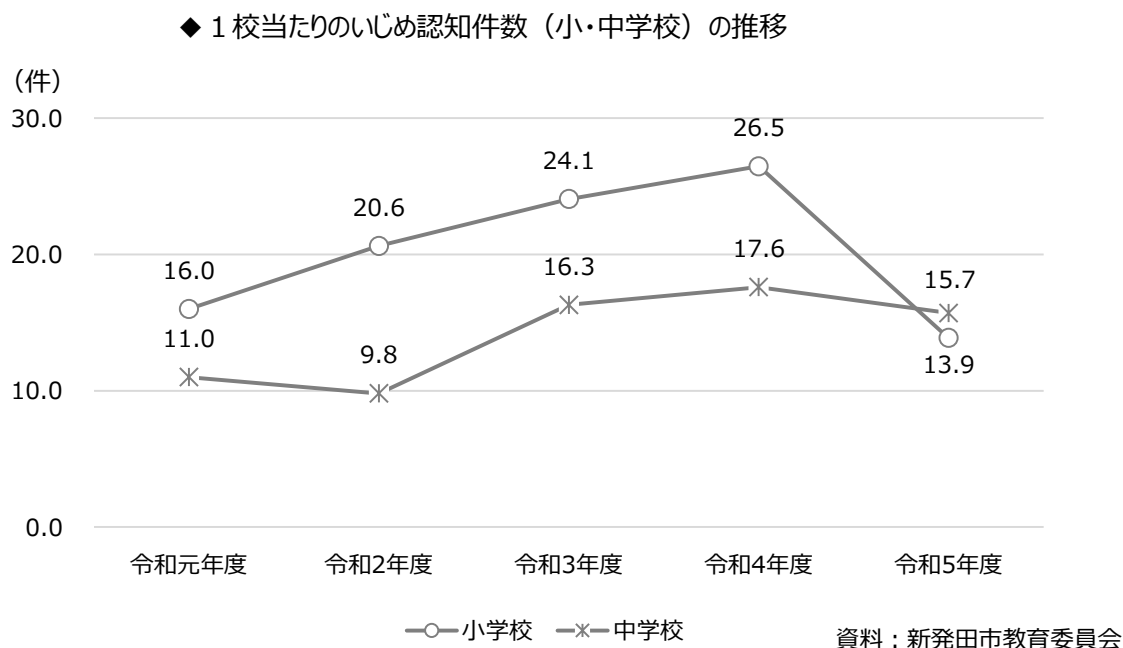


資料：新発田市教育委員会

⑥ 1校当たりのいじめ認知件数の推移

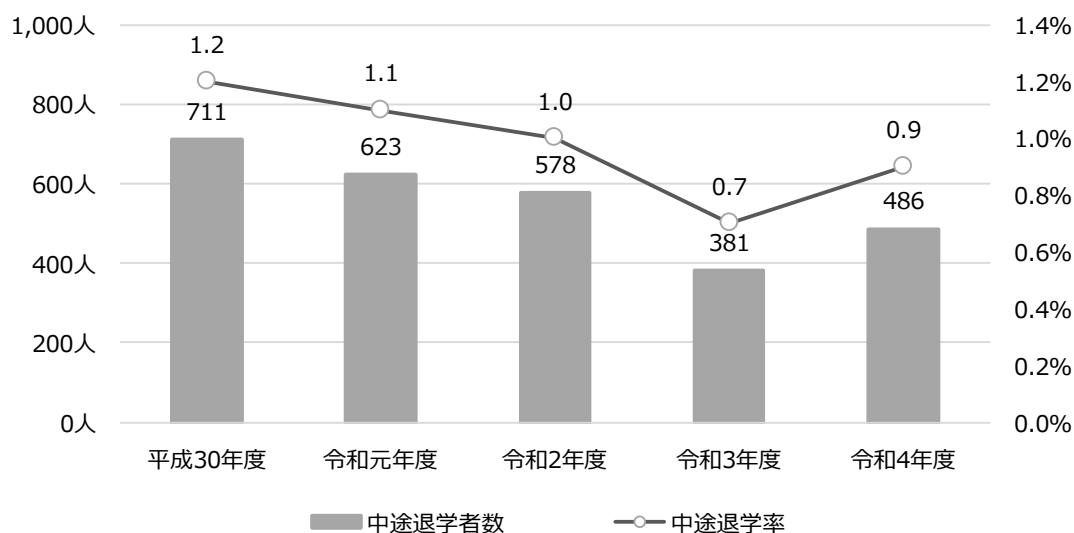
当市の小学校、中学校における1校当たりのいじめ認知件数（認知件数÷学校数）は、小学校では令和4年度まで上昇傾向にあったものの、令和5年度では低下しています。一方、中学校では令和3年度、4年度で上昇したものの、令和5年度では低下しています。

令和5年度の1校当たりのいじめ認知件数は、小学校で13.9件、中学校で15.7件となっています。



⑦ 新潟県の高等学校中途退学者数の推移

新潟県内の高等学校中途退学者数は、概ね1%前後で推移しています。令和3年度まで減少していたものの、令和4年度には増加に転じています。



資料：新潟県「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

2 アンケート調査結果等からみえる現状

「こども基本法」では、国・地方公共団体において、こども施策を策定・実施・評価するにあたっては、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために、必要な措置を講ずることと定められています。

このようなことを踏まえ、本計画の策定にあたっては以下のとおりこども・若者、子育て当事者からの意見聴取を行い、調査結果の分析等を行いました。

【調査の概要】

① こども・子育て支援に関する調査

調 査 の 対 象	① 就学前児童の保護者 1,386 件 ② 小学生児童の保護者 886 件 ③ 市内の小・中学校に通学する小・中学生 1,532 件 ④ 市内の高等学校に通学する高校生 1,191 件 ⑤ 市内の事業所 1,823 件
調 査 期 間	令和5年12月
調 査 方 法	①② 郵送による配布、郵送又は Web による回答 ③④ 学校を通して配布、Web による回答 ④⑤ 郵送又は各商工会を通して配布、郵送又は Web による回答
回 収 数 (有効回答率)	① 712 件 (51.4%) ② 610 件 (68.8%) ③ 1,174 件 (76.6%) ④ 446 件 (37.4%) ⑤ 403 件 (22.1%)

② こどもの生活実態調査

調 査 の 対 象	① 小学3年生児童(750件)とその保護者(750件) ② 小学5年生児童(797件)とその保護者(797件) ③ 中学2年生生徒(851件)とその保護者(850件) ④ 16-17歳(788件)とその保護者(788件) ⑤ 市内の子育て支援機関 16件
調 査 期 間	令和6年7月
調 査 方 法	①～③ 学校を通して配布、郵送又は Web による回答 ④⑤ 郵送による配布、郵送又は Web による回答
回 収 数 (有効回答率)	① 児童：367件(48.9%)、保護者：356件(47.5%) ② 児童：408件(51.2%)、保護者：371件(46.5%) ③ 生徒：526件(61.8%)、保護者：372件(43.8%) ④ 本人：434件(55.1%)、保護者：351件(44.5%) ⑤ 9件(56.3%)

③ こども・子育て支援に関する調査

調 査 の 対 象	ひとり親世帯の方 649 件
調 査 期 間	令和 6 年 7 月
調 査 方 法	郵送による配布、郵送又は Web による回答
回 収 数 (有 効 回 答 率)	291 件 (44.8%)

④ こども・若者の意識調査

調 査 の 対 象	18－39 歳の市内在住者 1,099 件
調 査 期 間	令和 6 年 7 月
調 査 方 法	郵送による配布、郵送又は Web による回答
回 収 数 (有 効 回 答 率)	395 件 (35.9%)

※アンケート結果の留意点

- ・回答項目の比率は小数点以下第 2 位を四捨五入して算出しているため、合計が 100.0%にならない場合があります。また、複数回答については、合計が 100%を超える場合があります。
- ・図表中の「n = ○○」とは、集計対象者総数（又は分類別の該当対象者数）を示しています。

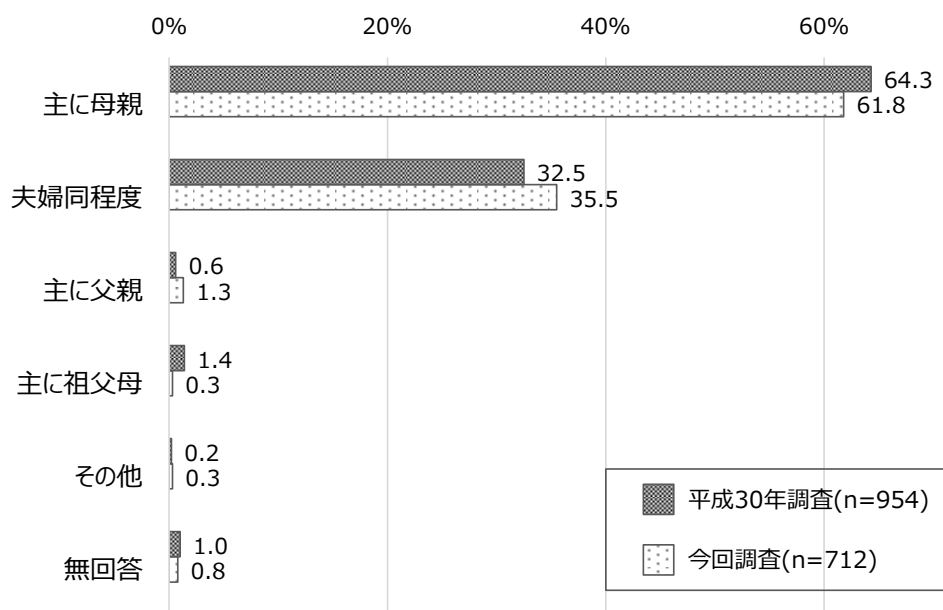
【調査結果の概要】

ア こども・子育てに関するニーズ調査

(1) 就学前児童の保護者

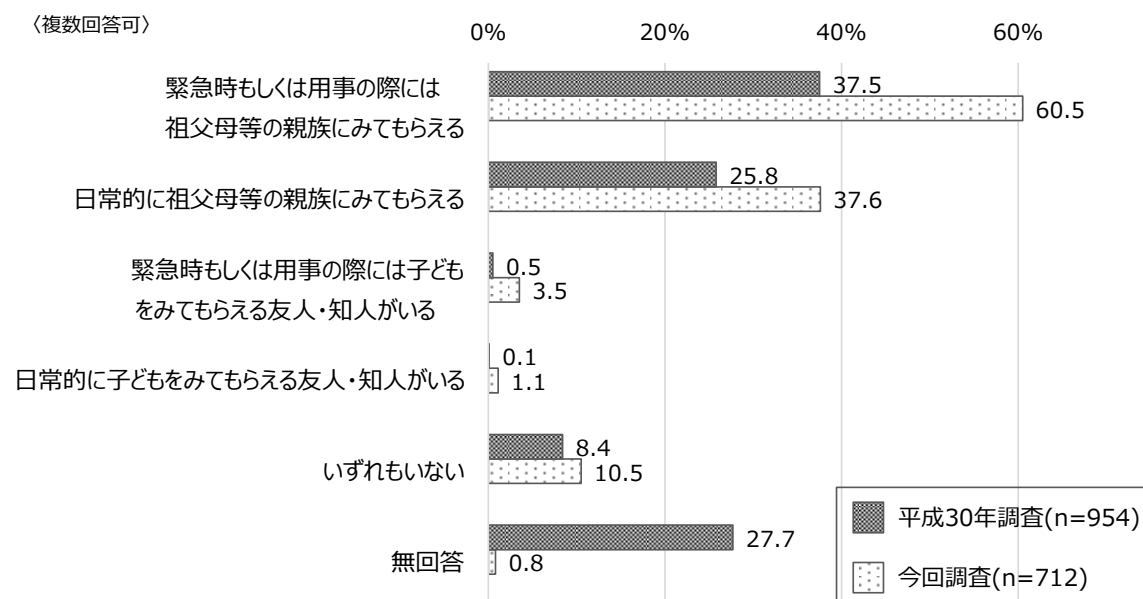
①主として子育てする方

「主に母親」の割合が61.8%で最も高くなっています。平成30（2018）年調査と比べると、「夫婦同程度」が上昇しています。



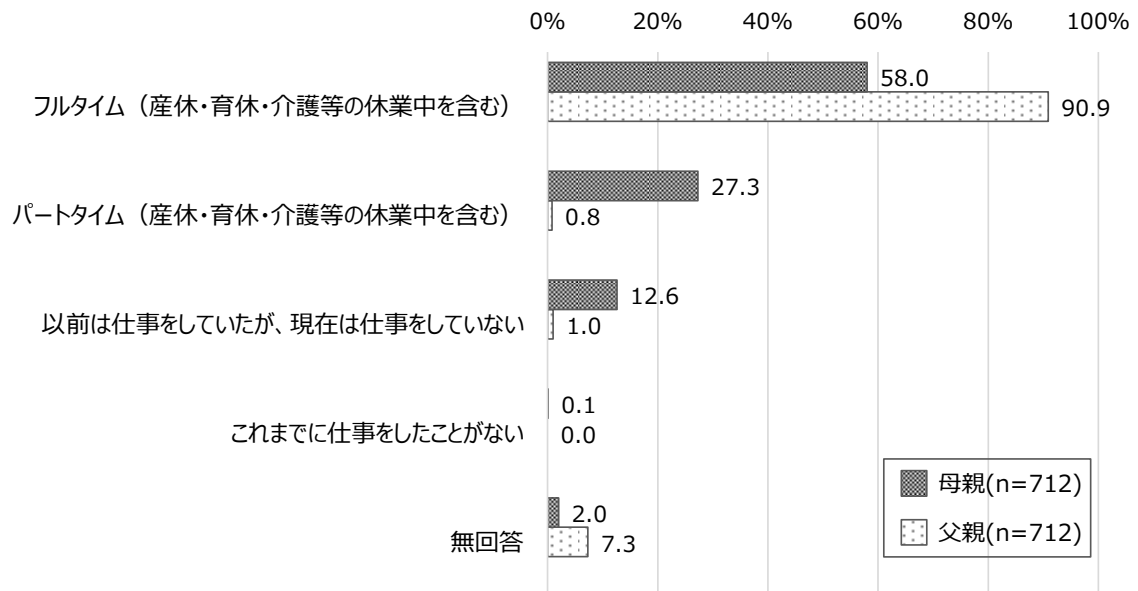
②育児協力者の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が60.5%で最も高くなっています。一方、「いずれもない」は10.5%となり、平成30年調査に比べて上昇しています。



③母親、父親の就労状況

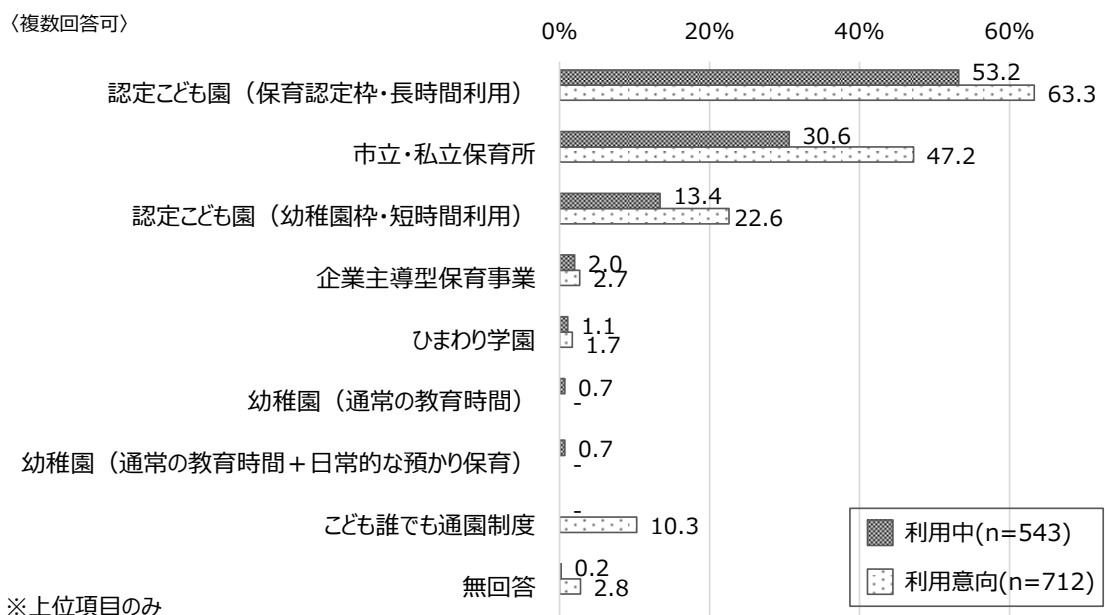
母親、父親ともに「フルタイム（産休・育休・介護等の休業中を含む）」の割合が最も高く、それぞれ 58.0%、90.9%となっています。なお、「パートタイム（産休・育休・介護等の休業中を含む）」と合わせた『就労している』は母親で 85.3%、父親で 91.7%となっています。



④定期的な教育・保育事業の利用状況、利用意向

現在の利用状況では、「認定こども園（保育認定枠・長時間利用）」の割合が 53.2%と最も高くなっています。

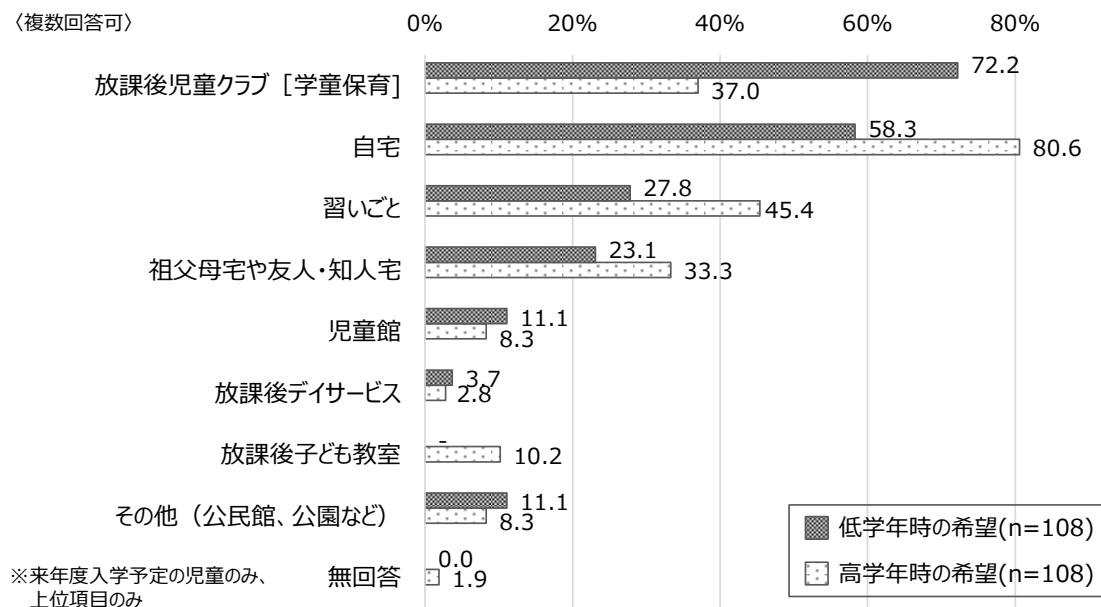
今後の利用意向においても「認定こども園（保育認定枠・長時間利用）」の割合が 63.3%と最も高くなっています。



⑤小学校での放課後の過ごし方の意向

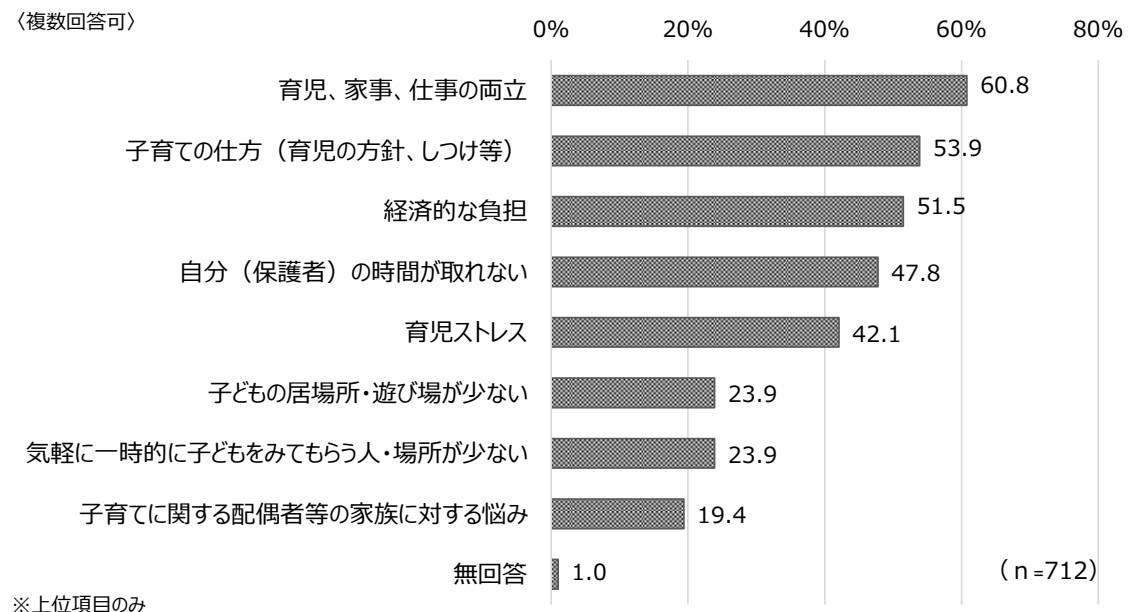
低学年時では、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が72.2%と最も高く、次いで「自宅」(58.3%)が高くなっています。

高学年時では、「自宅」の割合が80.6%と最も高く、次いで「習いごと」(45.4%)が高くなっています。



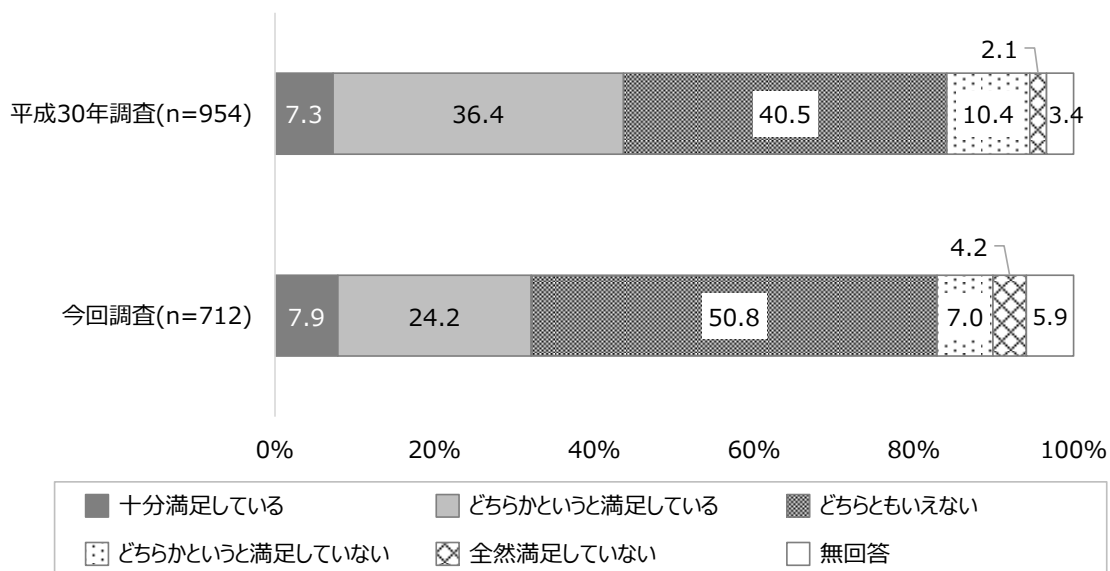
⑥子育てをする上での悩み

「育児、家事、仕事の両立」の割合が60.8%で最も高くなっています。次いで「子育ての仕方（育児の方針、しつけ等）」(53.9%)、「経済的な負担」(51.5%)が高くなっています。



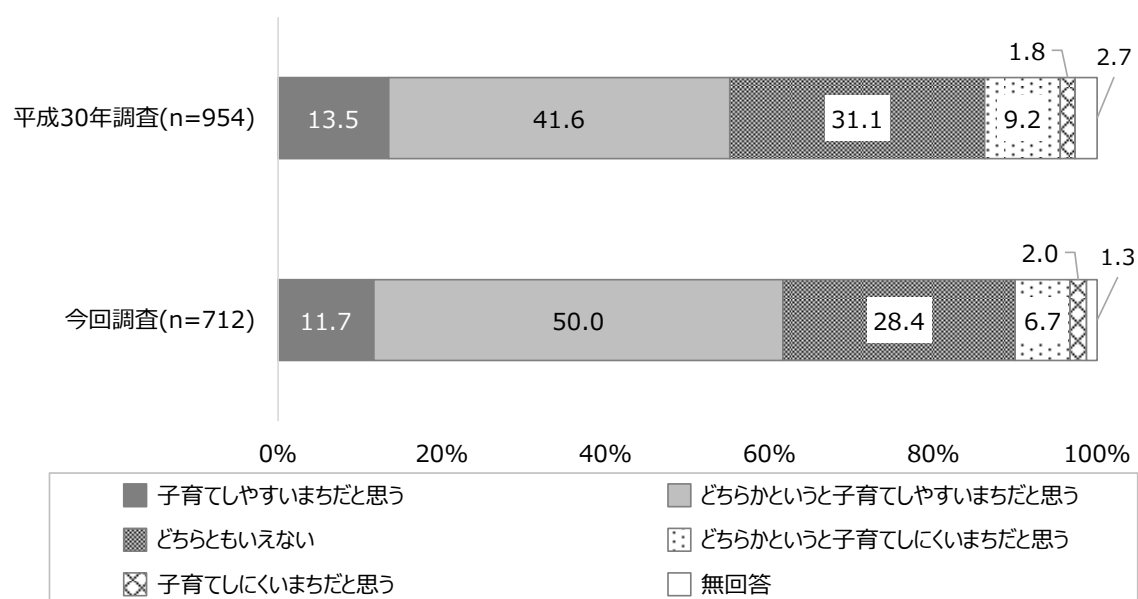
⑦子育てに関する情報の満足度

「十分満足している」「どちらかという満足している」を合わせた『満足している』の割合は32.1%となり、平成30年調査（43.7%）と比べて、低下しています。



⑧新発田市の子育てのしやすさ

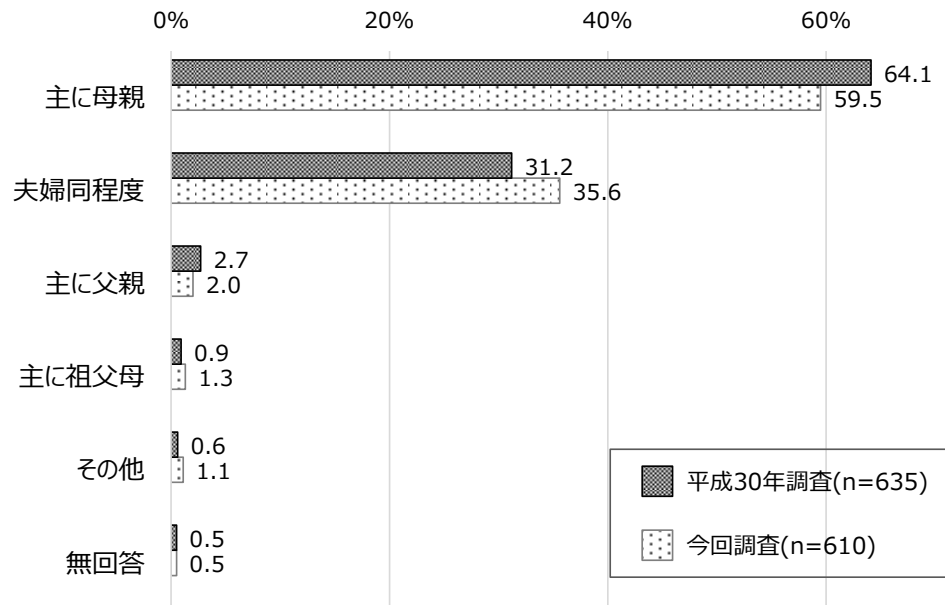
「子育てしやすいまちだと思う」「どちらかという子育てしやすいまちだと思う」を合わせた『子育てしやすい』の割合は61.7%となり、平成30年調査（55.1%）と比べて、上昇しています。



(2) 小学生児童の保護者

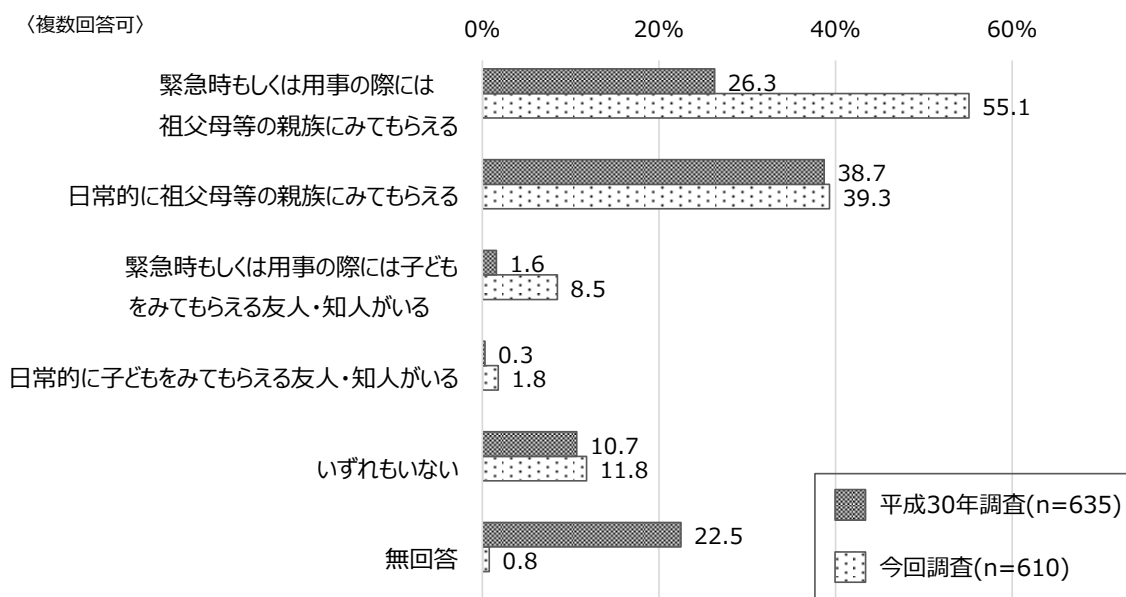
①主として子育てする方

「主に母親」の割合が59.5%で最も高くなっています。平成30年調査と比べると、「夫婦同程度」が上昇しています。



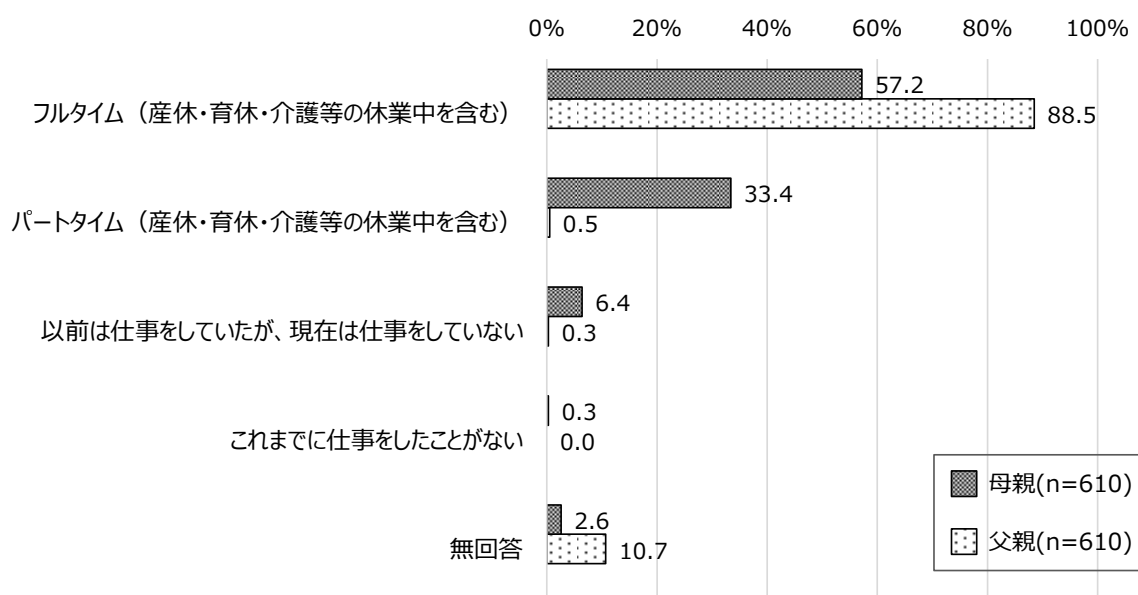
②育児協力者の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が55.1%で最も高くなっています。一方、「いずれもない」は11.8%となり、平成30年調査に比べてわずかに上昇しています。



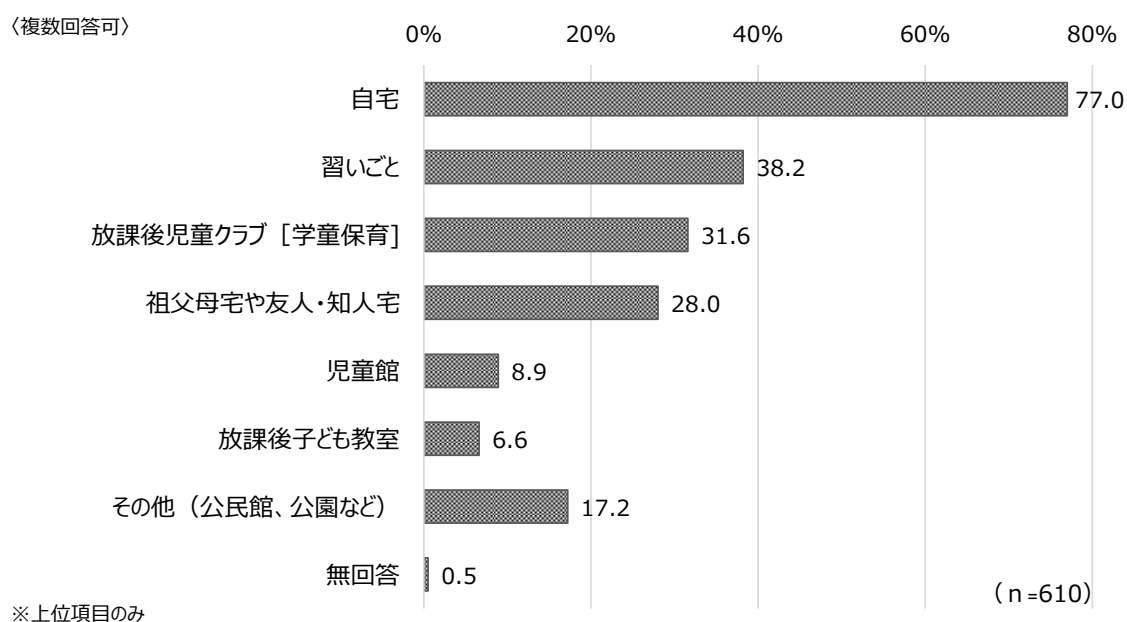
③母親、父親の就労状況

母親、父親ともに「フルタイム（産休・育休・介護等の休業中を含む）」の割合が最も高く、それぞれ57.2%、88.5%となっています。なお、「パートタイム（産休・育休・介護等の休業中を含む）」と合わせた『就労している』は母親で90.6%、父親で89.0%となっています。



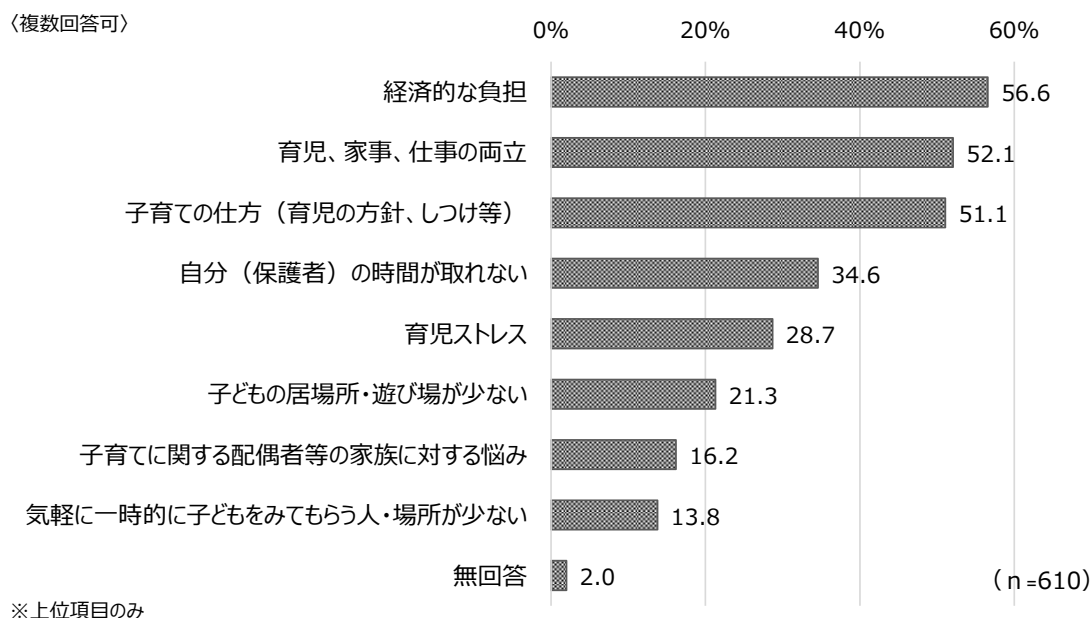
④放課後の過ごし方

「自宅」の割合が77.0%で最も高くなっており、次いで「習いごと」（38.2%）、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」（31.6%）が続いています。



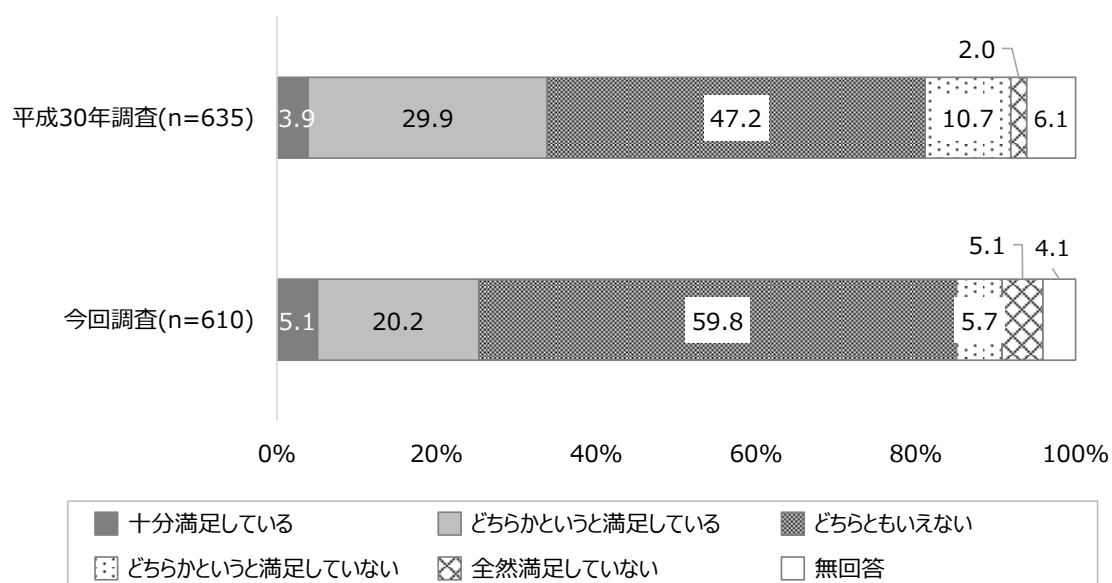
⑤子育てをする上での悩み

「経済的な負担」(56.6%)、「育児、家事、仕事の両立」(52.1%)、「子育ての仕方(育児の方針、しつけ等)」(51.1%)の割合が高くなっています。



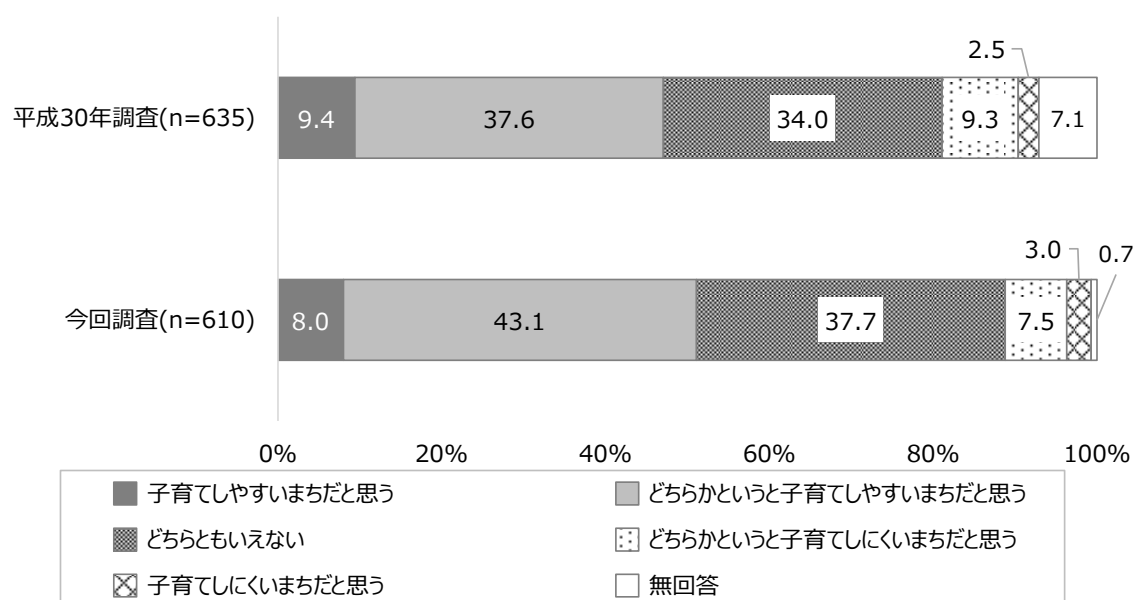
⑥子育てに関する情報の満足度

「十分満足している」「どちらかという満足している」を合わせた『満足している』の割合は25.3%となっています。『満足している』は平成30年調査(33.8%)と比べると、低下しています。



⑦新発田市の子育てのしやすさ

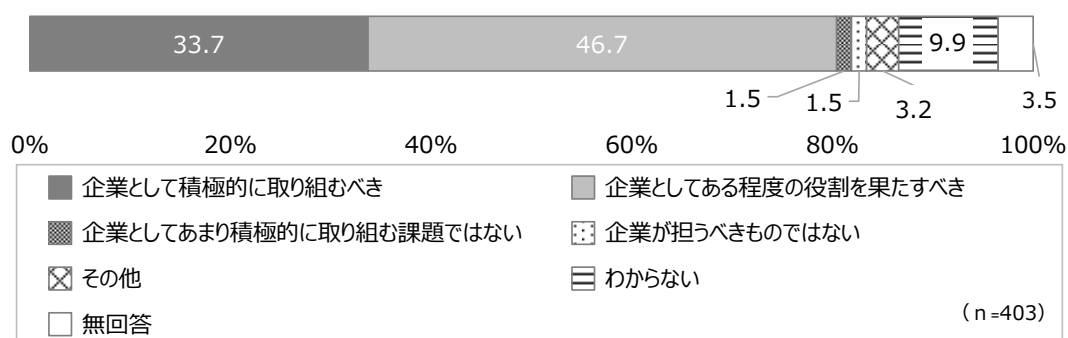
「子育てしやすいまちだと思う」「どちらかという子育てしやすいまちだと思う」を合わせた『子育てしやすい』の割合は51.1%となっています。『子育てしやすい』は平成30年調査（47.0%）と比べると、上昇しています。



（３）市内の事業所

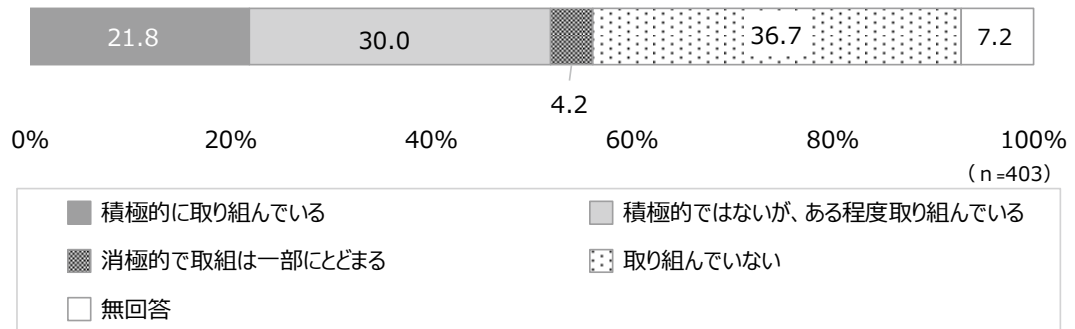
①仕事と子育ての両立支援に対する考え方

「企業として積極的に取り組むべき」「企業としてある程度の役割を果たすべき」を合わせた『企業として何らかの役割を果たすべき』の割合が 80.4%となっています。



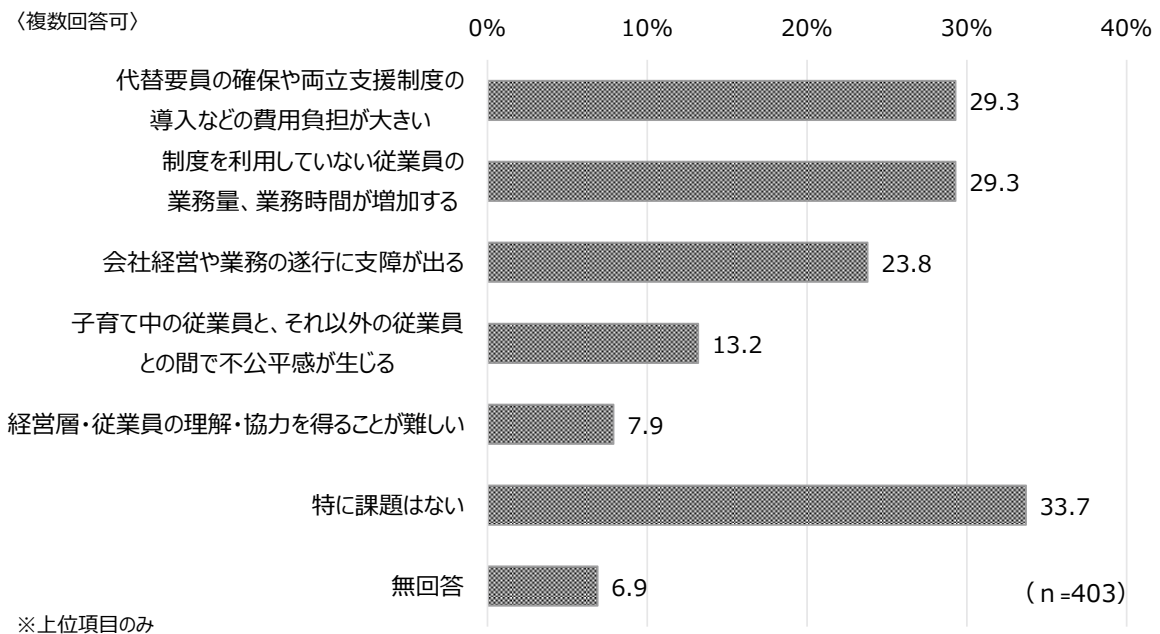
②仕事と子育ての両立支援の取組状況

「積極的に取り組んでいる」「積極的ではないが、ある程度取り組んでいる」「消極的で取組は一部にとどまる」を合わせた『取り組んでいる』割合が 56.0%となっています。



③仕事と子育ての両立支援についての課題

「代替要員の確保や両立支援制度の導入などの費用負担が大きい」「制度を利用していない従業員の業務量、業務時間が増加する」の割合が高くなっています。

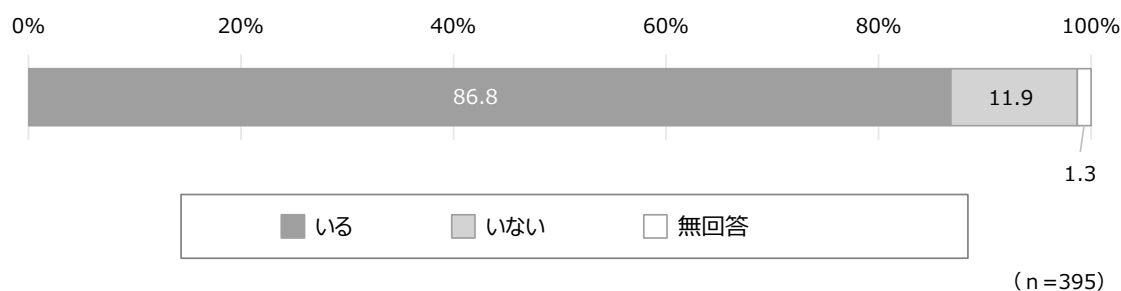


イ こども・若者を取り巻く意識に関する調査

(1) 18-39 歳の方

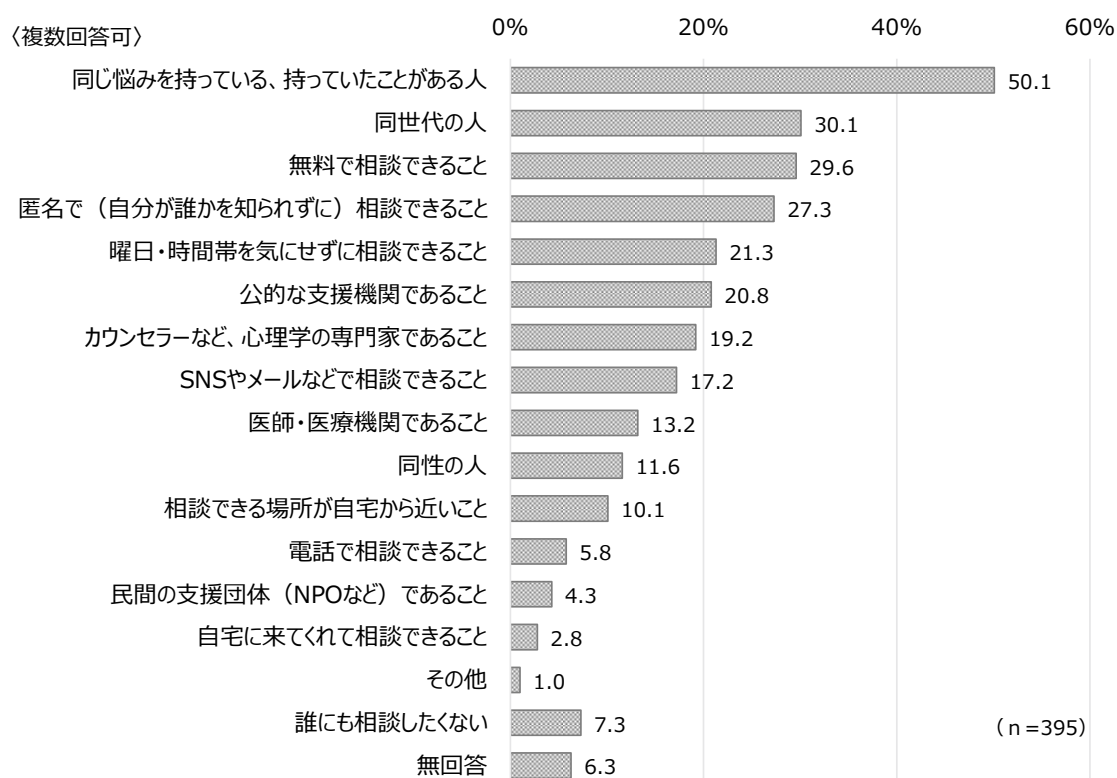
①相談相手の有無

「いる」が 86.8%となっています。一方、「いない」は 11.9%となっています。



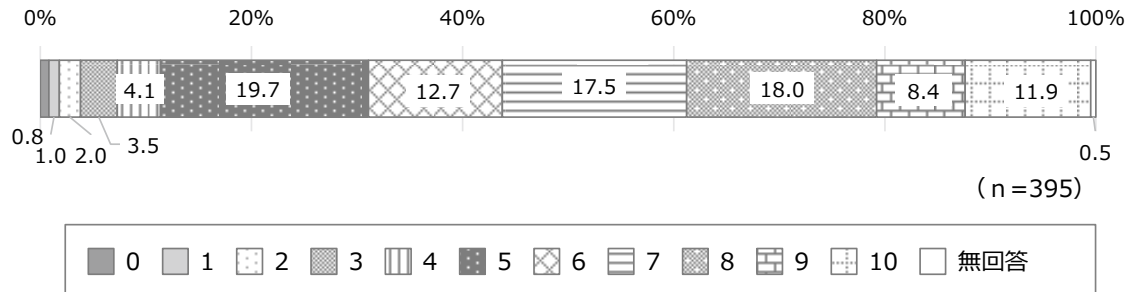
②知り合い以外に相談したい相手や場所

日常生活を円滑に送ることができない状態になったとき、家族や知り合い以外で、どのような人や場所なら相談したいと思うか尋ねたところ、「同じ悩みを持っている、持っていたことがある人」の割合が 50.1%で最も高くなっています。次いで、「同世代の人」(30.1%)、「無料で相談できること」(29.6%)、「匿名で(自分が誰かを知られずに)相談できること」(27.3%)などの順となっています。



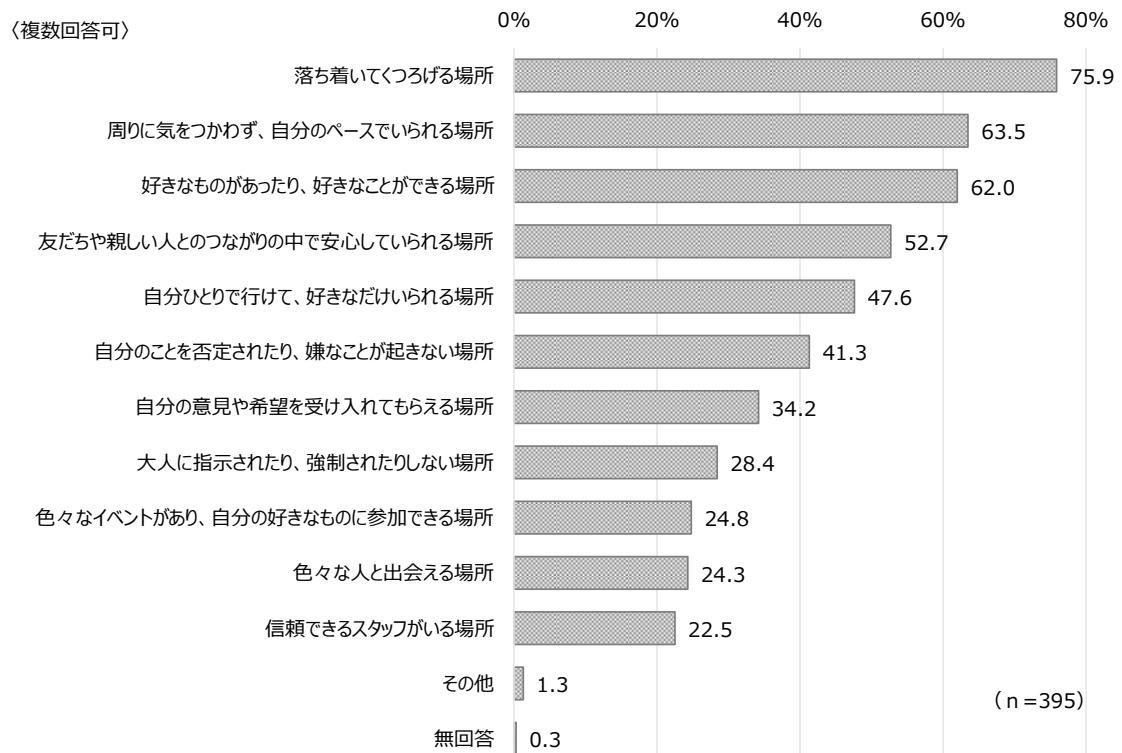
③現在の幸福度

幸福度について、「0：とても不幸」から「10：とても幸せ」の11段階で尋ねたところ、「5」が最も高い割合を占めています。なお、幸福度の平均は、6.7となっています。



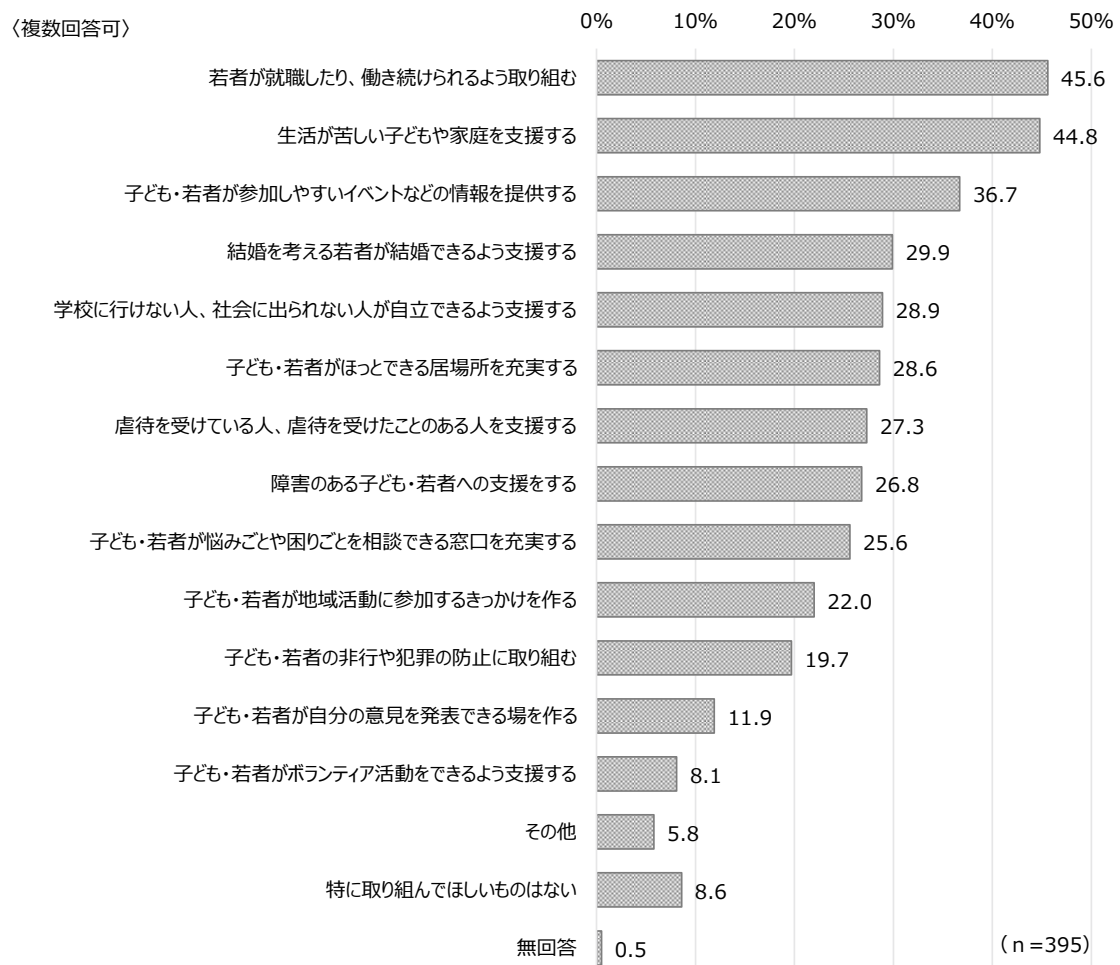
④子どもや若者にとっての居場所

子どもや若者にとっての居場所とはどんなところだと思うか尋ねたところ、「落ち着いてくつろげる場所」の割合が75.9%で最も高くなっています。次いで、「周りに気をつかわず、自分のペースでいられる場所」(63.5%)、「好きなものがあったり、好きなことができる場所」(62.0%)などの順となっています。



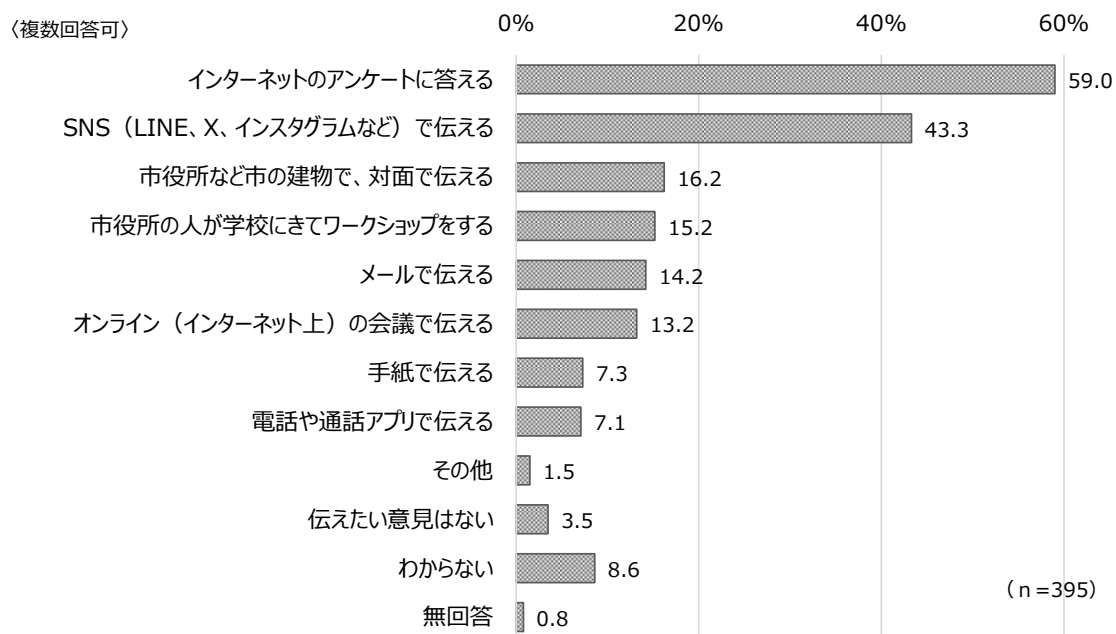
⑤新発田市にのぞむ取組

こどもや若者が希望を持てるまちになるため、新発田市に取り組んでほしいことを尋ねたところ、「若者が就職したり、働き続けられるよう取り組む」（45.6%）、「生活が苦しい子どもや家庭を支援する」（44.8%）の割合が高くなっています。次いで、「子ども・若者が参加しやすいイベントなどの情報を提供する」（36.7%）、「結婚を考える若者が結婚できるよう支援する」（29.9%）、「学校に行けない人、社会に出られない人が自立できるよう支援する」（28.9%）、「子ども・若者がほっとできる居場所を充実する」（28.6%）などの順となっています。



⑥市へ意見を伝える方法

新発田市に対し、自分の意見を伝えやすい方法を尋ねたところ、「インターネットのアンケートに答える」の割合が 59.0%で最も高くなっています。次いで、「SNS（LINE、X、Instagramなど）で伝える」（43.3%）、「市役所など市の建物で、対面で伝える」（16.2%）、「市役所の人が学校にきてワークショップをする」（15.2%）などの順となっています。



(2) 小学生、中学生、高校生、16-17 歳の方

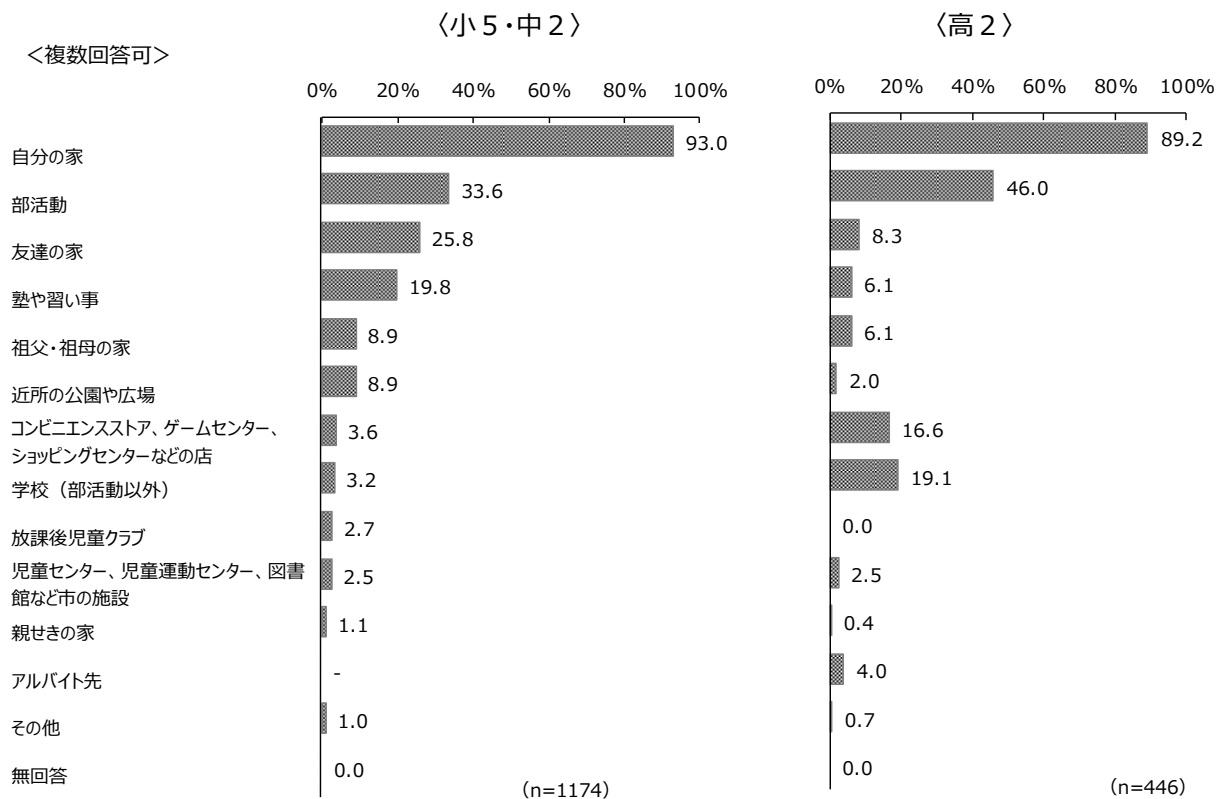
①放課後や休日を過ごす場所

放課後をみると、小学 5 年生・中学 2 年生では、「自分の家」の割合が 93.0%と最も高くなっています。次いで、「部活動」(33.6%)、「友達の家」(25.8%) などの順となっています。高校 2 年生では、「自分の家」の割合が 89.2%と最も高くなっています。次いで、「部活動」(46.0%)、「学校(部活動以外)」(19.1%) などの順となっています。

休日をみると、小学 5 年生・中学 2 年生では、「自分の家」の割合が 94.9%と最も高くなっています。次いで、「友達の家」(26.9%)、「部活動」(26.2%) などの順となっています。高校 2 年生では、「自分の家」の割合が 94.4%と最も高くなっています。次いで、「部活動」(35.4%)、「コンビニエンスストア、ゲームセンター、ショッピングセンターなどの店」(26.9%) などの順となっています。

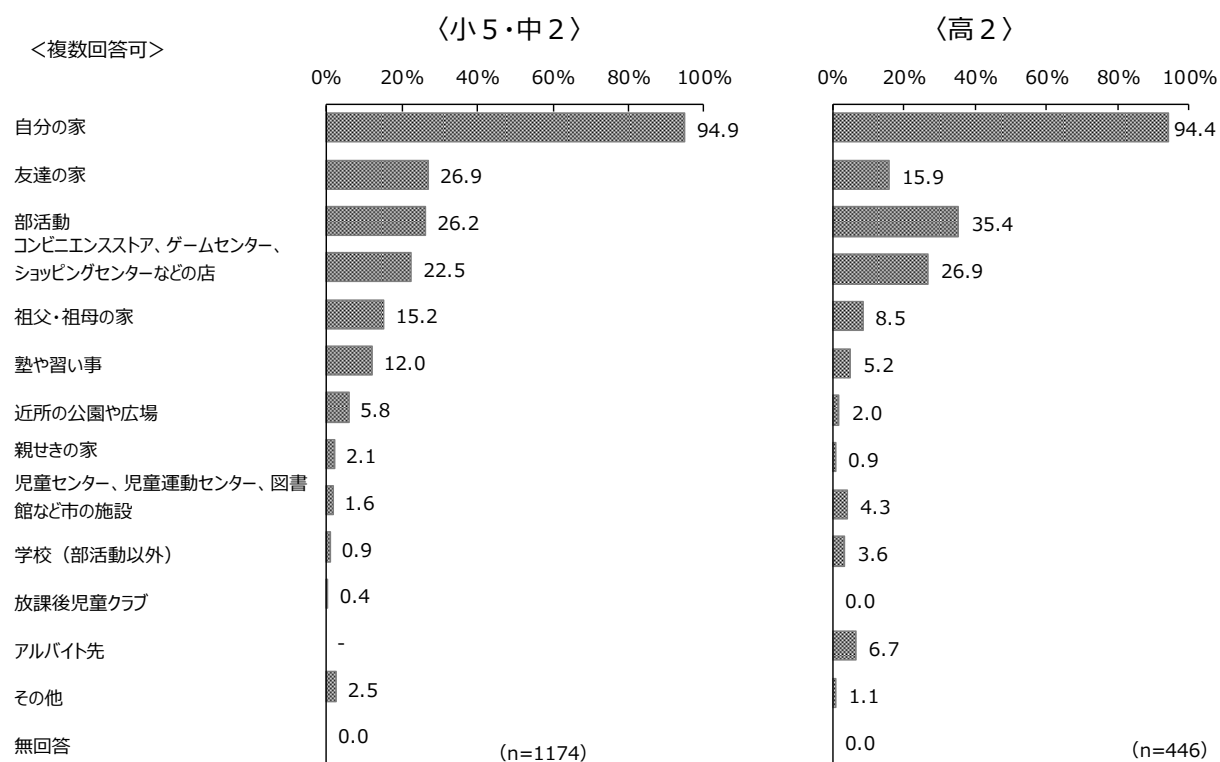
◆放課後

<複数回答可>



◆休日

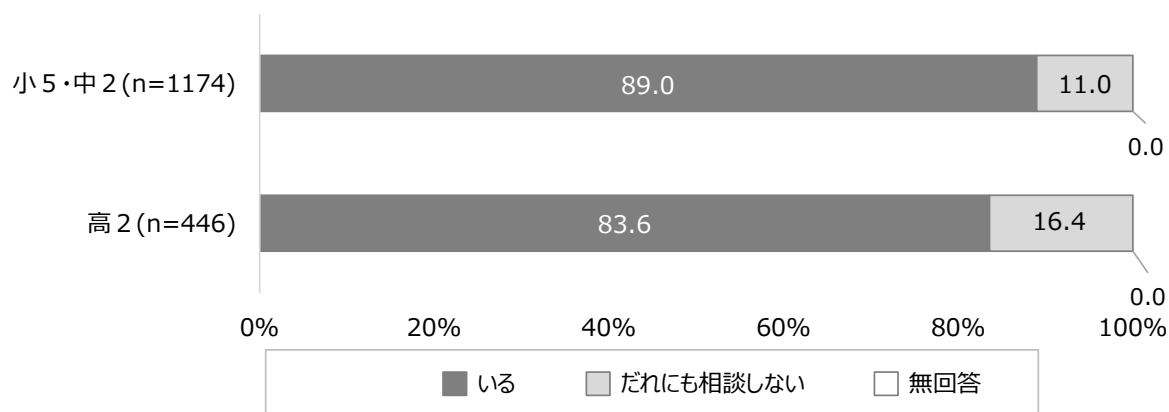
<複数回答可>



「こども・子育て支援に関する調査」より

②相談相手の有無

「いる」の割合は、小学5年生・中学2年生で89.0%、高校2年生で83.6%となっています。
一方、「だれにも相談しない」は、小学5年生・中学2年生で11.0%、高校2年生で16.4%となっています。

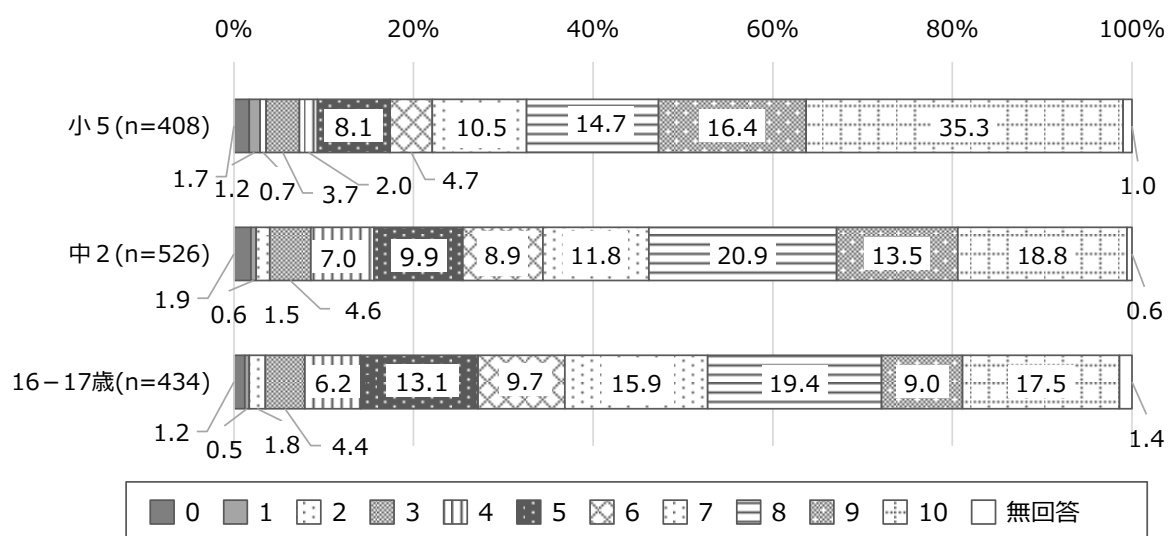


「こども・子育て支援に関する調査」より

③生活の幸福度

最近の生活の満足度について、「0：まったく満足していない」から「10：十分に満足している」の11段階で尋ねたところ、小学5年生で「10」、中学2年生と16-17歳で「8」が最も高くなっています。

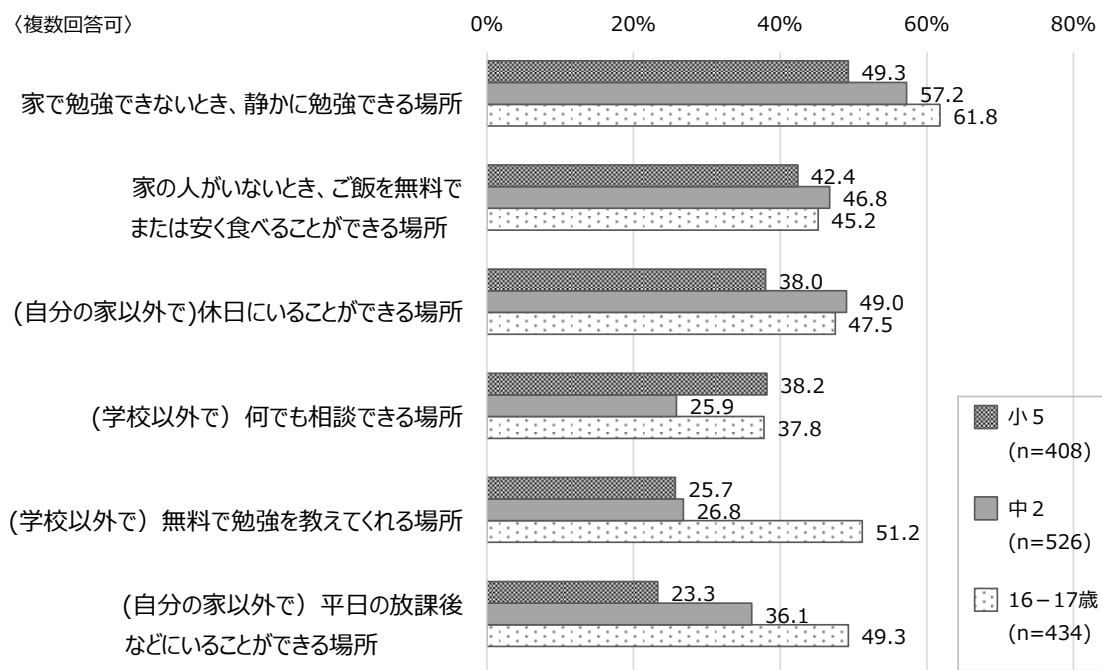
なお、満足度の平均は、小学5年生で7.9、中学2年生で7.1、16-17歳で7.0となっています。



「こどもの生活実態調査」より

④利用してみたい場所

全ての年齢で、「家で勉強できないとき、静かに勉強できる場所」の割合が最も高く、小学5年生で49.3%、中学2年生で57.2%、16-17歳で61.8%となっています。次いで、小学5年生では「家の人がいないとき、ご飯を無料でまたは安く食べることができる場所」（42.4%）、中学2年生では「(自分の家以外で)休日にいることができる場所」（49.0%）、16-17歳では「(学校以外で)無料で勉強を教えてくれる場所」（51.2%）などの順となっています。

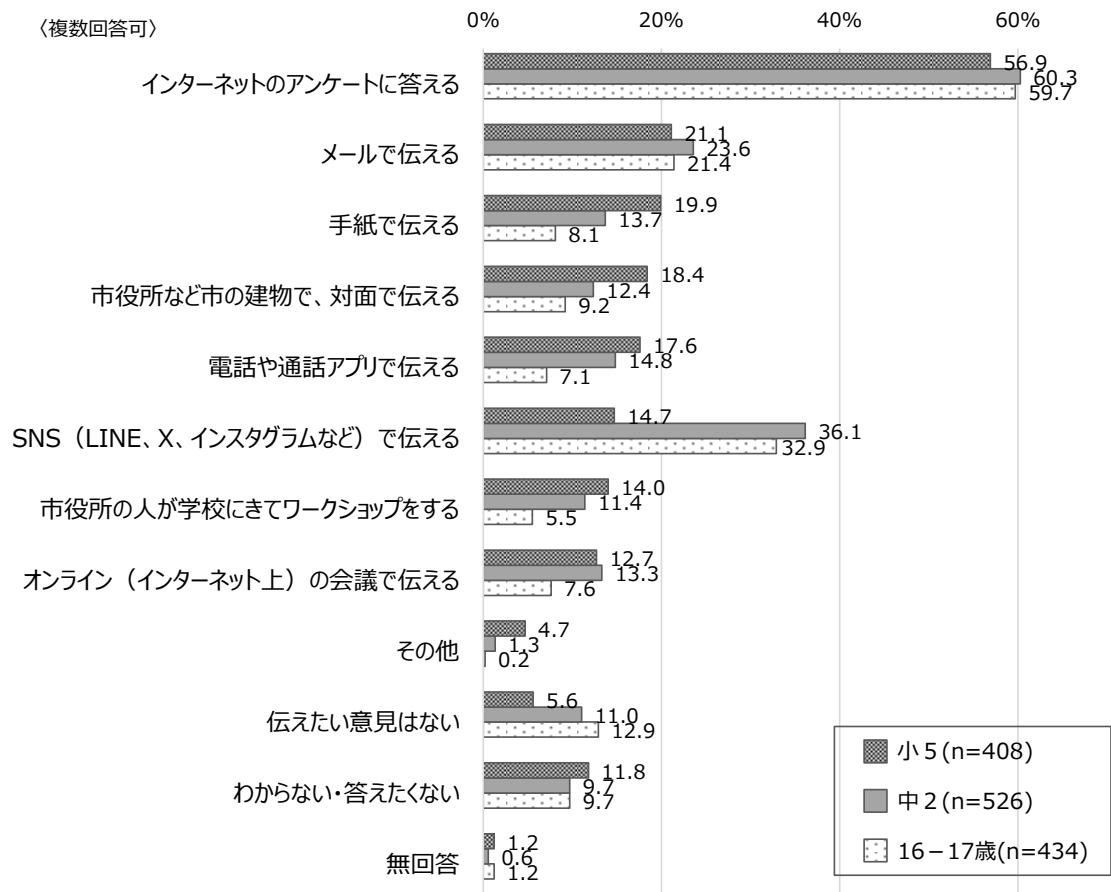


「こどもの生活実態調査」より

※それぞれの場所において、「利用したい」「利用したくない」「利用する必要がない」の3つの選択肢を設け、「利用したい」の割合を表したもの。

⑤市へ意見を伝える方法

新発田市に対し、自分の意見を伝えやすい方法を尋ねたところ、全ての年齢で、「インターネットのアンケートに答える」の割合が最も高く、小学5年生で56.9%、中学2年生で60.3%、16-17歳で59.7%となっています。次いで、小学5年生では「メールで伝える」(21.1%)、中学2年生と16-17歳では「SNS(LINE、X、Instagramなど)で伝える」(それぞれ36.1%、32.9%)などの順となっています。

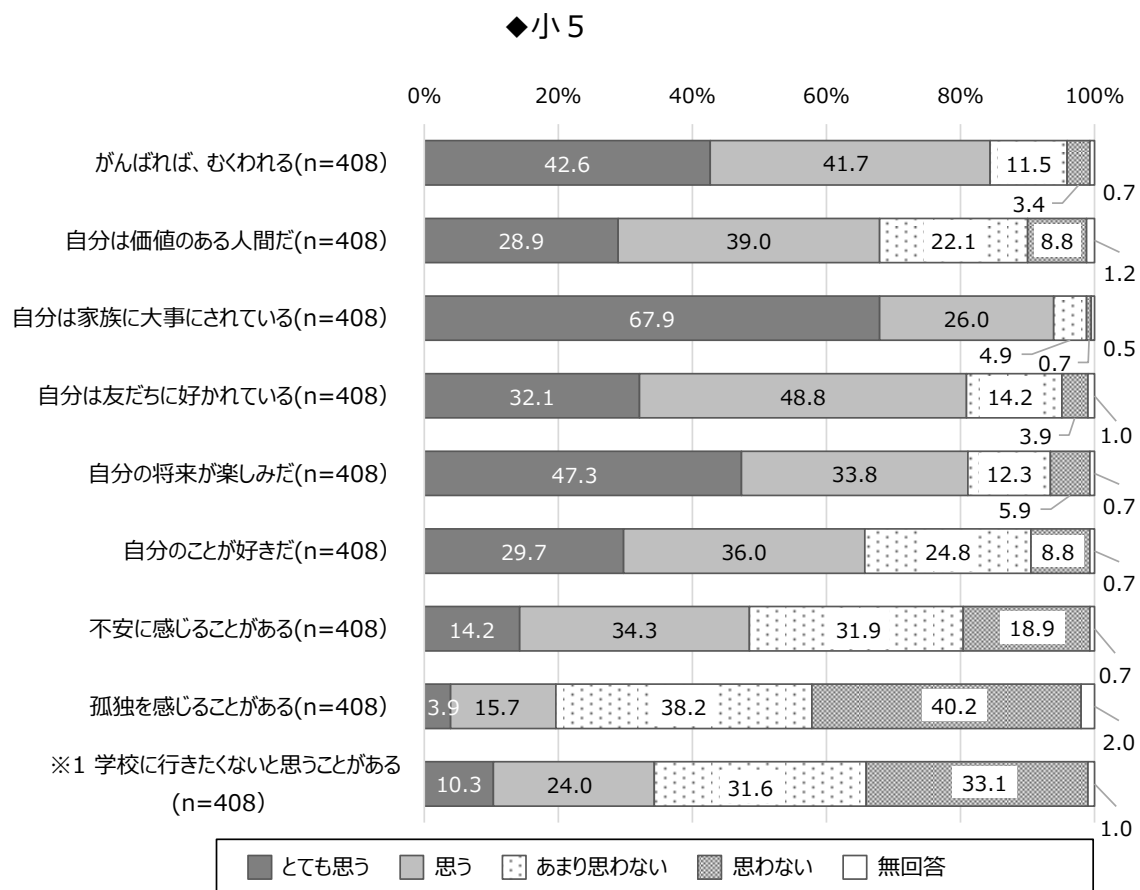


「こどもの生活実態調査」より

⑥自分の考え方、気持ちについて

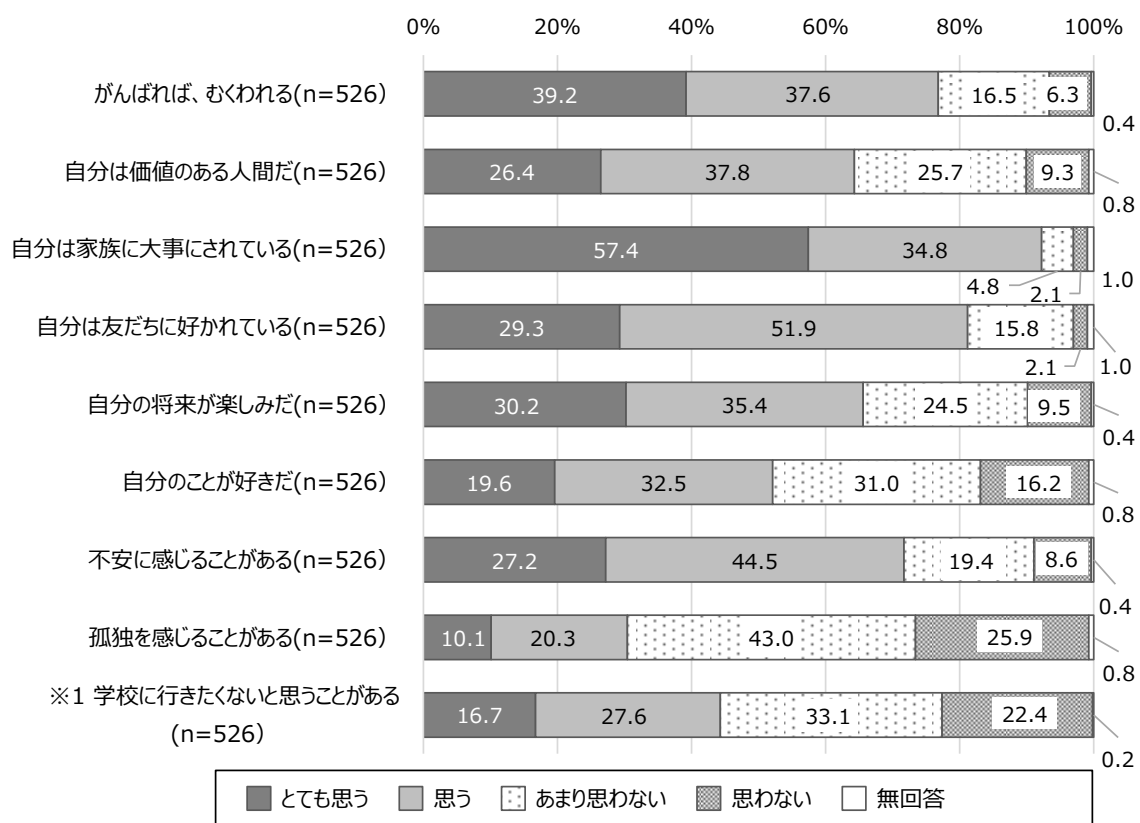
考え方や気持ちについての項目において、「とても思う」「思う」を合わせた『どちらかといえば思う』との回答をみると、全ての年齢で「自分は家族に大事にされている」が最も高く、90%を超えています。

なお、「自分のことが好きだ」は、小学5年生（65.7%）と16-17歳（62.2%）で60%を超えているものの、中学2年生では52.1%にとどまっています。「将来、子どもを育てたい」をみると（16-17歳のみ）、『どちらかといえば思う』が63.3%となっています。



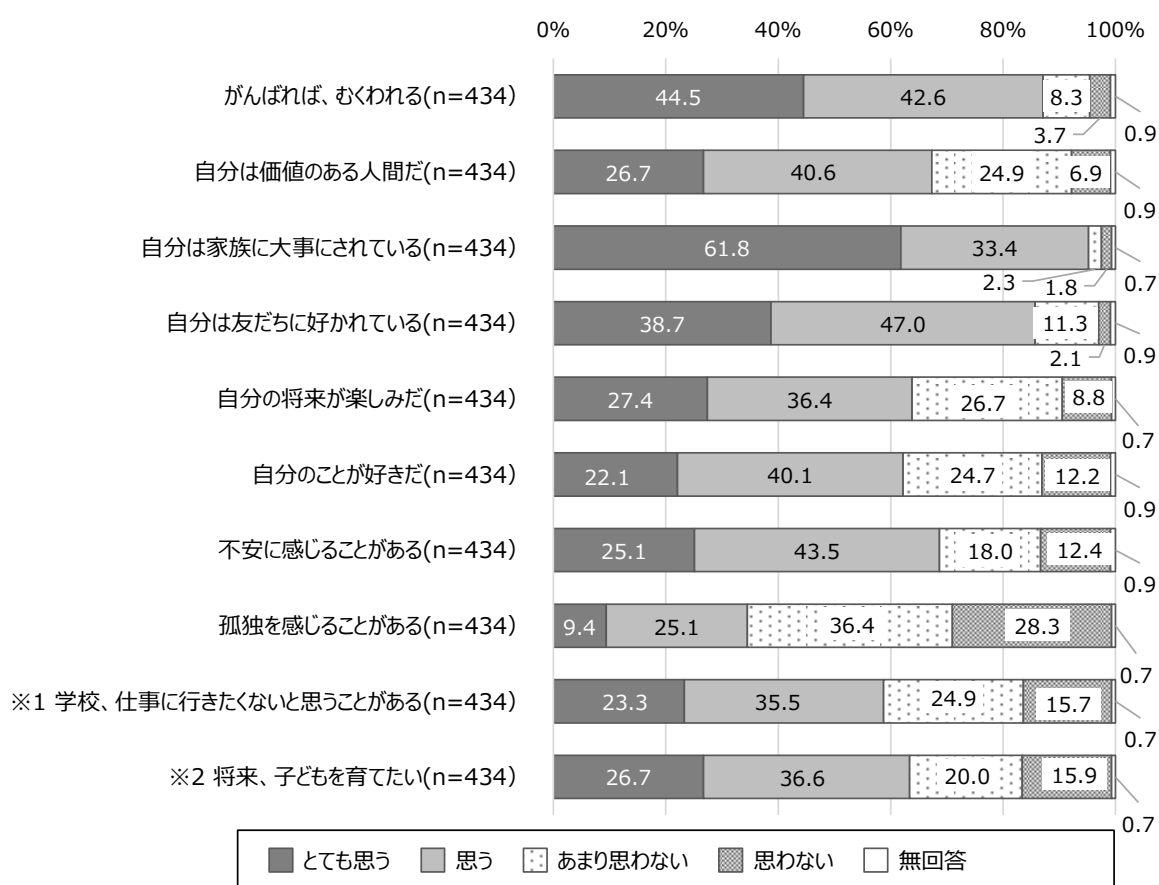
「こどもの生活実態調査」より

◆中 2



「こどもの生活実態調査」より

◆16-17 歳



「こどもの生活実態調査」より

※ 1 小5と中2の質問は「学校に行きたくないと思うことがある」、16-17歳の選択肢は「学校、仕事に行きたくないと思うことがある」である。

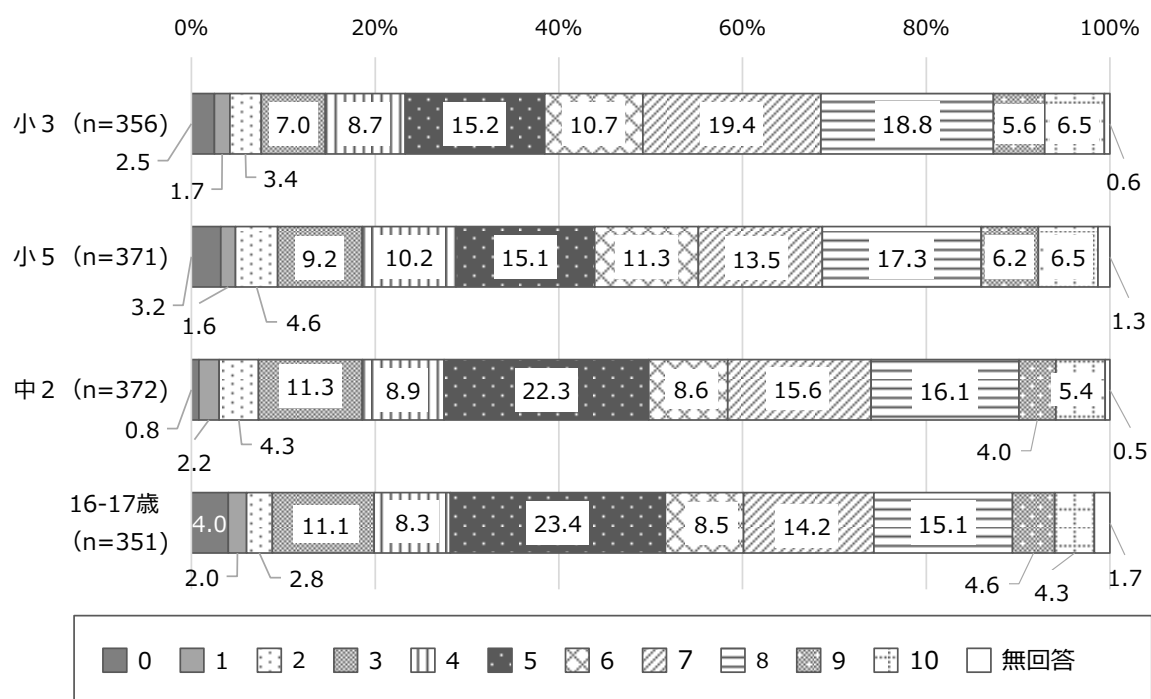
※ 2 「将来、子どもを育てたい」は、16-17歳に対してのみの質問である。

(3) 小学生、中学生、高校生、16-17歳の保護者の方

①生活の満足度

最近の生活の満足度について、「0：まったく満足していない」から「10：十分に満足している」の11段階で尋ねたところ、小学3年生の保護者で「7」、小学5年生の保護者で「8」、中学2年生と16-17歳の保護者で「5」が最も高くなっています。

なお、満足度の平均は、小学3年生の保護者で6.1、小学5年生の保護者で5.8、中学2年生の保護者で5.7、16-17歳の保護者で5.6となっています。



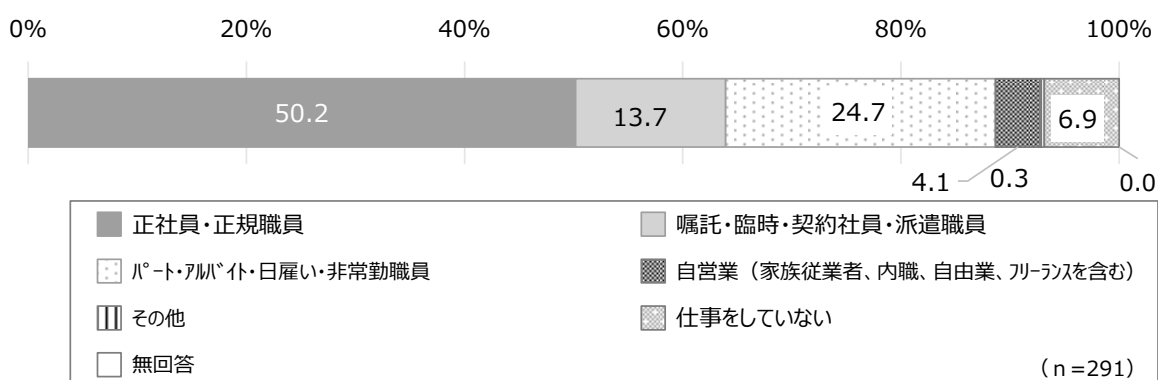
「こどもの生活実態調査」より

ウ こども・子育てに関するアンケート調査

(1) ひとり親世帯の方

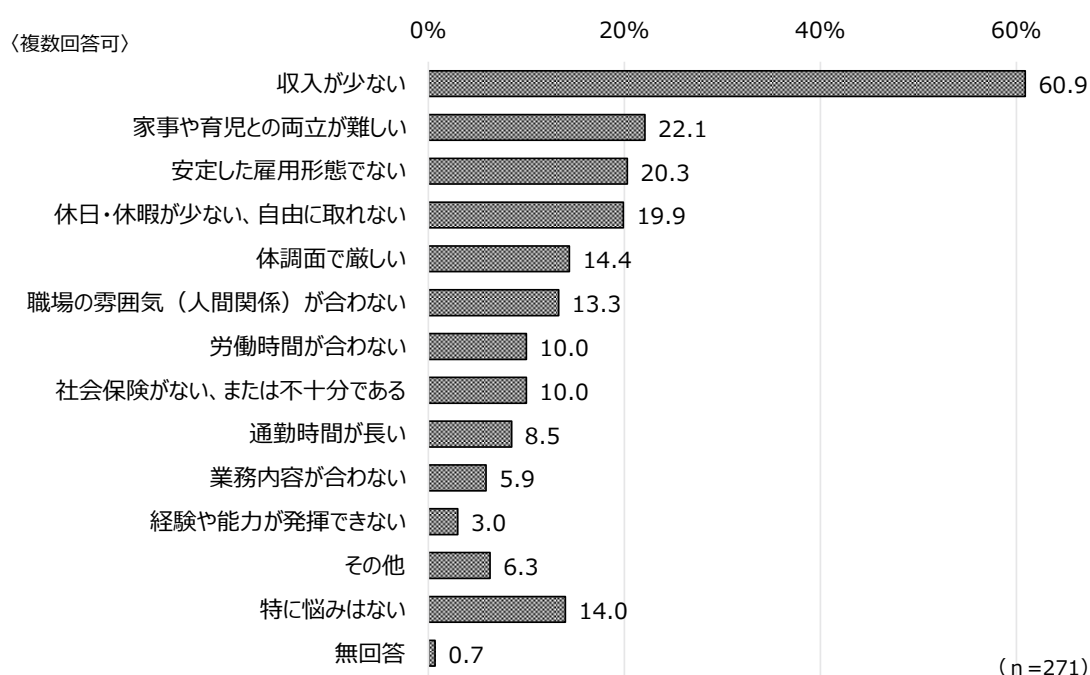
①就労状況

「正社員・正規職員」の割合が 50.2%で最も高くなっています。次いで、「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」(24.7%)、「嘱託・臨時・契約社員・派遣職員」(13.7%) などの順となり、これらを合わせた『仕事をしている』は 93.1%となっています。一方、「仕事をしていない」は 6.9%となっています。



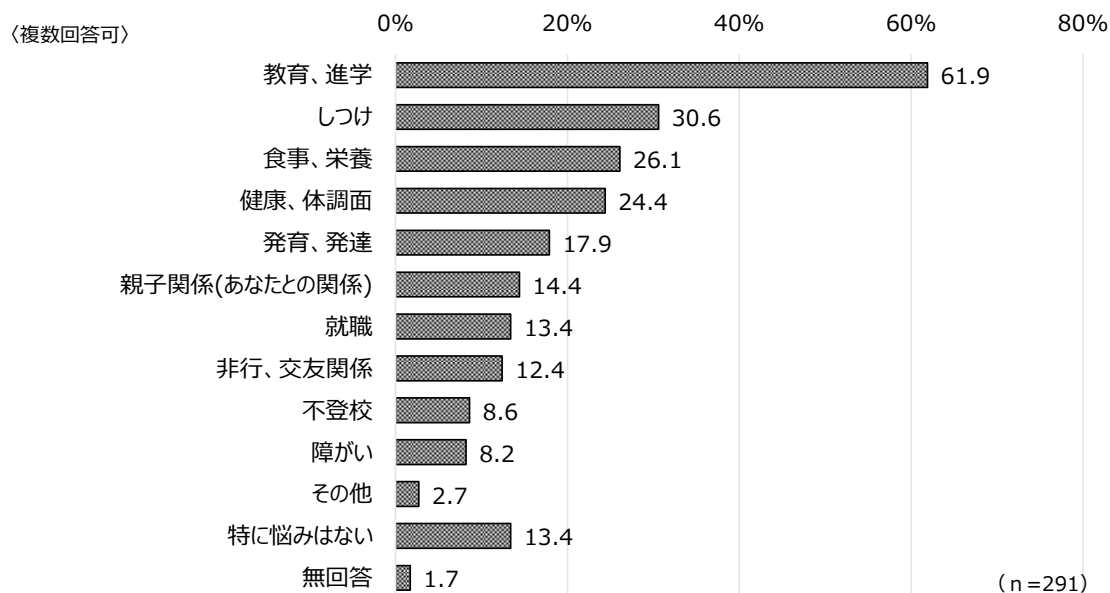
②仕事上の悩み

『仕事をしている』と回答した人に対して、仕事上の悩みを尋ねたところ、「収入が少ない」の割合が 60.9%で最も高くなっています。次いで、「家事や育児との両立が難しい」(22.1%)、「安定した雇用形態でない」(20.3%)、「休日・休暇が少ない、自由に取れない」(19.9%) などの順となっています。



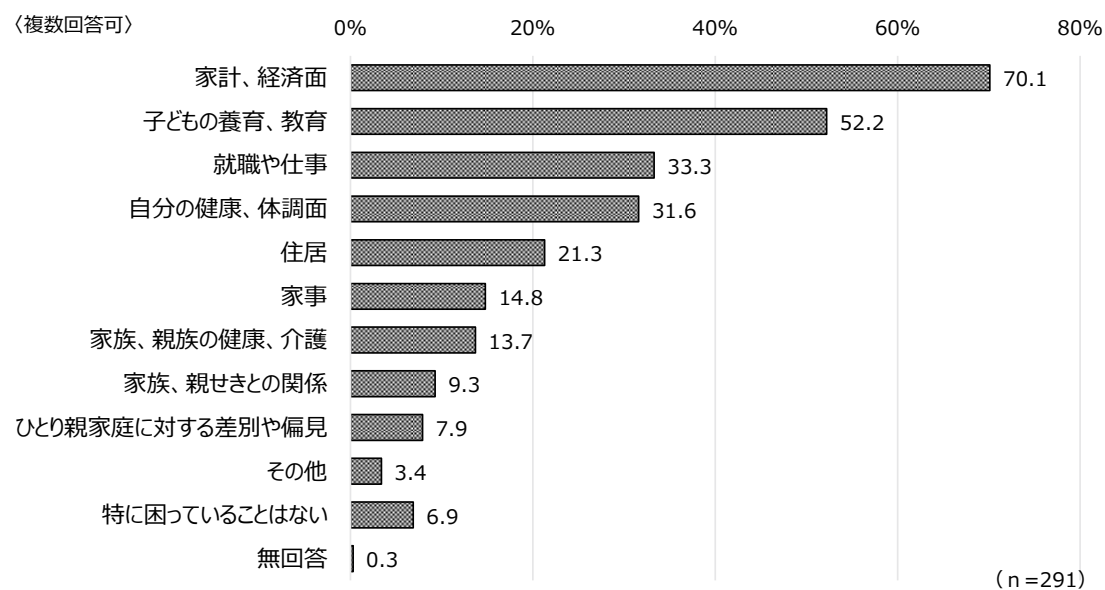
③子どもに関する悩み

「教育、進学」の割合が61.9%で最も高くなっています。次いで、「しつけ」(30.6%)、「食事、栄養」(26.1%)、「健康、体調面」(24.4%)などの順となっています。



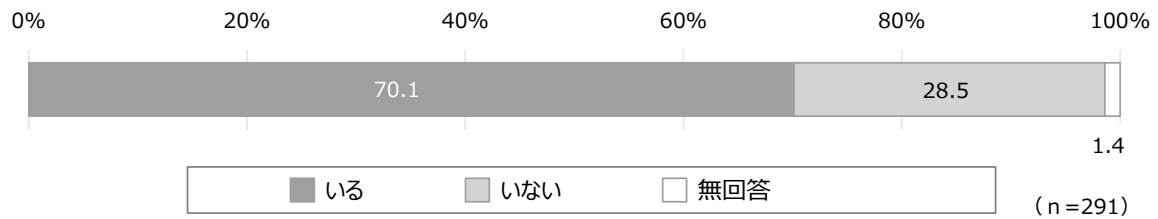
④困っていること

「家計、経済面」の割合が70.1%で最も高くなっています。次いで、「子どもの養育、教育」(52.2%)、「就職や仕事」(33.3%)、「自分の健康、体調面」(31.6%)などの順となっています。



⑤相談相手

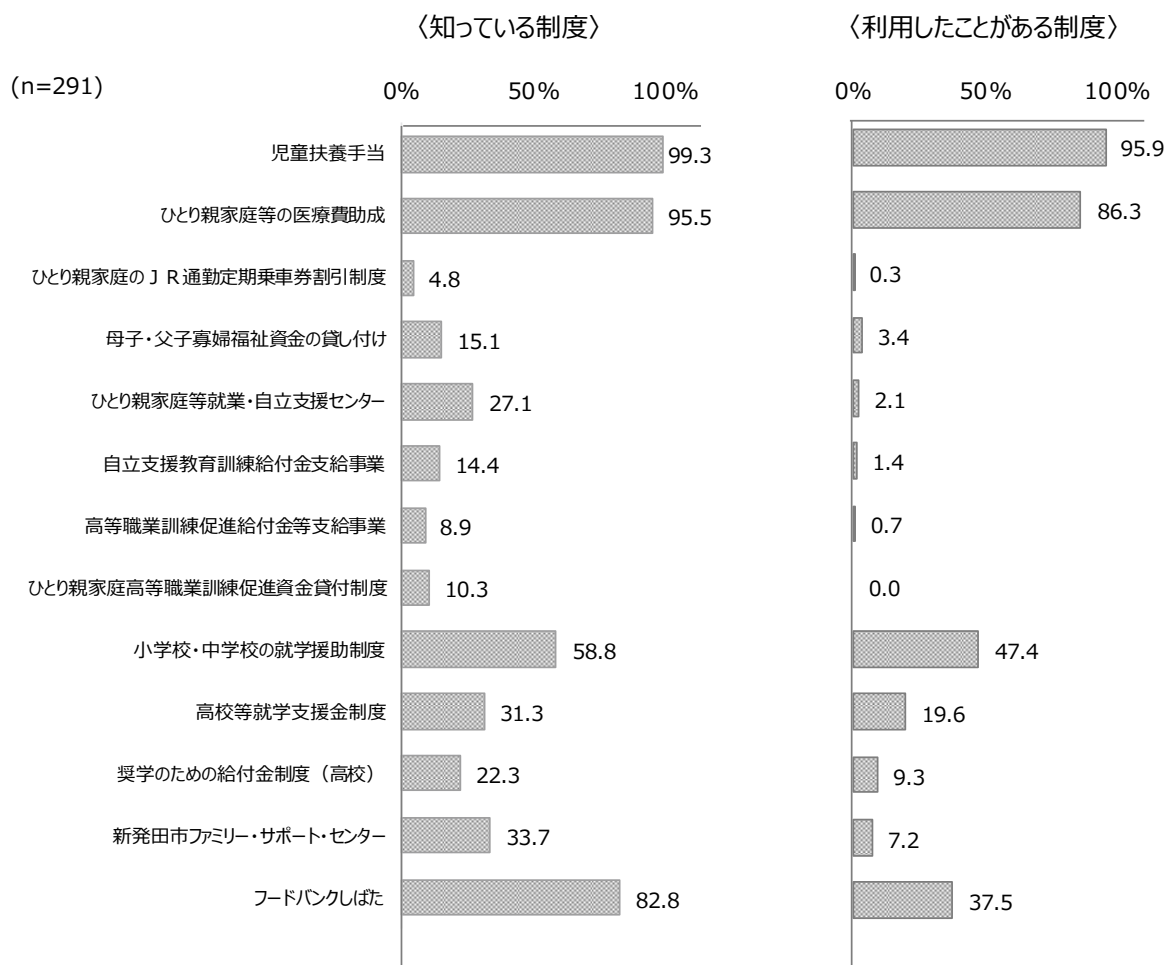
「いる」の割合は 70.1% になっています。一方、「いない」は 28.5% となっています。



⑥支援制度の認知度及び利用状況

認知度については、「児童扶養手当」(99.3%)、「ひとり親家庭等の医療費助成」(95.5%)の割合が高くなっています。一方、「ひとり親家庭の JR 通勤定期乗車券割引制度」(4.8%)、「高等職業訓練促進給付金等支給事業」(8.9%)の認知度は低くなっています。

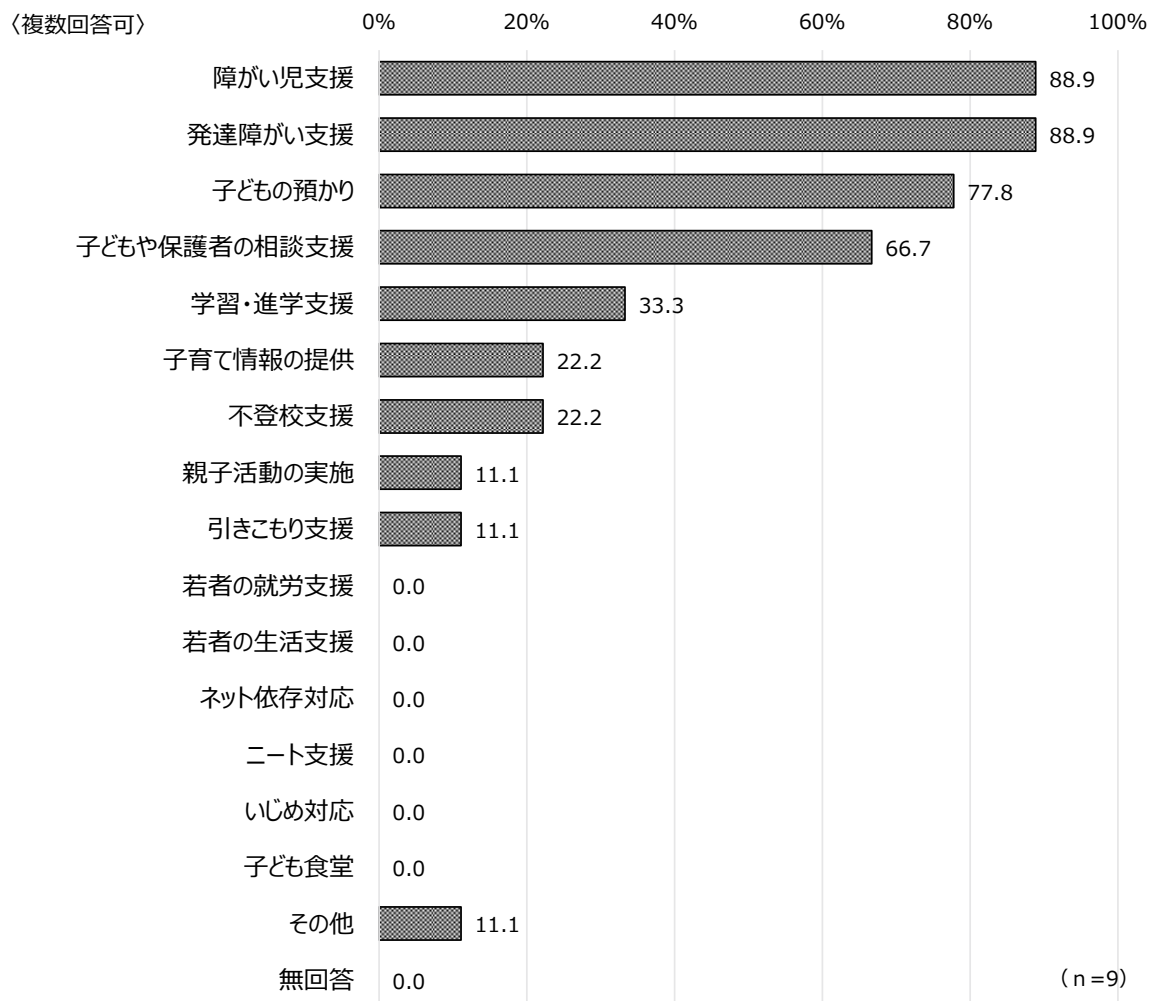
利用状況については、「児童扶養手当」の割合が 95.9% で最も高くなっています。次いで、「ひとり親家庭等の医療費助成」(86.3%)、「小学校・中学校の就学援助制度」(47.4%)、「フードバンクしばた」(37.5%)などの順となっています。



(2) 支援機関

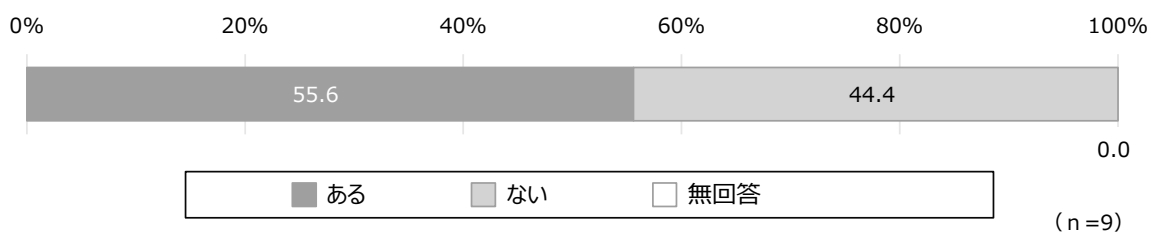
① 支援内容

支援機関が提供している支援内容は、「障がい児支援」「発達障がい支援」（ともに 88.9%）の割合が高くなっています。次いで、「子どもの預かり」（77.8%）、「子どもや保護者の相談支援」（66.7%）などの順となっています。



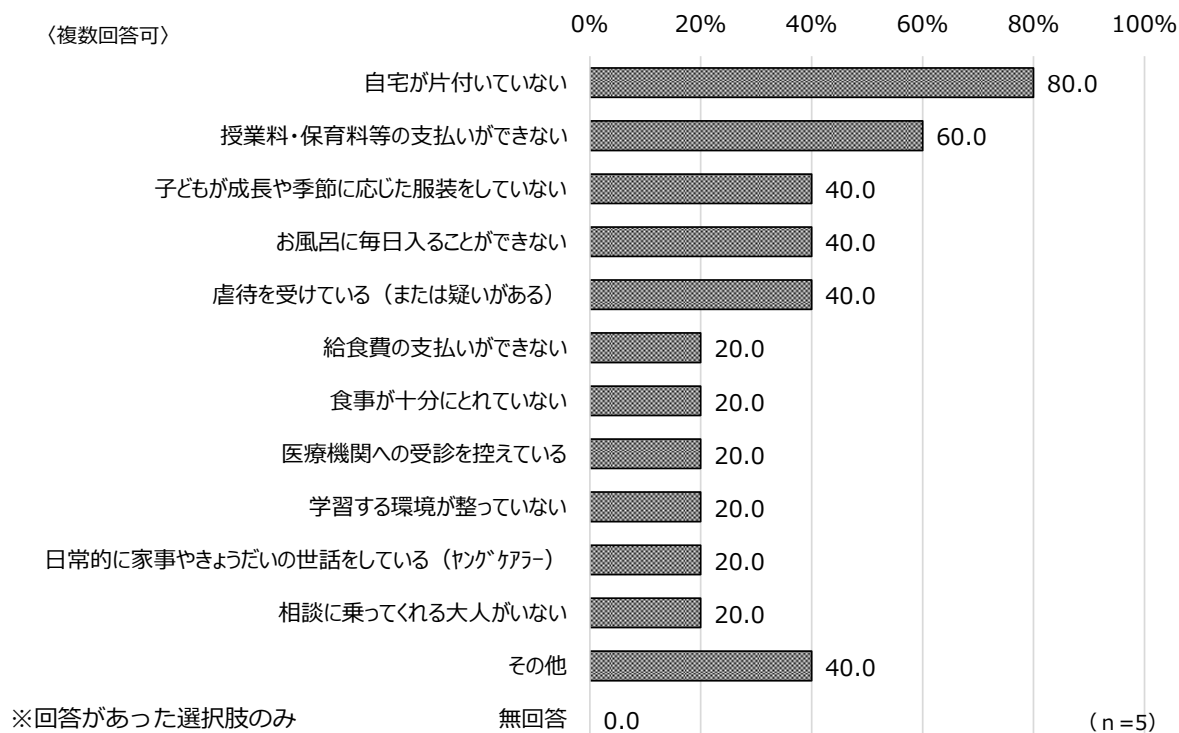
② 経済的に困難を抱える家庭に接する機会の有無

日ごろの業務の中で、経済的に困難を抱える家庭の子どもや保護者に接する機会が「ある」割合は 55.6%となっています。



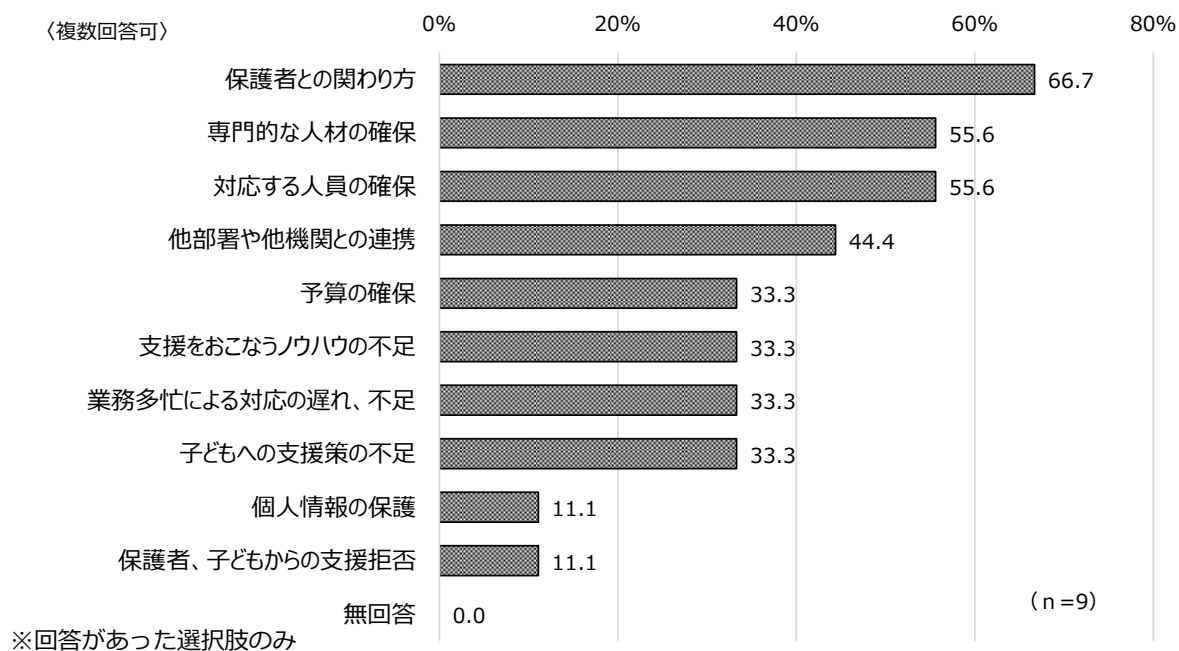
③ 困難を抱える家庭の状況

困難を抱える家庭に接する機会が「ある」機関に対して、対象となる家庭の状況について尋ねたところ、「自宅が片付いていない」の割合が 80.0%で最も高くなっています。次いで、「授業料・保育料等の支払いができない」(60.0%)が高くなっています。



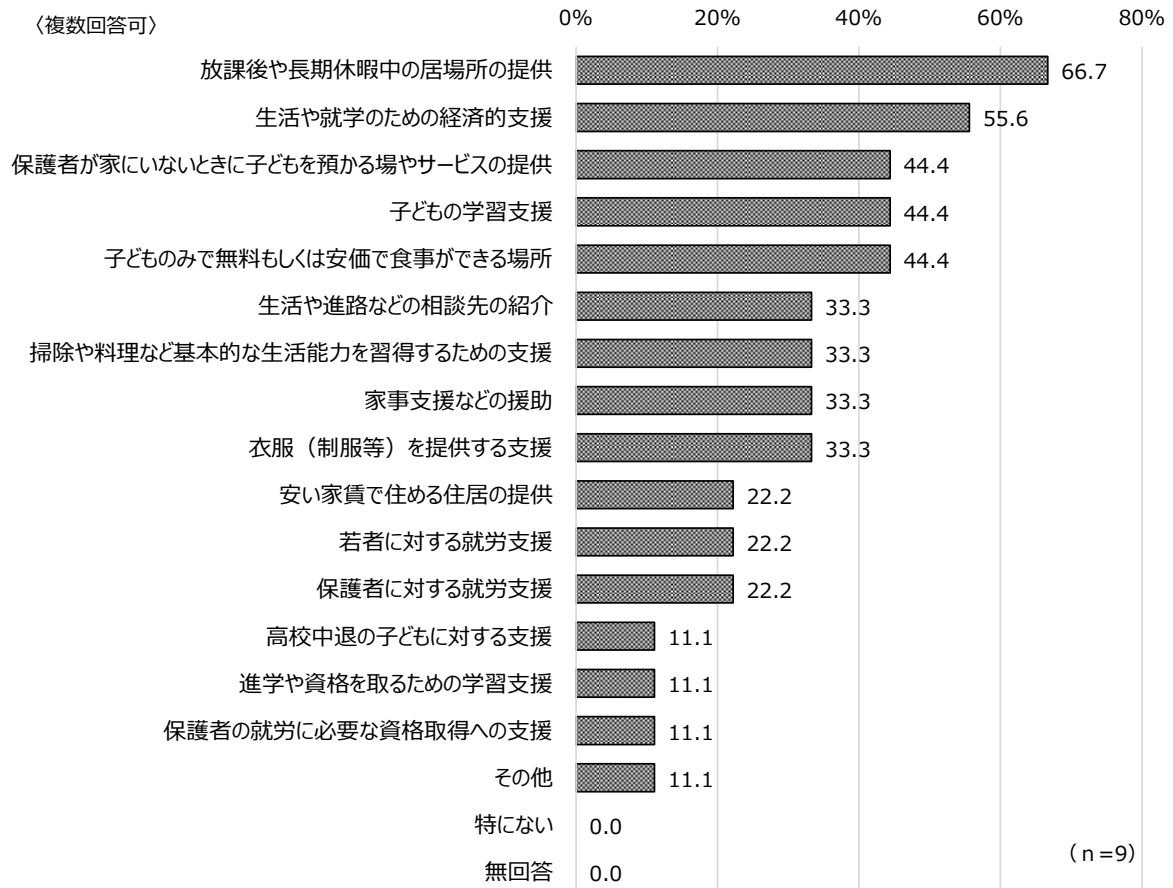
④ 支援を行う上で困難なこと

「保護者との関わり方」の割合が 66.7%で最も高くなっています。次いで、「専門的な人材の確保」「対応する人員の確保」（ともに 55.6%）が高くなっています。



⑤ 困難を抱える家庭に対して必要な支援、制度

「放課後や長期休暇中の居場所の提供」の割合が 66.7%で最も高くなっています。次いで、「生活や就学のための経済的支援」（55.6%）、「保護者が家にいないときに子どもを預かる場やサービスの提供」「子どもの学習支援」「子どものみで無料もしくは安価で食事ができる場所」（ともに 44.4%）などの順となっています。



3 こども・若者に関する意見

(1) 保護者からの声

- 以前に比べ、保育園に入りやすくなったことはありがたい。ただし、上の子の習いごとの付き添いなど仕事以外で保育をお願いすることができず困っている。もう少し柔軟に対応してもらいたい。(就学前児童の保護者)
- 保育所ごとの延長保育の時間や土曜保育、家庭保育協力期間の預け時間など、わかりやすく一覧で見られるような資料やWebページがあると、選びやすくて助かる。(就学前児童の保護者)
- 同居している義父母は子育てに協力的でありありがたいが、情報が古い。当事者だけでなく、祖父母世代や社会全体に対して、子育てに関する正しい知識や情報発信があると良い。(就学前児童の保護者)
- イクネスやほのぼの家族など、こどもの遊び場や親同士のコミュニケーションをとることができる場所が多いので、ありがたく利用している。(就学前児童の保護者)
- 放課後児童クラブの改善を望みます。利用時間が保育園よりも短いため、仕事を早く切り上げなければならない。結果として、休日出勤や仕事の持ち帰りが増えてしまう。加えて、狭い空間で多くのこどもがいるため、のびのび過ごすことができないので、広さの確保も必要だと思う。(小学生児童の保護者)
- 第3子からの助成に力が入れているが、第1子、第2子から助成がないと、そもそも第3子のことを考えられないと思う。(小学生児童の保護者)
- こどもはすぐに熱を出すので、仕事を休めないときは病児保育に何度も助けられた。ただ、こどもが病気のときはそばにいてあげたいという気持ちも強い。企業側や社会全体の意識が変わり、子育てしながら働くことがもう少し楽になれば良いと思います。(小学生児童の保護者)

(2) 市内事業所からの声

- 男性の育児休暇取得について、経営層や管理職に周知し、取得できるような環境を整えていきたいと思っている。
- こどもの健やかな成長のため、働きやすい環境を整えることに努力したい。一方で、人手不足のため、育児対象者以外の従業員の休日数が少なくなり、離職につながるなど、課題も多い。

(3) こども、若者からの声

- 若者が中心となって主体的に活動できる機会や場所などに対する支援がほしい。そのような活動が活発になれば、地域の活性化につながると思う。また、様々な分野で次世代を担うリーダーを育成するような支援もあれば良いと思う。(18-39歳)
- 若者の意見を取り入れてほしい。年長者は若者の考えや状況を「みているつもり」ではなく、直視して、格差が生まれていることを感じてほしい。(18-39歳)
- こどもや若者を増やしていくためには、若者に対する就職支援が何より大切だと思う。また、就職したいと思える企業があることが重要なので、企業誘致も必要だと思う。(18-39歳)
- 場所や機会の提供は大事だが、その場に行きたくなるような企画を進めていくことも必要だと思う。ワークショップを開催し、関心を高めていくことも良いと思う。(18-39歳)

- 結婚し、こどもを産むということを考えるようになってから、妊娠することの難しさを実感した。不必要な妊娠のリスクを教えることも大切だが、中高生のころから、高齢妊娠のリスクなどを教育し、ライフプランづくりに生かしていくことも重要だと思う。（18-39歳）
- 支援策はあるが、ほとんどの人が知らないと感じる。広報しただけでなく、今の時代はSNSでの発信を活用していくべきだと思う。（18-39歳）
- 「優しい相談室」のような場所がほしい。大人の中には話を聞いているつもりでも、逆に話している人を苦しくしてしまう人もいるので、こどもの気持ちに同意して、わかってくれる場がほしい。（小学5年生）
- 小学生だけで遊べる場所がほしい。ユウネスシバたでは、小さい子も遊んでいて危ないと思うことがある。午前は小学生未満、午後は早い時間が小学校低学年、遅めの時間が高学年などのように分けられれば良いと思う。（小学5年生）
- 中学の制服で、女性でもズボンを選べるようにしてほしい。（小学5年生）
- 生徒の意見を学校運営や部活動に反映してほしい。（中学2年生）
- 私たちの年代で行くところは多くあるが、多くの年代の人たちと直接関わることができる場所が少ないと思う。使っていない広場や施設で関われば良いと思う。（中学2年生）
- いじめに対する取組をもっと増やしてほしい。相手を大切にできない人もいて、大切にできるようになるまでしっかりと教える場を用意してほしい。（中学2年生）
- 学校でも家でも落ち着ける場所がなく、ずっと緊張している。一人でいられる場所があればいいと思う。（中学2年生）
- 未来が不安です。私が大人になったとき、やりたいと思ったことのために働いて、お給料をやりたいことのためにも使ってもらえる、楽しい日々があることをのぞみます。このアンケートを実施して下さいありがとうございます。意見を聞いて下さってうれしかったです。（16-17歳）
- 話しながら、飲食しながら、勉強できる場所がほしい。静かな場所で勉強する方がいい人もいるが、音楽の流れている空間や話せる空間の方が勉強しやすい人もいます。（16-17歳）
- 朝早くから開いている学習スペースがほしい。学校にはいつも8時くらいに登校する生徒が多いため、土日か長期休みだけでもそうしていただくことで、生活リズムが一定になるし、より多く勉強することができるのでありがたい。（16-17歳）

（４）ひとり親の方からの声

- ひとり親へのサポートが充実していると思う。こどもの医療費だけでなく、自分自身の医療費の免除や児童扶養手当などに助けられている。このアンケートのように、意見を取り入れてくれている結果だと思い、感謝しています。
- 資格を持っていても、持病のことやひとり親であることを伝えと、面接すらできないこともある。正社員で働きたくても勤務時間が長いと子育てとの両立が難しい一方で、パートでは将来的なことを考えると不安である。

- こどもが18歳で終わる支援が多いが、今の時代は18歳で働くこどもは多くない。むしろ、進学などでお金が一番かかる年齢で支援が終わってしまう。母子家庭のこどもは就職するしか選択肢がないような気がして悲しい。進学する場合には支援を継続するなど、検討をお願いしたい。
- 勤務先で夜勤を免除してもらえず、夜にこどもを留守番させなくてはならない。ひとり親が働きやすい環境と制度の整備、そして雇用主の理解が広がってほしい。
- インターネットでの申込や情報の検索をしなければならず、困っている。インターネットが苦手、あるいはできない環境の人もいることをわかってもらいたい。
- ストレスもあり、こどもに怒鳴ってしまうことがある。対策をしなければならぬ思いながらも、自分の未熟さを責められるのではないかとすると、相談などにも踏み切れない。
- 発達障がいへの世間の理解が低く、説明してもわかってもらえないことが多い。利用しやすい施設や相談窓口が増えてほしい。
- 発達障がいのことで気軽に相談できる場所や療養施設が少ない。土日はやっていないので、フルタイムで働いていると行けるところがほとんどない。

(5) 支援機関からの声

- 支援学校への送り迎えに課題がある。特に、ひとり親の家庭では送迎で就労に支障をきたしている方もいる。預かり時間を長くするなど、対応が必要である。
- 障がいがある親の育児支援や医療的ケア児同士の交流など、親が孤立しないようなしくみを作っていくことが必要だと考える。
- こどもも親も、安心して相談できるような場所を作っていきたい。心をゆるせる人材を育てていくことが重要である。また、虐待や貧困、ひきこもりなどは発見しづらいため、各機関が連携し、早期発見ができる仕組みも作っていかなければならない。
- 困難を抱える家庭への支援には、市民の方々の理解が必要である。多くの方々に現状を理解していただけるよう、情報の発信もしてもらいたい。

4 現状と課題

(1) こども・子育て支援

- 主に子育てをしている方は、就学前児童、小学生とも「主に母親」が最も高くなっています。前回調査と比べると、「夫婦同程度」は上昇しているものの、育児をはじめ家庭内の役割分担を母親中心からさらに分散させていく必要があります。
- 母親の『就労している』割合は高く、なかでも「フルタイム」は就学前児童、小学生いずれも半数を超えています。そのため、こどもの定期的な預かりを希望する割合は上昇傾向にあり、就学前では教育・保育事業、小学校では放課後児童クラブの利用者が増加することが見込まれさらなる拡充が必要と考えられます。また、放課後児童クラブは高学年まで利用を可能とすることを望む声も多いことから、安全・安心に活動できる環境を整備していく必要があります。
- 新発田市は『子育てしやすい』との回答は平成 30 年調査と比べて、就学前児童、小学生いずれも上昇しています。その一方で、子育てに関する情報の発信は『満足している』の割合が低下していることから、子育てに関する情報の発信方法も工夫していく必要があります。
- 仕事と子育ての両立支援に対し、『企業として何らかの役割を果たすべき』と回答した事業所が約 8 割と高くなっています。ただし、実際に支援に取り組んでいる企業は 5 割台半ばにとどまっていることから、事業所の前向きな意識を実行へと移していくための働きかけが重要となります。
- 保護者からの声では、子育て当事者向けの制度や情報発信だけでなく、「祖父母世代」「企業」「社会」に対する情報発信や普及啓発を図ることで、子育てしやすくなるといった意見も複数寄せられています。国・県とともに地域が一体となって、子育て気運の醸成を図り、「子育てしやすいまちづくり」を進めていくことが求められています。

(2) こども・若者の育成

- 相談相手が「いる」割合は、小学 5 年生・中学 2 年生、高校 2 年生、18-39 歳のいずれの年齢でも 8 割を超え、「いない」を大きく上回っています。一方で、「いない」も各年齢で 1 割以上いることから、家族や友人のほか、気軽に相談できる場所を充実させる必要があります。
- 「幸福度」や「満足度」の質問では、年齢が高くなるほど、幸福度や満足度が低下しています。全てのこども・若者が希望を持ち、幸せな生活が送れるよう、こども・若者の意見を聞く機会をつくり、施策に反映させて取り入れていくことが求められています。
- 生徒、児童の「利用してみたい場所」をみると、いずれの年齢でも「家で勉強できないとき、静かに勉強できる場所」の割合が最も高くなっています。また、こどもたちの声からも勉強ができる場所を望む意見が多いことから、現状利用されている施設でのさらなる受入体制の充実や低未利用スペース（空き店舗等）などの有効活用を検討します。

- 新発田市に意見を伝える方法では、いずれの年齢でも「インターネットのアンケートに答える」の割合が最も高くなっており、こども・若者の意見を聞く際にはインターネットを活用していくことが望ましいと考えられます。その一方で、「市役所などの建物で、対面で伝える」の割合も一定程度あることから、直接話が聞ける相談窓口を設ける必要があります。
- 新発田市にのぞむ取組では、「若者が就職し、働き続けられるよう取り組む」「生活が苦しい子どもや家庭を支援する」の割合が高くなっています。ハローワークやサポートステーションなど関連機関と連携し、若者への就労支援を行っています。加えて、市内事業所に対して、若者が働きやすい職場環境づくりを働きかけるとともに、若者や高校の就職担当職員に向けて地元企業の魅力を情報発信していきます。
- デジタル社会が急速に進展する中、デジタルリテラシーや情報モラルの習得が求められていることから、各年代に向けた啓発が必要です。

(3) 貧困

- ひとり親世帯において、「仕事上の悩み」では「収入が少ない」、「困っていること」では「家計、経済面」が最も高くなっています。経済面での不安や悩みを抱える家庭が多いことから、経済的支援を継続していきます。
- 支援制度の認知状況や利用状況では、「児童扶養手当」「ひとり親家庭等の医療費助成」の認知・利用は高くなっている一方、認知度の低い制度もみられます。特に、「高校等就学支援金制度」や「奨学のための給付金制度(高校)」などは、認知度がそれぞれ3割台、2割台にとどまっています。「子どもに関する悩み」で「教育、進学」の割合が最も高くなり、教育に対しては費用面を含めた悩みが多いと分析できることから、こうした就学に関係する制度の周知を図っていく必要があります。
- 支援制度の認知を図る方法として、時間や場所の制約をうけないインターネットや SNS での情報発信を拡充していくことが効果的と思われます。その一方で、インターネットの利用環境が整っていない家庭やインターネットの利用が難しい方もいることから、広報しばたや FM しばたの活用や支援者から情報提供を行うなどして、状況に応じた支援を続けていくことが求められています。
- 支援機関からは「困難を抱える家庭に必要な支援」として、「放課後や長期休暇中の居場所の提供」の割合が最も高くなっていることから、障がいがあるこどもや家庭での生活が難しいこどもを受け入れる施設等の拡充を図っていきます。また、育て方や将来に不安を抱える保護者に向けて、相談しやすい場所の拡充や専門家との連携の強化を進めていきます。
- 支援機関からの「困難を抱える家庭への支援には、市民の理解が必要」の声にあるように、こどもの権利を守るための取組への理解を図るとともに、権利が守られていないこどもに対する関心を高めていく活動を広げていきます。

第 3 章

計画の基本方針

第3章 計画の基本方針

1 基本理念と基本的な視点

こども・若者・子育てにやさしい しばた

◆視点① こども・若者の権利や意見を尊重し、最善の利益を実現するための支援

全てのこども・若者は生まれながらに権利の主体であり、生まれ育った環境や心身の状況にかかわらず、健やかに成長できるよう、社会全体で支援していかなければなりません。一人ひとりの個性や多様性を尊重し、最善の利益を実現する観点から、こども・若者自身が意見を表明できる場を確保するとともに、施策への反映に努め、より実効性の高い施策を目指します。

◆視点② 全てのこども・若者と子育て当事者のライフステージに応じた支援

こども・若者に対して、ライフステージを通して切れ目のない支援を推進します。また、支援を必要とする人が、必要な情報を得られるよう、わかりやすい資料の作成や受け取りやすい情報の発信を行います。こども・若者や子育て当事者が「生きづらさ」や「子育てのしにくさ」を感じることがないように、当事者に寄り添った支援体制の構築と情報の提供に努めます。

◆視点③ 地域全体でのこどもや若者、子育て当事者の支援

子育て当事者からは、現在の職場の状況や社会全体の意識は、こどもを生み、育てにくい状況だと感じるとの声もあげられています。こども・若者をめぐる問題は日本の未来に関わるという意識を持ち、企業や地域社会が一体となり、オールしばたでこどもや若者、子育て当事者を育んでいくという、社会全体の意識の变革や働き方の改革を促す施策を進めます。

◆視点④ 支援を利用する当事者に寄り添った施策の推進

こども・若者や子育て当事者をめぐる課題が深刻化・複合化する中、それぞれが求める支援のニーズも多様化しています。支援には高い専門性が求められることから、家庭や保育・教育施設、関係機関、企業などが連携を強化し、解決に向けて協力していく体制を整備します。また、ニーズに対応した適切なサービスを提供するため、支援を利用する当事者の視点に立った、総合的な施策を推進していきます。

2 基本目標

次のとおり4つの基本目標と12の個別目標により、各施策を推進します。

基本目標Ⅰ こどもの権利と擁護

全てのこどもが大切に扱われ、心と体の安全が守られる環境づくりを進めるとともに、こどもの権利に対する普及啓発により意識の醸成を図ります。また、こども・若者が自分の意見や気持ちを伝えることができる機会をつくり、こども・若者の意見を尊重するまちづくりを行います。

個別目標1 こどもの人権尊重の仕組みづくり

個別目標2 こども・若者が意見を表明し、地域で活躍できる機会づくり

基本目標Ⅱ こどもの健やかな成長と子育ての楽しさが実感できる環境整備

親と子の健康、健やかなこどもの成長を支援するとともに、タイムリーな情報発信により、育児への不安や負担の軽減や解消に努めます。子育てする当事者が、安心してこどもと向き合えるよう、地域全体で子育て世帯を支える支援サービスの充実を図ります。

個別目標1 妊娠から子育て期にわたる切れ目のない支援

個別目標2 地域における子育ての支援

個別目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進

基本目標Ⅲ オールしばたで支えるこども・若者の未来

こども・若者が、健やかで安心して暮らせる生活環境を整え、自分にとっての居場所と思える場所の提供を目指します。こども・若者が、心の豊かさや人間性を養い、のびのびと成長できるよう、学ぶ機会や場を充実させます。

個別目標 1 子育てしやすい安心・安全なまちづくり

個別目標 2 こども・若者が安心して過ごせる居場所づくり・多様な遊び・体験

個別目標 3 結婚・家庭生活の支援

基本目標Ⅳ 一人ひとりが大切にされ、自分らしく生活できる環境づくり

経済状況によって、こどもの教育や経験の機会に違いが生まれないよう、また、いきいきと安心して生活できるよう、支援に取り組みます。障がいがあるこどもや発達に支援を要するこどもなどが、生活や学習の場面での困難なことを解決するため、一人ひとりの状況に応じて、こどもと保護者の不安が軽減できるよう、制度の充実を図ります。

個別目標 1 児童虐待防止対策の取組の推進

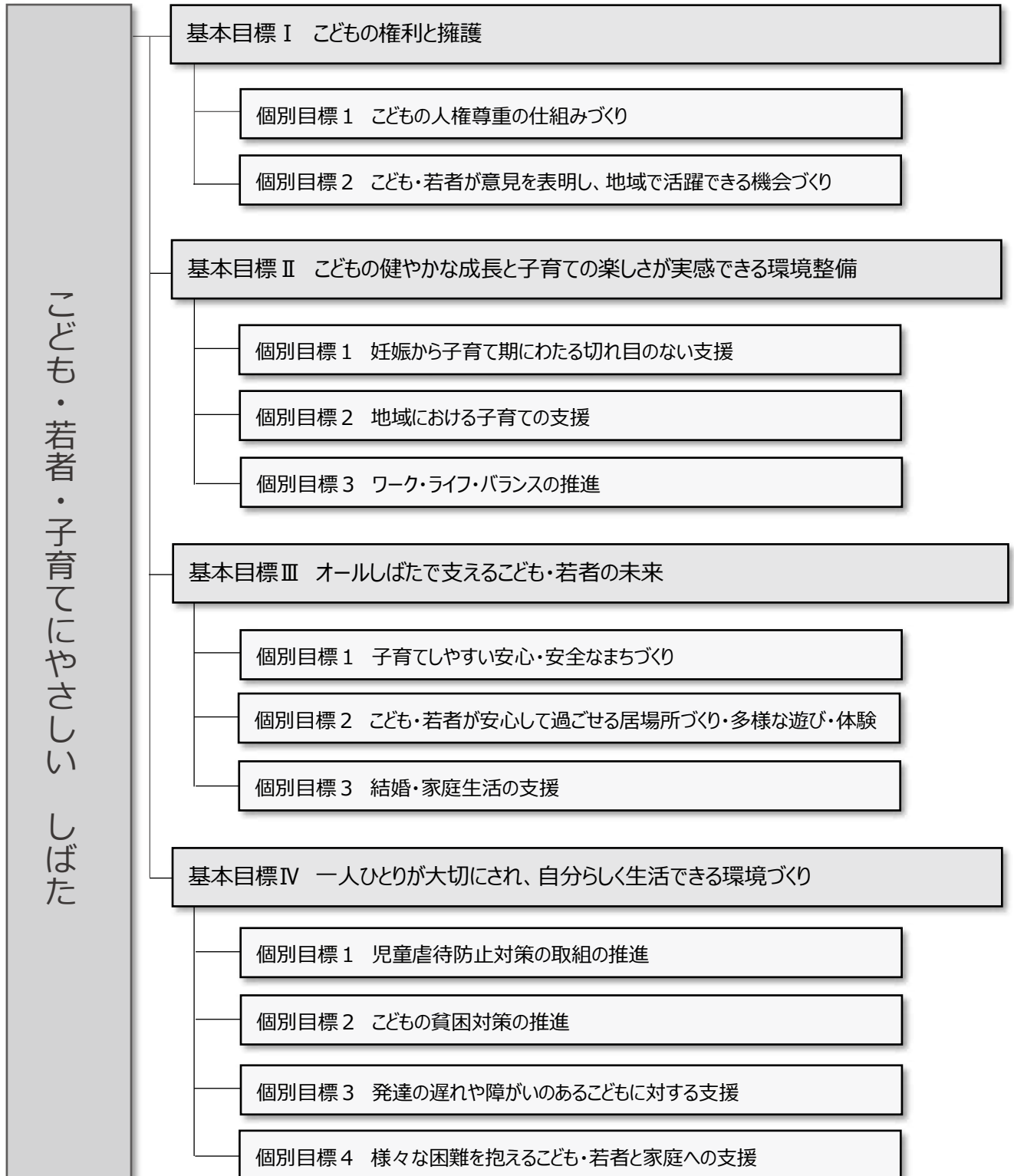
個別目標 2 こどもの貧困対策の推進

個別目標 3 発達の遅れや障がいのあるこどもに対する支援

個別目標 4 様々な困難を抱えるこども・若者と家庭への支援

3 計画の体系

基本理念



4 計画指標

基本目標に対する成果を図る指標は、次のとおりです。

基本目標	内容	調査	(現状) 令和 5 年度・令和 6 年度		(目標) 令和 11 年度
基本目標Ⅰ こどもの権利と擁護	自分のことが好きだと思う割合	こどもの生活実態調査 (P37～P39)	小学 5 年生	65.7%	70%
			中学 2 年生	52.1%	57%
			16-17 歳	62.2%	67%
基本目標Ⅱ こどもの健やかな成長と子育ての楽しさが実感できる環境整備	子育てに関する情報に満足している割合	こども・子育て支援ニーズ調査 (P22)	就学前児童の保護者	32.1%	37%
		こども・子育て支援ニーズ調査 (P25)	小学校児童の保護者	25.3%	30%
	新発田市における子育てしやすいまちだと思う割合	こども・子育て支援ニーズ調査 (P22)	就学前児童の保護者	61.7%	66%
		こども・子育て支援ニーズ調査 (P26)	小学校児童の保護者	51.1%	56%
基本目標Ⅲ オールしばたで支えるこども・若者の未来	幸せと感じるこども・若者の割合 (幸福度が 7 点以上)	こども・若者の意識調査 (P29)	若者	55.8%	60%
	幸せと感じるこども・若者の割合 (幸福度が 7 点以上)	こどもの生活実態調査 (P34)	小学 5 年生	76.9%	80%
			中学 2 年生	65.0%	70%
			16-17 歳	61.8%	66%
基本目標Ⅳ 一人ひとりが大切にされ、自分らしく生活できる環境づくり	最近の生活が満足と感じる割合 (満足度が 7 点以上)	こどもの生活実態調査 (P40)	小学 3 年生の保護者	50.3%	55%
			小学 5 年生の保護者	43.5%	48%
			中学 2 年生の保護者	41.1%	46%
			16-17 歳の保護者	38.2%	43%

第 4 章

施策の展開

第4章 施策の展開

1 基本目標Ⅰ こどもの権利と擁護

個別目標（1） こどもの人権尊重の仕組みづくり

全てのこどもが大切に扱われ、心と体の安全が守られる環境づくりと進めるとともに、こどもの権利に対する周知向上と意識の醸成を図ります。

区分欄にある「新規」は、本計画から位置づけた事業です。

No.	事業名	事業内容	事業の対象者						区分	担当課
			妊婦	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	保護者等		
1	こども基本条例の啓発活動	こども基本条例について、こども自身の理解の向上を図るために、広報誌等においてこどもの権利に関する取組事例を発信するとともに、こどもに関わる様々な施策や事業においても、こどもにわかりやすく親しみやすい情報発信を進めます。			○	○	○	○	新規	こども課
2	人権教育の充実	一人ひとりのこどもが、人権感覚を身に付け、お互いを尊重し、大事にする心を育む人権教育・啓発を促進します。		○	○	○	○		新規	人権啓発課 こども課 学校教育課
3	人権教育、同和教育の推進	教職員の階層別同和教育研修会や保・幼・小・中・高同和教育連絡会等を実施し、人権が尊重される学級運営や学校づくりを推進します。		○	○	○	○		新規	学校教育課
4	性を理解・尊重するための啓発活動	こども・若者が性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）についての関心を深め、正しく認識し、理解を深められるよう情報提供の充実に努めます。		○	○	○	○		新規	人権啓発課
5	人権フェスティバル	「しばた人権フェスティバル」において、こどもの権利についても周知を図ります。			○	○	○	○	新規	人権啓発課
6	人権擁護委員による特設人権相談	人権擁護委員がいじめ、DV、嫌がらせなど人権に関わることなどの悩みを聞き、解決の道筋を探します。			○	○	○	○	新規	人権啓発課
7	同和教育研究校指定事業	全小・中学校から同和教育研究校を指定し、あらゆる差別と偏見を許さない同和教育を推進します。			○	○			継続	学校教育課
8	いじめ防止対策事業	こどもへの暴力防止を核とした人権教育「CAP プログラム」を市内の小学5年生、中学1年生に「こどもワークショップ」を行います。			○				継続	学校教育課

個別目標（２） こども・若者が意見を表明し、地域で活躍できる機会づくり

こども施策は、「こども・若者が権利の主体であること」「こどもや若者等の意見を聴きながらこども施策をともに進めていくこと」を基本的方針としており、その推進のためには、こども・若者とともに社会をつくるという認識のもと、意見表明の機会づくりや意見形成支援を行い、実効性のある社会参画・意見反映を進める必要があります。

当市では、こども・若者の社会参画・意見反映の仕組みづくりに積極的に取り組み、全てのこども・若者が将来にわたり、身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送ることができる社会を目指したこども施策の展開を図ります。

区分欄にある「新規」は、本計画から位置づけた事業です。

No.	事業名	事業内容	事業の対象者						区分	担当課
			妊婦	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	保護者等		
9	こども・若者の意見表明の機会の創出	こども・若者に関する施策について、こども・若者の意見を聴き、その意見が反映されるよう努めることの周知啓発を全庁に対して行います。			○	○	○		新規	こども課
10	アンケート調査の実施	こども・若者に関連する計画策定や施策実施の際には、こどもや若者の意見や考えをアンケートで聴き取ります。			○	○	○		新規	こども課
11	こども向けパブリックコメント	こども・若者に関連する計画策定や施策実施の際には、こどもにわかりやすい資料を作成した上で、意見を聴き、取り入れます。			○	○	○		新規	こども課
12	10代の居場所カフェ	カフェのような空間で自由に過ごすことができます。10代の方ならだれでも無料で利用できます。			○	○	○		新規	新発田駅前複合施設
13	地域子育て相談機関	全ての子育て世帯やこどもからの相談に応じ、必要な助言を行うほか、必要に応じてこども家庭センターと連絡調整を行います。 地域の実情に応じつつ、中学校区に1か所を目安に設置できるよう準備を進めます。	○	○	○	○	○	○	継続	こども課
14	こどもの視点に立った情報の提供	こどもに関わる様々な施策や事業について、こどもにわかりやすく親しみやすい情報発信を進めます。			○	○	○		新規	こども課

2 基本目標Ⅱ こどもの健やかな成長と子育ての楽しさが実感できる環境整備

個別目標（１） 妊娠から子育て期にわたる切れ目のない支援

親と子の健康、健やかなこどもの成長を支援するとともに、タイムリーな情報発信により、育児への不安や負担の軽減や解消に努めます。

区分欄にある「新規」は、本計画から位置づけた事業です。

No.	事業名	事業内容	事業の対象者						区分	担当課
			妊婦	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	保護者等		
15	かかりつけ保健師制度	妊娠期から就学前までの親と子にかかりつけ保健師が切れ目のない支援を行います。	○	○					継続	こども課
16	母子健康手帳交付	妊娠、出産、育児の一貫した健康記録と保護者への育児に関する指導書として妊娠時に母子健康手帳を交付します。	○						継続	こども課
17	父子手帳交付	夫婦で妊娠期から赤ちゃんを迎える準備や出産後育児に協力して取り組めるよう父子手帳を交付します。	○						継続	こども課
18	子育て世代への情報発信・相談支援	子育て支援アプリや AI チャットボットを活用した情報発信と 24 時間 365 日対応の相談支援を行います。	○	○	○	○		○	継続	こども課
19	子育て情報誌の配布	子育てに関するサービスや情報をまとめた冊子「子育て応援誌 きらきら」を配布します。	○	○				○	継続	こども課
20	妊婦健康診査	妊婦の健康状態や胎児の発育の確認のため、妊婦一般健康審査や超音波検査などの受診券を交付します。	○						継続	こども課
21	多胎妊婦健康診査費用助成事業	多胎を妊娠している妊婦の健診費用を追加助成します。	○						継続	こども課
22	産婦健康診査費用助成事業	出産後の産婦の健康診査費用 2 回分の助成を行います。	○						継続	こども課
23	新生児聴覚検査費用助成事業	出産後に医療機関において実施される新生児聴覚検査の費用を助成します。		○					継続	こども課
24	1 か月児健康診査費用助成事業	生後 1 か月の乳児に医療機関において実施される健康診査費用を助成します。		○					新規	こども課
25	ファミリー・サポート・センター事業	子育てのお手伝いをして欲しい人（依頼会員）とお手伝いができる人（提供会員）の調整を行います。また、産前産後の家事援助サービスの調整も行います。	○	○	○	○	○	○	継続	こども課
13 再掲	地域子育て相談機関	全ての子育て世帯やこどもからの相談に応じ、必要な助言を行うほか、必要に応じてこども家庭センターと連絡調整を行います。 地域の実情に応じつつ、中学校区に 1 か所を目安に設置できるよう準備を進めます。	○	○	○	○	○	○	継続	こども課

No.	事業名	事業内容	事業の対象者						区分	担当課
			妊婦	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	保護者等		
26	乳幼児健診	疾病の早期発見と合わせて、安心して育児に臨めるよう、乳児健診（3か月、7か月）、1歳6か月児健診、3歳児健診、5歳児健診を行います。		○					継続	こども課
27	妊婦歯科健診	概ね妊娠 16 週から 27 週の妊婦に歯科健診を実施します。	○						継続	健康推進課 こども課
28	産後ケア事業	産後の回復や育児等に不安を持つ産婦に、医療機関等や対象者の居宅において、宿泊・通所・訪問などによりケアや保健指導を行います。						○	継続	こども課
29	育児相談	妊娠期や子育て期間を安心して過ごせるように、妊産婦・育児相談会、2歳児歯科健康相談や訪問指導（妊産婦新生児訪問、2か月児訪問など）を行い、不安の解消と育児支援を行います。						○	継続	こども課
30	ブックスタート	親子のふれあいの定着を図るため、乳児健診での読み聞かせ体験と絵本の配布を行います。		○				○	継続	こども課 中央図書館
31	フッ化物洗口	永久歯のむし歯予防のため、年中児から中学生までを対象とし、園や学校にて集団でのフッ化物洗口を行います。		○	○	○			継続	健康推進課
32	予防接種	感染症予防のために、定期予防接種事業及び任意予防接種費用助成事業を行います。		○	○	○	○		継続	健康推進課
33	母子保健事業における栄養指導	妊娠中から乳幼児期の成長発育時期に応じた指導を実施するため、乳児健診時の栄養指導、離乳食教室（5か月児・9か月児）の教育のほか育児相談会や2歳児健康相談などにおいて栄養相談を実施します。	○	○				○	継続	こども課
34	歌って踊って食育事業	健康づくりイベントや、幼稚園・保育園等で当市のオリジナル食育ソング「元気チャチャの朝ごはん」や、健康づくりヒーローを活用して食育指導を実施します。		○				○	継続	健康推進課
35	おやこ料理教室の実施	おやこキッチンなどの料理教室を通じて未就学児の親子が楽しく学べる食の体験の機会をつくれます。		○				○	継続	新発田駅前 複合施設
36	低所得妊婦初回産科受診費用助成	低所得の妊婦に初回産科受診費用を助成します。	○						継続	こども課
37	第3子以降出産費助成事業	第3子以降の出産に係る出産費の一部を助成します。						○	継続	こども課

No.	事業名	事業内容	事業の対象者						区分	担当課
			妊婦	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	保護者等		
38	妊婦支援給付金 (旧出産・子育て応援給付金事業)	安心して出産・子育てができるよう出産・育児用品の購入等に係る費用を給付します。	○					○	継続	こども課
39	妊産婦医療費助成事業	妊娠届出の翌月の初日から出産した月の翌月末日までの妊産婦を対象に、医療保険の自己負担から一部負担金を控除した額を助成します。	○					○	継続	こども課
40	養育医療給付事業	指定養育医療機関において入院養育が必要と認められた未熟児に対し、入院医療費の一部又は全額を助成します。		○				○	継続	こども課
41	子ども医療費助成事業	誕生から高校卒業年齢までの、通院医療費や入院医療費の一部負担金を超えた場合に、医療費の助成を行います。		○	○	○		○	継続	こども課
42	休日夜間救急診療所	休日・土曜・平日夜間救急診療所により、一次救急医療体制の確保を行います。		○	○	○	○	○	継続	健康推進課
43	病院群輪番制病院運営事業	休日当番病院の診療による二次救急を行います。		○	○	○	○	○	継続	健康推進課
44	不妊・不育症治療費助成事業	法律上の婚姻をしており、医師が認める不妊・不育症治療を受けている人に対し、年齢制限や所得制限なく助成を実施します。						○	継続	こども課
45	こども家庭センター	全てのこどもとその家庭（妊産婦を含む）に対して個々の家庭状況に応じた包括的な支援を切れ目なく実施します。	○	○	○	○	○	○	継続	こども課
46	子育て応援カード事業	「協賛店」で各種優待サービスを受けることができるカードを交付します。	○	○	○	○		○	継続	こども課
47	児童手当の支給	児童（0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）を養育している方に手当を支給します。		○	○	○		○	新規	こども課
48	乳幼児歯科健診	歯科疾患の予防と早期発見のため、10か月児（親子）から3歳児まで、おおむね半年ごとに歯科健診と歯科保健指導を行います。		○				○	継続	健康推進課
49	フッ化物塗布	むし歯予防のため、乳幼児歯科健診時に希望制でフッ化物塗布を行います。		○					継続	健康推進課

個別目標（２） 地域における子育ての支援

子育てに関する悩みや心配に思うことを相談できる体制や、子育ての楽しさを共有できる場や仲間と集うことができる環境づくりなど、利用者の状況やニーズに合った支援を目指します。

区分欄にある「新規」は、本計画から位置づけた事業です。

No.	事業名	事業内容	事業の対象者						区分	担当課
			妊婦	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	保護者等		
50	保育園	各保育施設で、保護者の労働又は疾病その他の理由で、家庭において必要な保育を受けることが困難な未就学児の保育を実施します。		○				○	継続	こども課
51	認定こども園	保護者の就労状況等にかかわらず、幼児期の学校教育・保育を一体的に行う、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持った施設です。保護者の就労状況等に関わりなく、3～5歳児のこどもが教育・保育と一緒に受けられるため、保護者の多様なニーズに対応することができます。		○				○	継続	こども課
52	企業主導型保育所	事業所その他の様々なスペースで、主に企業の従業員のこどもを預かる施設ですが、一定割合の地域のこどもを受け入れることとし、一緒に保育を行う事業です。		○				○	継続	こども課
53	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	小学校1年生から6年生までを対象とし、留守家庭児童等に適切な遊び、居場所を提供するための児童クラブを開設しています。			○			○	継続	児童センター
54	児童クラブ整備事業	児童数の増加や施設の老朽化など状況に応じて児童クラブ・放課後子ども教室の改修や学校の余裕教室、小学校敷地内やその隣接地、近隣する施設などを有効活用した整備を行い、児童にとって快適かつ安全な居場所の提供に努めます。			○			○	新規	児童センター
55	子育てコンシェルジュ事業	幼稚園、保育園、認定こども園等の施設や子育て支援サービスを選択利用できるように、個々のニーズに合わせて、情報提供や相談調整を行います。	○	○				○	継続	こども課
56	子育て相談	市内の各保育園、幼稚園、認定こども園、こども課で面接や電話による相談を行います。						○	継続	こども課
18再掲	子育て世代への情報発信・相談支援	子育て支援アプリやAIチャットボットを活用した情報発信と24時間365日対応の相談支援を行います。	○	○	○	○		○	継続	こども課
57	家庭児童相談事業	あらゆる児童家庭相談に対応し、適切な相談援助活動を行います。	○	○	○	○		○	継続	こども課
58	地域子育て支援センター	市内保育園等に設置し、育児相談、遊びの場の提供、育児講座等を実施します。	○	○				○	継続	こども課

No.	事業名	事業内容	事業の対象者						区分	担当課
			妊婦	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	保護者等		
59	こどもセンター事業	親子の遊びや保護者同士の交流の場を提供し、一時預かりサービスや育児相談、子育て講座等を行います。		○				○	継続	新発田駅前複合施設
60	子育てサークル支援	子育てサークルの活動場所の無料提供や活動の周知、会員の募集等の支援を行います。						○	継続	新発田駅前複合施設
61	保育園開放事業	月2回保育園を開放し、遊びや育児の指導を行います。		○				○	継続	こども課
62	病児・病後児保育	病気の治療中又は回復期にある乳幼児等を、専用施設において一時的に預かります。		○	○				継続	こども課
63	子どもデイサービス事業（一時預かり）	保護者の病気、出産、育児のリフレッシュなどで一時的に家庭での保育が困難となる児童に対し、保育を実施します。		○				○	継続	こども課
64	地域交流事業	各園で、地域の高齢者や卒園児を園行事（敬老会や運動会等）に招いて、交流を深めます。		○					継続	こども課
65	児童センター事業	児童センター及び児童運動センターで18歳未満の児童を対象に各年齢に応じた遊びを提供します。		○	○	○		○	継続	児童センター
66	保育料等助成事業	第3子以降の0歳児から2歳児までの保育料及び、第3子以降の3歳児から5歳児までの副食費を助成します。						○	継続	こども課
67	保育1・2歳児無料化	市民税課税世帯の1・2歳児の保育や預かり保育事業及び認可外保育施設等の利用料を無料化します。 2歳児は令和4年度から、1歳児は令和6年9月から開始しています。						○	拡充	こども課
13再掲	地域子育て相談機関	全ての子育て世帯やこどもからの相談に応じ、必要な助言を行うほか、必要に応じてこども家庭センターと連絡調整を行います。 地域の実情に応じつつ、中学校区に1か所を目安に設置できるよう準備を進めます。	○	○	○	○	○	○	新規	こども課
68	こども誰でも通園制度	令和8年度から全国で実施される新しい保育制度で、保護者の就労の有無や理由を問わず、0歳6か月から満3歳未満の未就園児が保育施設を時間単位で利用できることが特徴です。円滑な実施に向け準備を進めるとともに、適切な制度運営を行います。		○				○	新規	こども課
69	施設型給付等による保育所、認定こども園の充実	施設運営に必要な費用を施設型給付等により負担することで、安定した運営と保育サービスの充実に努めます。						○	新規	こども課

No.	事業名	事業内容	事業の対象者						区分	担当課
			妊婦	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	保護者等		
70	保育人材の確保	保育人材の処遇改善を図り、確保に努めます。 ICT や保育園システムの活用を進め、保育士等の負担軽減を図ります。						○	新規	こども課
71	保育士等の研修	保育士等の資質向上のための研修を行います。						○	継続	こども課
72	幼保小の連携強化	こどもに関わる大人が立場を越えて連携し、架け橋期（義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間）にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人ひとりの多様性に配慮した上で全てのこどもに学びや生活の基盤を育むことを目指す事業です。幼児期の教育から小学校教育への連続した学びのシステムである「幼保小の架け橋プログラム」を推進します。		○	○				新規	こども課 学校教育課
73	子育て関連施設 の環境改善	保育所などの児童福祉施設、認定こども園等において、環境改善（大規模改修、老朽化対策、照明・空調・遊具・防犯対策設備の設置、バリアフリー改修、園庭の整備、トイレの洋式化など）を進めます。私立の保育所等において、保育環境等を改善する事業に対し、費用の一部を補助します。		○	○				新規	こども課
74	高校生等による 保育ボランティア	保育園等において、高校生等に乳幼児と触れ合う機会を提供し、育児体験を将来につなげます。				○			継続	こども課
75	宿舍借り上げ	保育士宿舍の借上助成等により、保育士の経済的負担の軽減や働きやすい環境づくりに努めます。						○	新規	こども課

個別目標（３） ワーク・ライフ・バランスの推進

働き方を見直し、性別関係なくキャリアアップと子育てを両立できるよう、こどもを安心して預けられる教育・保育サービスの確保と質の向上を図ります。さらに、企業に対して、働き方改革を進め男性が家事や子育てへの参画ができるような環境づくりと意識醸成を働きかけます。

区分欄にある「新規」は、本計画から位置づけた事業です。

No.	事業名	事業内容	事業の対象者						区分	担当課
			妊婦	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	保護者等		
76	待機児童の解消	保育士宿舍の借上助成等による待機児童を発生させないための事業を継続します。						○	継続	こども課
77	延長保育	通常の利用日や利用時間以外の日及び時間において、保育を実施します。		○					継続	こども課
78	障がい児保育	保育園等で障がい児を受け入れて、保育を実施します。		○					継続	こども課
63 再掲	子どもデイサービス事業（一時預かり）	保護者の病気、出産、育児のリフレッシュなどで一時的に家庭での保育が困難となる児童に対し、保育を実施します。		○				○	継続	こども課
79	通園バスの運行	園児の通園距離が長く、送迎が困難な地域の通園バスを運行します。		○					継続	こども課
80	休日保育	日曜・祝日に保育を必要とする児童に対し、保育を実施します。		○					継続	こども課
25 再掲	ファミリー・サポート・センター事業	子育てのお手伝いをして欲しい人（依頼会員）とお手伝いができる人（提供会員）の調整を行います。また、産前産後の家事援助サービスの調整も行います。	○	○	○	○	○	○	継続	こども課
81	育児・介護休業法の普及啓発	ハローワーク、商工会議所等を通じて、育児・介護休暇の取りやすい職場環境を整えるよう、企業に対する普及啓発を行います。						○	継続	商工振興課
82	女性の再就職支援	女性の再就職支援を中心とする求職者の就業支援を目的として開催される女性セミナーの周知を行います。子育てしやすい環境をはじめとした働きやすい職場環境の普及を図るため、企業の健康経営の導入を支援します。						○	継続	商工振興課
83	男女共生市民講座	男女共同参画社会推進団体懇談会と共催し、身近なテーマに沿って講座を開催し、男女共同参画社会についての啓発を行います。						○	継続	人権啓発課
84	男女共同参画社会実現のための広報・啓発	男女共同参画社会実現のための情報を広報し、たやホームページ、市 SNS 等を使って提供し、意識の啓発を行います。				○	○	○	継続	人権啓発課
85	女性雇用促進職場環境整備支援事業	女性が働きやすい職場環境整備をする企業に対して整備費の一部を補助します。					○	○	新規	商工振興課

3 基本目標Ⅲ オールしばたで支えるこども・若者の未来

個別目標（１） 子育てしやすい安心・安全なまちづくり

子育てしやすいまちの環境をつくるためにユニバーサルデザインの考え方にに基づき、地域の様々な立場の人たちの参画のもと、利用者の立場を考えた道路、公共交通機関等のバリアフリー化を進めます。

また、防犯活動の推進や防犯街路灯等のインフラ整備を進めるとともに、交通安全への意識啓発、地域住民等と協力して見守りパトロールを実施します。

区分欄にある「新規」は、本計画から位置づけた事業です。

No.	事業名	事業内容	事業の対象者						区分	担当課
			妊婦	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	保護者等		
86	交通安全教室	交通安全意識の普及には、幼児期からの段階的な教育が必要であり、市内にある全ての保育園・こども園・幼稚園・小学校・中学校を対象に交通安全教室を開催します。		○	○	○			継続	地域安全課 (こども課) (学校教育課)
87	自転車運転教室受講証明書の発行	小学校 4 年生を対象に交通安全教室を実施します。交通安全教室を通じて、自転車を安全に運転するための自覚を促すとともに、家庭内で交通安全に関する話し合いを持つきっかけづくりとして、自転車教室修了証を発行します。			○				継続	地域安全課
88	通学路、園児の集団移動経路の点検及び安全対策の実施	児童の通学路や園児の散歩経路などを定期的に点検し、危険箇所の抽出を行います。 また、点検結果を基に注意喚起のための標識設置、路側帯の確保など対策を進めます。		○	○	○			継続	教育総務課 こども課 地域安全課 地域整備課 維持管理課
89	「子ども 110 番の家」等緊急避難場所の設置	新発田警察署と連携をとり、相談対応を行います。			○	○			継続	学校教育課
90	被害に遭ったこどもの相談	新発田警察署及び市関係課と連携をとり、相談対応を行います。			○	○	○		継続	学校教育課 (地域安全課)
91	防犯パトロール活動の推進	市内 20 地区の防犯連絡協議会が主体となり、通学路等の防犯パトロール活動の推進を図ります。			○	○			継続	地域安全課
92	不審者への安全対策の強化	不審者情報等がきちんと伝わるよう継続します。 不審者情報について迅速に市内全ての幼稚園、保育園、認定こども園、小学校、中学校に提供し、対応を促します。		○	○	○			継続	こども課 学校教育課
93	道路のバリアフリー対応	バリアフリー対応で歩道等の整備を行います。	○	○	○	○	○	○	継続	地域整備課
94	公共施設のバリアフリー対応	公共施設のバリアフリー対応を行います。	○	○	○	○	○	○	継続	建築課

No.	事業名	事業内容	事業の対象者						区分	担当課
			妊婦	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	保護者等		
95	自主的な防犯活動の推進	市内 20 地区の防犯連絡協議会が主体となり、地元自治会・PTA 等と連携した自主的な防犯活動の推進を図ります。	○	○	○	○	○	○	継続	地域安全課
96	防犯灯維持管理事業	既に設置している防犯灯具の維持管理を行います。	○	○	○	○	○	○	継続	維持管理課
97	街灯整備事業	関係団体や地域コミュニティとの連携を強化し、防犯意識の高揚に努め、犯罪の未然防止を図ります。	○	○	○	○	○	○	継続	維持管理課
98	新発田あんしんメールの配信	防災情報、火災情報、防犯情報など、市民生活に影響を及ぼす事案・事象に関する情報などを、携帯メールやパソコンメールで登録者へ情報配信し、注意を呼びかけます。			○	○	○	○	継続	地域安全課
99	防犯カメラ等の設置事業	市内の公共の場所（公園や道路など）の防犯を目的とし、自治会などに防犯カメラ設置費用の一部を補助します。	○	○	○	○	○	○	新規	地域安全課
100	公園の安全対策	公園等の点検・整備を行い、こどもの遊び場の安全確保に努めます。		○	○	○			新規	維持管理課
101	コミュニティバスの運行	子育て世帯が安心してコミュニティバスを利用できるよう、ホームページなどで利用方法や時刻表をわかりやすく表示するとともに、全ての利用者が利用しやすい環境の整備を推進します。	○	○	○	○	○	○	新規	市民まちづくり支援課
102	安心・安全なインターネットの利用	インターネットを巡るトラブルなどの危険性や、インターネットの適切な利用などについて、リーフレットの配布等を通じて、こどもたちや保護者へ啓発します。		○	○	○	○	○	新規	青少年健全育成センター

個別目標（２） こども・若者が安心して過ごせる居場所づくり・多様な遊び・体験

こども・若者が安心して過ごすことができ、地域社会で自由に遊びを体験し、豊かな人間性や社会性を育むため、健全な育成環境を確保し、居場所の充実を図ります。

区分欄にある「新規」は、本計画から位置づけた事業です。

No.	事業名	事業内容	事業の対象者						区分	担当課
			妊婦	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	保護者等		
65 再掲	児童センター事業	児童センター及び児童運動センターで 18 歳未満の児童を対象に各年齢に応じた遊びを提供します。		○	○	○		○	継続	児童センター
53 再掲	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	小学校 1 年生から 6 年生までを対象とし、留守家庭児童等に適切な遊び、居場所を提供するための児童クラブを開設しています。			○			○	継続	児童センター
54 再掲	児童クラブ整備事業	児童数の増加や施設の老朽化など状況に応じて児童クラブ・放課後子ども教室の改修や学校の余裕教室、小学校敷地内やその隣接地、近隣する施設などを有効活用した整備を行い、児童にとって快適かつ安全な居場所の提供に努めます。			○			○	新規	児童センター
58 再掲	地域子育て支援センター	市内保育園等に設置し、育児相談、遊びの場の提供、育児講座等を実施します。	○	○				○	継続	こども課
103	放課後等デイサービス	発達に支援を要する就学児に対し、放課後や長期休業期間に療育・発達支援を行います。			○	○	○		新規	社会福祉課
104	総合型地域スポーツクラブ	国が制定したスポーツ基本法及び基本計画、市スポーツ推進計画に基づき、総合型地域スポーツクラブの活動や環境整備を支援し、市内のこどもたちに幼児期から継続してスポーツに親しめる場や機会の提供を進めます。		○	○	○			継続	スポーツ推進課
105	スポーツ少年団	スポーツ少年団の活動の支援を通じて、青少年の健全育成を図ります。			○				継続	スポーツ推進課
106	学校体育施設開放	市民の健康増進及び社会体育の普及振興のために、学校の体育施設を開放します。					○	○	継続	スポーツ推進課
107	幼児運動遊び	遊びを通じて身体を動かす楽しさや、仲間と目標を達成する経験を育み、運動習慣の定着を図るため、ニーズに応じた運動遊び指導を行います。		○					継続	スポーツ推進課
108	土曜学習支援事業	こどもたちの学習を習慣化し、確かな学力の定着・向上を図るため、土曜日を利用した学習支援を行います。			○	○			継続	生涯学習課 (新発田・豊浦・紫雲寺・加治川地区公民館)
109	放課後子ども教室推進事業	放課後、こどもたちに学習やスポーツ、地域住民との交流活動等を行うことで、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを図ります。			○				継続	児童センター

No.	事業名	事業内容	事業の対象者						区分	担当課
			妊婦	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	保護者等		
74 再掲	高校生等による 保育ボランティア	保育園等において、高校生等に乳幼児と 触れ合う機会を提供し、育児体験を将来に つなげます。				○			継続	こども課
110	親と子の料理 教室事業	児童とその保護者に、望ましい食習慣に関 する情報の提供と栄養バランスのよい献立の 調理実習を行います。			○			○	継続	健康推進課
111	栄養講座	子育て支援センター等において栄養講座を 開催します。			○	○		○	継続	こども課
112	食とみどりの 新発田っ子プラン	市内全ての幼稚園、保育園、認定こども 園、小学校、中学校で食に関する全体計画 等を策定し、食のサイクルに基づく食育に取り 組めます。		○	○	○			継続	学校教育課 こども課
113	学校給食地産 地消導入事業	学校給食における地場産物の導入の向上 に努めます。			○	○			継続	教育総務課
114	ゲートキーパー 研修 (自殺対策事業)	命の大切さを感じながら健全な成育環境 づくりができるよう母子保健事業を推進すると ともに、保健所、小・中学校等と連携し、こど もたちに命の大切さを伝える等自殺防止の普 及啓発、予防対策を実施します。	○		○	○	○	○	継続	健康推進課
	こども家庭 センター (自殺対策事業)		○	○	○	○	○	○	継続	こども課
	指導主事による 生徒指導訪問及 びハイリスク児童 生徒の相談支援 (自殺対策事業)				○	○			継続	学校教育課
115	健康教育	望ましい食生活、がんや性感染症などの疾 病予防、薬物等の危険性についてこどもた ちが知識を身につけ行動できるよう関係機関 が情報共有を図り連携して取り組みます。			○	○		○	継続	こども課 学校教育課
116	健康診断 健康相談 保健指導	学校保健安全法に基づき、児童生徒等に 健康診断を行い、診断結果に基づき、疾病 の予防処置、治療の指示、運動及び作業を 軽減する等適切な保健指導等を行います。			○	○			継続	学校教育課
117	少人数指導	学校の実態を把握し、小中学校に補助教 員を配置します。			○	○			継続	学校教育課
118	学力検査	小学校2年生～6年生、中学校1年生 ～3年生で実施し、結果を分析して指導に 活用します。			○	○			継続	学校教育課
119	家庭教育推進 事業	小中学校 PTA や幼稚園、保育園、認定 こども園、子育てサークル等と連携し、家庭教 育に関連した事業を支援します。		○	○	○		○	継続	生涯学習課

No.	事業名	事業内容	事業の対象者						区分	担当課
			妊婦	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	保護者等		
120	学校評議員の設置	市内小・中学校で問題解決に早急かつ適切に対応できる体制を地域全体で組織し、緊密な協力関係を構築します。			○	○			継続	学校教育課
12再掲	10代の居場所カフェ	カフェのような空間で自由に過ごすことができます。10代の方ならだれでも無料で利用できます。			○	○	○		新規	新発田駅前複合施設
121	公民館こども交流体験事業	館外活動や体験活動、伝統文化を通して、こどもたちの創造性や自主的な学習意欲を向上させるとともに、仲間づくりやひとづくりを目指します。			○	○			新規	生涯学習課
122	防災教育推進事業	各年齢層を対象とした防災キャンプの実施を通して、防災への関心や知識等を高め、災害を生き抜く力・郷土愛・未来を切り拓く力を育みます。		○	○	○	○	○	新規	生涯学習課
123	GIGAスクール構想の推進	主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、ICTを活用し、こどもたちの学ぶ意欲を高める学習環境整備を進めます。			○	○			新規	学校教育課
124	公園維持管理事業	事故のないよう公園の維持管理に努めます。	○	○	○	○	○	○	新規	維持管理課
125	緑の少年団	小学校4年生～6年生の希望者を対象に、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、人を愛する心豊かな人間の育成を図ります。			○				新規	農林水産課
126	インターンシップ事業	学生向けに、企業でのインターンシップの機会を創出し、健全な就業観の育成に助力します。					○		新規	商工振興課
127	成人式開催事業	二十歳の若者の門出を市全体でお祝いする「厳粛な中にもあたたかみのある」式典を開催します。					○		新規	生涯学習課
128	持続可能なこども食堂の仕組みづくり	こども食堂のあり方について、社会情勢や状況に応じた組織づくりを検討します。		○	○	○	○	○	新規	社会福祉課
129	こどもの学習支援スペースの確保	貸館利用のない時間帯に多目的室を開放し、高校生等の学習室として提供しています。			○	○	○		新規	新発田駅前複合施設

個別目標（３） 結婚・家庭生活の支援

こども・若者が、働くことに夢や希望を持つとともに、就職等のライフイベントにおいて、自身の希望に応じた将来を選択することができるよう支援します。

区分欄にある「新規」は、本計画から位置づけた事業です。

No.	事業名	事業内容	事業の対象者						区分	担当課
			妊婦	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	保護者等		
130	ライフデザイン講座	中学生、高校生を対象に、ライフデザイン講座を開催します。直面する人口減少問題について理解を深め、こどもたちが将来に希望を見出し、自分の理想とするライフデザインを具体的に考えるきっかけとなる機会を提供します。				○			新規	みらい創造課
131	起業・創業相談	相談内容や創業の段階に応じて、支援機関や支援メニューをご紹介します。					○		新規	商工振興課
132	学生向け企業説明会	「企業見学バスツアー」を開催し、就職活動を見据えた学生が、市内企業の魅力に触れる機会を創出します。(対象：大学生・短大生・専門学校生・高専生) また、高校生向けには「新発田地域高校生企業説明会」(ハローワーク新発田主催・新発田市協力)が開催されており、就職活動を支援しています。					○		新規	商工振興課
126 再掲	インターンシップ事業	学生向けに、企業でのインターンシップの機会を創出し、健全な就業観の育成に助力します。					○		新規	商工振興課
74 再掲	高校生等による保育ボランティア	保育園等において、高校生等に乳幼児と触れ合う機会を提供し、育児体験を将来につなげます。				○			継続	こども課
133	若者の自立・就職支援	若者や氷河期世代を対象に「下越地域若者サポートステーション」での相談やジョブトレーニングなどにより、若者の社会的自立や就職を支援します。					○		新規	商工振興課
134	婚活イベント	20～40代の独身男女を対象とした婚活イベントを実施します。定住自立圏域の特色を生かしたイベント内容とし、カップリングを行う婚活イベントやカップリングを含まない緩やかな出会いの場を提供します。					○		新規	みらい創造課
135	性別にとらわれない社会づくり	女子学生のための理工科系分野の人材育成支援やあらゆる方針決定過程の場への女性の参画促進に向けた意識啓発に努めます。				○	○	○	新規	人権啓発課
136	結婚生活応援	新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援を行います。					○		新規	みらい創造課

4 基本目標Ⅳ 一人ひとりが大切にされ、自分らしく生活できる環境づくり

個別目標（１） 児童虐待防止対策の取組の推進

こどもを虐待から守るため、意識啓発活動を行うとともに、養育に不安や課題を抱える家庭への見守りと相談支援を強化し、要保護児童対策地域協議会の機能充実を図ることで、早期発見・早期対応に努めます。

また、こどもだけでなく、周囲の大人がヤングケアラーについての理解を深めるよう各種啓発を行い、要保護児童地域協議会のネットワークを活用し、早期発見・把握に努めます。

区分欄にある「新規」は、本計画から位置づけた事業です。

No.	事業名	事業内容	事業の対象者						区分	担当課
			妊婦	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	保護者等		
137	家庭児童相談事業 (新発田市要保護児童対策地域協議会)	協議会を構成する関係機関との連携によって虐待防止・早期発見・重症化予防のための支援を実施します。 また、児童虐待に関する啓発活動も行います。	○	○	○	○		○	継続	こども課
138	各種相談	地域子育て支援センターでの相談、家庭児童相談、家庭訪問、育児・健康相談、こども教育相談等を行います。						○	継続	こども課 学校教育課
13 再掲	地域子育て相談機関	全ての子育て世帯やこどもからの相談に応じ、必要な助言を行うほか、必要に応じてこども家庭センターと連絡調整を行います。 地域の実情に応じつつ、中学校区に1か所を目安に設置できるよう準備を進めます。	○	○	○	○	○	○	継続	こども課
139	関係機関との連携	児童相談所と連携して、全学校を対象に虐待防止・対応研修を行います。 各学校から挙がってきた事案をスクールソーシャルワーカーがこども課等の市担当課、児童相談所と連携していきます。				○	○		新規	学校教育課
140	DV 相談	女性相談支援員が、DV 等の様々な困難を抱える人からの相談に応じ、必要な支援を行います。 市のホームページや SNS・啓発カードなどに相談窓口の情報を掲載し、支援を必要とする人が必要な情報にアクセスできるよう、取り組みます。	○				○	○	新規	社会福祉課
141	里親制度の周知	国・県と連携し、ポスター提示やリーフレット配布を通じて里親制度の周知を行います。						○	新規	こども課
45 再掲	こども家庭センター	全てのこどもとその家庭（妊産婦を含む）に対して個々の家庭状況に応じた包括的な支援を切れ目なく実施します。	○	○	○	○	○	○	継続	こども課
142	児童虐待防止の啓発	国や県とともに、市内関係機関でのポスター掲示等の情報発信や関係機関への研修により児童虐待防止の啓発を行います。						○	新規	こども課

No.	事業名	事業内容	事業の対象者						区分	担当課
			妊婦	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	保護者等		
143	養育支援訪問事業、要保護児童等の支援に資する事業	子育てに対し不安や孤立感等を抱える家庭や虐待の恐れがある家庭など、支援が必要とされる家庭に対し、保健師や助産師、臨床心理士等が訪問し、適切な支援を行い、必要に応じ関係機関との連携や専門性の強化を図り、要保護児童等への適切な支援が行えるように努めます。	○	○	○	○		○	新規	こども課
144	民生委員・児童委員、主任児童委員	子育ての不安など様々な相談に応じ、必要な支援が受けられるよう専門機関につなげます。	○	○	○	○	○	○	新規	社会福祉課

個別目標（２） こどもの貧困対策の推進

経済状況によって、こどもの教育や経験の機会に違いが生まれないう、また、安心して生活できるよう、支援に取り組みます。

区分欄にある「新規」は、本計画から位置づけた事業です。

No.	事業名	事業内容	事業の対象者						区分	担当課
			妊婦	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	保護者等		
36 再掲	低所得妊婦 初回産科受診 費用助成	低所得の妊婦に初回産科受診費用を助成します。	○						継続	こども課
145	児童扶養手当 支給事業	対象となる世帯へ手当を支給します。						○	継続	社会福祉課
146	ひとり親家庭自 立支援	母子家庭の母が又は父子家庭の父が資格や技術の取得を希望する場合に給付金を支給します。						○	継続	社会福祉課
147	ひとり親世帯等 屋根除雪助成 事業	ひとり親世帯に対し屋根雪除雪に係る費用の一部助成を行います。						○	継続	社会福祉課
148	ひとり親家庭等 医療費助成事業	ひとり親家庭の父又は母及び児童等に対する医療費の助成を行います。		○	○	○	○	○	継続	社会福祉課
149	小学校教育扶助 事業、中学校教 育扶助事業 (要保護及び準 要保護児童生徒 援助)	経済的理由により義務教育を受けることが困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な経費の一部を補助します。						○	継続	学校教育課
150	母子・父子自立 支援員	ひとり親家庭の方等の生活相談、就労相談などに応じています。						○	新規	社会福祉課
151	就職支援	ハローワークと連携し、就職を希望する方が一早就職できるよう支援を実施します。						○	新規	社会福祉課
152	学習支援	生活困窮家庭および生活保護受給世帯の貧困の世代間連鎖を防止することを目的として、中学生や高校生等に学習支援を実施します。				○	○		新規	社会福祉課
153	生理用品配布	必要な生理用品の確保が困難な方に一定量の無償配布を実施します。			○	○	○	○	新規	社会福祉課
154	(公財)育英会学 生緊急援助資金 原資貸付事業	家計の急変により学業が困難になった学生に対して、資金を貸付ける新発田育英会に原資を貸付けることによって、学生の勉学に専念できる環境を支援します。					○		新規	生涯学習課
155	子育て世帯訪問 支援事業	訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行います。	○	○	○	○		○	新規	こども課

No.	事業名	事業内容	事業の対象者						区分	担当課
			妊婦	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	保護者等		
156	第3子以降学校給食費支援事業	小・中学校及び高校に在学する児童生徒などを3人以上養育している保護者に対して、第3子以降に係る学校給食費の支援を行います。						○	新規	教育総務課
157	子育て短期支援事業	家庭におけるこどもの養育が様々な事情で困難となった場合に、宿泊を伴って一時的にこどもを預かります。	○	○	○	○		○	新規	こども課

個別目標（３） 発達の遅れや障がいのあるこどもに対する支援

障がいがあるこどもや発達に支援を要するこどもなどが、安心して生活できるよう生活や学習をする上で困難なことを改善するため、一人ひとりの状況に応じて、こどもと保護者の不安が軽減できるよう制度の充実を図ります。

区分欄にある「新規」は、本計画から位置づけた事業です。

No.	事業名	事業内容	事業の対象者						区分	担当課
			妊婦	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	保護者等		
158	児童発達支援センター「ひまわり学園」連携事業	「ひまわり学園」に通う知的障がい及び発達の遅れがみられる未就学児について、発達状況の確認や支援の在り方等について、連携を図ります。		○					継続	こども課
159	子ども発達相談事業（相談支援事業）	発達に支援を要する未就学児を持つ保護者への相談支援を実施します。		○				○	継続	こども課
160	子ども発達相談事業（発達支援事業）	発達に支援を要する未就学児に対し、早期から療育・発達支援を行います。		○					継続	こども課
57 再掲	家庭児童相談事業	あらゆる児童家庭相談に対応し、適切な相談援助活動を行います。	○	○	○	○		○	継続	こども課
161	ファミリー・サポート・センター事業での障がい児援助	障がい児の子育てのお手伝いをして欲しい人と、お手伝いができる人との調整を行います。	○	○	○	○	○	○	継続	こども課
78 再掲	障がい児保育	保育園等で障がい児を受け入れて、保育を実施します。		○					継続	こども課
162	子ども発達相談事業（地域支援事業）	発達に支援を要する未就学児が在籍する保育所等への訪問支援ならびに保育士等に対し支援を要する未就学児への対応力向上研修を実施します。		○					継続	こども課
163	特別障がい者手当支援事業（障害児福祉手当）	常時特別の介護を必要とする在宅障がい児への手当の支給を行います。		○	○	○	○		継続	社会福祉課
164	特別児童扶養手当支給事務	障がい児を監護、養育する家庭に対する手当に関する事務を行います。						○	継続	社会福祉課
165	重度心身障害者医療費助成（県障医療制度）	重度の心身に障がいのある人に医療費の一部を助成します（所得制限あり）。		○	○	○	○		新規	社会福祉課
166	軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	障害者手帳の対象とならない軽・中等度難聴児に補聴器購入費の助成を行います。		○	○	○	○		継続	社会福祉課

No.	事業名	事業内容	事業の対象者						区分	担当課
			妊婦	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	保護者等		
167	紙おむつ購入費の助成	在宅で障がいにより常時紙おむつを使用している方に対し、介護にあたる家族の経済的負担の軽減を図るため、紙おむつ購入に係る助成券を交付します。		○	○	○	○	○	新規	社会福祉課
168	新発田市指定ごみ袋の助成	障がいにより常時紙おむつの助成又は腹膜透析を受けている方のいる世帯に対し、経済的負担の軽減を図るため、ごみ袋を交付します。		○	○	○	○	○	新規	社会福祉課
169	下越福祉行政組合参画事業	中井さくら園等を運営する下越福祉行政組合への事業に参画します。		○	○	○	○		継続	社会福祉課
170	小学校教育扶助事業、中学校教育扶助事業 (特別支援教育就学奨励)	特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、就学に必要な経費の一部を補助します。						○	継続	学校教育課
171	特別支援学校就学支援事業	市内に住所を有し、特別支援学校に就学する児童生徒の保護者に対し、教育費の負担軽減を図るため補助金を交付します。						○	継続	学校教育課
172	新発田市特別支援教育推進委員会	教育・福祉・保健・医療等が連携し、幼児期から学童期までのこどもと保護者に対する啓発活動、児童生徒の交流活動を実施します。 また、教職員・介助員に対する研修会を実施します。			○	○			継続	学校教育課
173	児童クラブでの障がい児受入れ	入会基準を満たす障がい児を可能な限り受け入れます。			○			○	継続	児童センター
103再掲	放課後等デイサービス	発達に支援を要する就学児に対し、放課後や長期休業期間に療育・発達支援を行います。			○	○	○		新規	社会福祉課

個別目標（４） 様々な困難を抱えるこども・若者と家庭への支援

外国につながるのあるこどもに対して、日本語の指導や支援、学習支援、就園、就学支援を行い、さらに保護者を含む子育てや生活に関する支援を行います。

また、不登校やひきこもり、ヤングケアラー等、様々な課題を抱えるこども・若者への支援を行います。

区分欄にある「新規」は、本計画から位置づけた事業です。

No.	事業名	事業内容	事業の対象者						区分	担当課
			妊婦	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	保護者等		
174	多文化共生事業	外国にルーツをもつこどもたちが自らのアイデンティティを大切に、自由に進路選択できるよう、Ｊスクール（こども向け日本語教室）と連携して学習支援を行います。また、外国人に配慮した子育て支援の情報提供や利用支援を行うことで、保護者が安心して子育てできる環境を整えます。			○	○	○	○	新規	市民まちづくり支援課
175	日本語指導員の派遣	外国にルーツをもつ、日本語指導が必要な児童・生徒に対し、日本語指導や学習支援を行います。また、生活やコミュニケーションの仕方など困っていることに寄り添いながら、相談対応を行います。		○	○	○	○		新規	学校教育課
176	ヤングケアラーへの支援	ヤングケアラーに関する問題意識の啓発、様々な相談窓口の周知、支援者に向けたこどもの意向に寄り添った対応方法の研修等を実施しながら、教育委員会や学校を含めた関係機関と連携を図りながら、早期発見・早期支援に取り組みます。			○	○	○	○	新規	こども課
177	スクールソーシャルワーカー	不登校やいじめ、虐待など、様々な児童・生徒の課題を解決するために、相談を通して、関係機関との連携や環境調整の提案などの支援を実施します。			○	○			新規	学校教育課
178	指導主事による生徒指導訪問及びハイリスク児童生徒の相談支援（自殺対策事業）	生徒指導上の問題の未然防止、早期発見に向けた組織的対応を構築します。 リスクを抱える児童生徒の情報共有と、継続的できめ細やかな相談体制を整備します。			○	○			新規	学校教育課 こども課 社会福祉課 健康推進課
57 再掲	家庭児童相談事業（自殺対策事業）	あらゆる児童家庭相談に対応し、適切な相談援助活動を行います。	○	○	○	○		○	継続	こども課
179	市民のきずなを深めいのちを守る事業（自殺対策事業）	こころの健康に関する相談会を設定するとともに、相談会の周知を行います。				○	○	○	新規	健康推進課
180	女性相談支援（自殺対策事業）	女性が抱える悩みや困りごと、配偶者やパートナーからのＤＶ等の相談に女性相談支援員が、関係機関との連絡調整、その他必要な支援を実施し自立を図ります。				○	○	○	新規	社会福祉課

No.	事業名	事業内容	事業の対象者						区分	担当課
			妊婦	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	保護者等		
181	新発田市教育支援センター「車野校」	不登校生徒に学校以外の学習活動の場を準備し、指導員による学習支援、教育相談を実施します。			○	○			継続	学校教育課
182	い〜ばしよしばた	概ね 15〜64 歳のひきこもり状態にある方やその家族が自宅以外で自由に過ごせる場所です。常駐のスタッフに相談することもできます。				○	○		新規	社会福祉課

第 5 章

教育・保育及び
地域子ども・子育て支援事業の
量の見込みと確保方策

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育の提供区域

本計画の策定にあたり、地域の実情に応じて保護者や子どもが自宅から容易に移動することが可能な区域、いわゆる教育・保育提供区域の設定が義務付けられています。教育・保育提供区域設定は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して区域設定を行うこととなっています。

当市ではこれらの条件及び現状について総合的に勘案し、第2期子ども・子育て支援事業計画と同様、教育・保育提供区域を市全域とし、1区域とします。

2 こどもの数の推計

令和2年から令和6年の各3月末における住民基本台帳人口をもとに、コーホート変化率法により推計した本計画期間における0歳～11歳の人口は次のとおりとなります。

(人)

	実績	推計				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	466	460	441	433	426	418
1歳	544	493	483	475	467	458
2歳	535	513	507	497	489	481
3歳	611	566	557	547	537	527
4歳	630	597	589	579	569	558
5歳	701	621	601	577	555	532
6歳	647	612	597	574	552	528
7歳	701	658	641	617	593	569
8歳	750	696	676	650	625	599
9歳	772	715	695	668	642	615
10歳	797	791	776	749	721	693
11歳	799	799	785	757	731	703
合計	7,953	7,521	7,348	7,123	6,907	6,681
0-2歳	1,545	1,466	1,431	1,405	1,382	1,357
3-5歳	1,942	1,784	1,747	1,703	1,661	1,617
6-11歳	4,466	4,271	4,170	4,015	3,864	3,707

資料:新発田市住民基本台帳人口(年齢別)。市独自推計

3 認定区分

計画期間における、保育園、幼稚園、認定こども園及び地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）について、こども・子育てに関するニーズ調査結果を参考に、利用状況等に基づき、認定区分別に必要な見込みを設定し、その見込み量に対応するように確保内容とその時期を定めます。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前のこども （保育の必要性なし）	幼稚園、 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども （保育を必要とするこども）	幼稚園、 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども （保育を必要とするこども）	幼稚園、 認定こども園、 地域型保育事業

4 教育・保育の量の見込み及び確保方策

実績値については、第2期子ども・子育て支援事業計画における利用実績値となっています。

量の見込みについては、第2期子ども・子育て支援事業計画期間における利用実績及びアンケート結果等を勘案し、本計画期間中の見込み及び確保方法について、以下のとおり設定しました。

◆実績

(人)

	令和2年度					令和3年度				
	1号	2号	3号			1号	2号	3号		
	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	336	1,857	303	475	558	297	1,786	318	466	558
②確保方策 ※	340	1,860	303	477	558	300	1,790	318	468	558
②-①	4	3	0	2	0	3	4	0	2	0
実績	364	1,921	291	438	518	361	1,743	265	440	516

(人)

令和4年度					令和5年度					令和6年度(見込み)				
1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号		
3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
265	1,747	333	457	545	315	1,700	346	449	533	307	1,654	360	440	521
270	1,750	333	459	546	320	1,700	348	450	534	312	1,660	360	441	522
5	3	0	2	1	5	0	2	1	1	5	6	0	1	1
349	1,693	241	451	507	333	1,645	260	401	507					

◆量の見込み

(人)

	令和7年度					令和8年度				
	1号	2号	3号			1号	2号	3号		
	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	303	1,480	256	390	445	297	1,449	252	388	445
②確保方策	304	1,485	259	390	446	298	1,455	252	391	445
②-①	1	5	3	0	1	1	6	0	3	0

(人)

令和9年度					令和10年度					令和11年度				
1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号		
3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
290	1,413	254	387	442	282	1,378	257	387	440	275	1,341	272	385	438
291	1,417	254	387	445	283	1,382	259	387	440	276	1,344	275	387	438
1	4	0	0	3	1	4	2	0	0	1	3	3	2	0

※確保方策は実績・量の見込みとも認定こども園、幼稚園、保育園です。

【確保方策の内容】

- 公立幼稚園については、入園児童数の減少等の理由により、令和２年度末に加治川幼稚園が閉園となりました。現在、市内唯一の公立幼稚園である御免町幼稚園は、今後も、児童数の増加が見込みにくく、望ましい教育環境が整わないと判断せざるを得ない状況であることから、令和６年度の３歳児の募集を停止し、現在、在籍する児童の卒園をもって閉園します。したがって、当市における公立幼稚園は令和７年度末で０園となります。
- 多様な保育ニーズに対応するため私立園の規模は、現状維持を図ります。但し、１号・２号認定児童の減少及び３号認定児童の増加が見込まれることから、受け入れ枠の調整を進めます。
- 保育士の不足が社会問題となっています。保育士確保のため、宿舎借上げを行う私立保育園等に対する補助の実施の継続検討のほか、研修会を開催し、保育士の処遇改善とスキルアップを図ります。
- 地域型保育事業は、必要に応じて実施に向けた検討を行います。
- 国の指針に沿って認定こども園への移行に対し、引き続き支援を行います。

5 地域子ども・子育て支援事業量の見込み

(1) 利用者支援事業

【概要】

子どもやその保護者の身近な場所で、保育園、幼稚園、認定こども園や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

・基本型

主として、地域子育て支援拠点等身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を受け、子育て支援に関する情報の収集・提供・助言・支援を行う事業

・特定型

主として市区町村の窓口で、子育て家庭等からの保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育園や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う事業

・こども家庭センター型

母子保健と児童福祉が連携・協働しながら、妊娠期から子育て期にわたるまで個々の家庭に応じた切れ目ない対応を行うとともに、関係機関等と連携し、包括的な支援を行う事業

・妊婦等包括相談支援事業型

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る事業

◆実績〈特定型〉

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
施設数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

◆量の見込みと確保方策〈基本型〉

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	6 か所	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所
②確保方策	6 か所	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所
②－①	0	0	0	0	0

◆量の見込みと確保方策〈地域子育て相談機関〉

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	6 か所	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所
②確保方策	6 か所	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所
②－①	0	0	0	0	0

◆量の見込みと確保方策〈特定型〉

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②－①	0	0	0	0	0

◆量の見込みと確保方策〈こども家庭センター型〉

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②－①	0	0	0	0	0

◆量の見込みと確保方策〈妊婦等包括相談支援事業〉

(回)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	妊娠届出数	460	441	433	426	418
	1組当たりの面談回数	3	3	3	3	3
	面談実施合計数	1,380	1,323	1,299	1,278	1,254
②確保方策	こども家庭センター	1,380	1,323	1,299	1,279	1,254
②－①		0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

- 市役所窓口において、子育てコンシェルジュによる保育園等の入園に関する相談や子育て支援の情報提供、利用についての相談に応じて子育てをサポートします。
- こども家庭センターを補完し、子育て世帯の身近な相談機関として、中学校区に1か所を目安に地域子育て相談機関を地域子育て支援拠点等へ整備できるよう取組を進めていきます。
- 母子保健と児童福祉が連携・協働しながら、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目ない支援や虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた対応を行うとともに、関係機関等と連携し、包括的な支援を実施していきます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

【概要】

妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談を受けたり、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

当市では、市の保育所に設置するものと委託事業によるものなど、様々な事業等を実施しています。

◆地域子育て支援センターの利用実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用人数	4,177人	3,777人	6,581人	9,925人	
施設数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所

◆量の見込みと確保方策

(月当たり延べ利用回数：人回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	793	774	760	748	734
②確保方策	施設数	6か所	6か所	6か所	6か所
	確保量	793	774	760	748
②－①	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

引き続き、利用者のニーズに沿った子育て支援拠点を確保し、妊娠期の方、乳幼児及びその保護者が孤立することなく交流を行う場所を開設し、子育てに関する専門性の高い職員が子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

(3) 妊婦健康診査

【概要】

安心・安全な妊娠・出産につながるよう、妊婦の健康状態及び胎児の発育状態を確認するために、産科医療機関で定期的に受診する健診費用14回分を助成する事業です。

◆実績

(人回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ健診回数	7,199	6,206	6,465	5,913	

◆量の見込みと確保方策

(年間延べ回数：人回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	6,440	6,174	6,062	5,964	5,852
②確保方策	6,440	6,174	6,062	5,964	5,852
②－①	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

引き続き、妊娠届出時にかかりつけ保健師から受診勧奨し、産科医療機関と連携しながら、安心・安全な妊娠・出産への支援を行っていきます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

【概要】

生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師や助産師等が訪問し、育児状況や養育環境等の把握を行い、子育て支援情報の提供や必要なサービスにつなげる事業です。

◆実績

(人)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
延べ健診回数	567	565	511	486	

◆量の見込みと確保方策

(実人数：人)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	460	441	433	426	418
②確保方策	460	441	433	426	418
②－①	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

引き続き、保健師や助産師等が全ての乳児家庭を訪問し、支援が必要と判断した家庭には継続的な支援を行っていきます。

(5) 養育支援訪問事業、要保護児童等の支援に資する事業

【概要】

子育てに対し不安や孤立感等を抱える家庭や虐待の恐れがある家庭など、支援が必要とされる家庭に対し、保健師や助産師、臨床心理士、子育て経験者等が訪問し、適切な支援を行う事業です。

◆実績

(人)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
支援実績	220	167	123	143	

◆量の見込みと確保方策

(実人数：人)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	152	152	152	152	152
②確保方策	152	152	152	152	152
②－①	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

要保護児童対策地域協議会の機能強化のため、関係機関の連携や専門性の強化を図り、要保護児童等への適切な支援が行えるように努めます。

（６）子育て短期支援事業（ショートステイ）

【概要】

保護者の疾病等の理由により、こどもの養育が一時的に困難となった場合に、市の指定している児童養護施設等で必要な保護を行う事業です。令和７年度からサービスの提供を開始します。

◆量の見込みと確保方策

（年間延べ人数：人日）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	90	90	90	90	90
②確保方策	90	90	90	90	90
②－①	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

里親に委託し、支援を必要としている家庭の利用につなげます。

（７）ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

【概要】

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

◆実績

（人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用者数（延べ）	1,826	1,587	1,977	2,130	

◆量の見込みと確保方策

（年間延べ利用人数：人回）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	1,945	1,900	1,838	1,780	1,718
②確保方策	1,945	1,900	1,838	1,780	1,718
②－①	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

提供会員の拡大を進めながら、多様化するニーズに適切に対応するため、講習会の実施等により提供会員の資質向上を図ります。

（８）一時預かり事業

【概要】

保護者の都合により家庭における保育が一時的に困難となった乳幼児について、教育・保育施設で一時的に預かり（一般型）、必要な保育を行う事業です。

○幼稚園型

◆実績

（人日）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
実績	12,022	12,456	12,027	16,684	

◆量の見込みと確保方策

（年間延べ利用人数：人日）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	16,056	15,723	15,327	14,949	14,553
②確保方策	16,056	15,723	15,327	14,949	14,553
②－①	0	0	0	0	0

○一般型

・保育園、こども園、ほのぼの家族分

◆実績

（人日）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
実績	840	624	684	1,074	

◆量の見込みと確保方策

（年間延べ利用人数：人日）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	953	930	913	898	882
②確保方策	953	930	913	898	882
②－①	0	0	0	0	0

・新発田駅前複合施設 こどもセンター分

◆実績

（人日）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
実績	230	330	299	395	

◆量の見込みと確保方策

（年間延べ利用人数：人日）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	491	489	488	490	491
②確保方策	491	489	488	490	491
②－①	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

幼稚園・こども園の在園児を対象として、教育時間終了後や長期休業中の預かりに対応する一時預かり（幼稚園型）を実施します。新発田駅前複合施設「イクネスしばた」にこどもセンターを開設して短時間の一時預かりを実施します。

（９）延長保育事業

【概要】

保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育認定を受けたこどもについて、保育園等の開所時間（７時から１８時）を超えてこどもの保育を実施する事業です。保育園等によって延長時間は異なりますが、１時間から２時間の延長を実施します。

◆実績

（人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用実人数	2,092	1,216	1,471	1,703	

◆量の見込みと確保方策

（実人数：人）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	1,725	1,699	1,672	1,646	1,627
②確保方策	1,725	1,699	1,672	1,646	1,627
②－①	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

就労形態の多様化に伴い、保育時間を延長してこどもを預けられる環境が必要とされています。当市においては、全ての施設で延長保育を実施しています。今後も、引き続き各園で実施していきます。

（１０）病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【概要】

こどもが病気又は病気の回復期で、集団保育が困難な時期において、保育園、医療機関に付設した専用スペースで一時的に保育を実施する事業です。

◆実績

（人日）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
延べ利用者数	131	274	256	404	

◆量の見込みと確保方策

（年間延べ利用人数：人日）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	729	735	729	735	735
②確保方策	729	735	729	735	735
②－①	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

ニーズに適切に対応しつつ、引き続き事業関係者との連絡調整及び共通理解を図り、事業を実施します。

(11) 放課後児童対策パッケージの取組

【概要】

「放課後児童対策パッケージ」に基づく取組として、放課後児童クラブの目標事業量の確保に加え、校内交流型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備について記載します。

また、新たに小学校へ就学することも円滑に放課後児童健全育成事業を利用できるよう、認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携を図ります。

① 校内交流型、連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備

放課後児童クラブと放課後子ども教室の活動が一体的又は連携した運営がなされるよう推進していきます。

放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーター等が計画の段階から連携・協力しながら、子ども教室に参加する児童のほか児童クラブの児童が参加しやすい共通プログラムを実施します。

◆実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所数	4 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所
校内交流型	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
連携型	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
その他	1 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所

◆量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画箇所数	3 箇所	3 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所
校内交流型	2 箇所	2 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所
連携型	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

【確保方策の内容】

放課後児童クラブと放課後子ども教室で連携を図りながら、児童が参加しやすい共通プログラムを実施します。また、児童にとって安心・安全な活動場所の整備を引き続き行っていきます。

②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

◆実績

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用児童数	低学年	821	954	982	1,058	
	高学年	198	119	161	202	

◆量の見込みと確保方策

(実人数：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		1,590	1,540	1,490	1,394	1,324
	1年生	442	399	385	337	343
	2年生	399	427	387	373	327
	3年生	344	328	350	314	301
	4年生	231	213	207	215	195
	5年生	113	109	101	99	103
	6年生	61	64	60	56	55
②確保方策		1,590	1,540	1,490	1,394	1,324
②－①		0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

利用ニーズには、今後も現定員数で対応できるものと思われます。しかし、地域によって状況が異なることから、老朽化している施設の改修・修繕と併せて、小学校の余裕教室の状況を把握しながら、小学校敷地内、小学校隣接地のほか、コミュニティセンター等を有効活用し、児童にとって安心・安全な活動場所を整備することを目指します。

(12) 産後ケア事業 <新規事業>

【概要】

産後の回復や育児等に不安を持つ産婦に、医療機関等や対象者の居宅において、宿泊・通所・訪問などによりケアや保健指導を提供する事業です。

◆量の見込みと確保方策

(年間延べ利用人数：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	217	208	204	201	197
②確保方策	217	208	204	201	197
②－①	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

引き続き、かかりつけ保健師活動や関係機関との連携を通じて、支援が必要な産婦を早期に発見し、利用につながるよう働きかけていきます。また、定期的に事業内容を見直すなどし、産婦が利用しやすい環境整備に努めていきます。

(13) 子育て世帯訪問支援事業 <新規事業>

【概要】

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、不安や悩みを聞き取りし、家事・子育て等の支援を実施する事業です。家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

◆量の見込みと確保方策

(延べ人数：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	480	480	480	480	480
②確保方策	480	480	480	480	480
②－①	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

家事・育児支援が必要と判断した家庭に対し支援を行っていきます。

(14) 児童育成支援拠点事業 <新規事業>

【概要】

家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うなど、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、支援を提供する事業です。

【確保方策の内容】

他の自治体の状況や実施主体事業者等を調査・研究し、事業の実現に向け努めます。

(15) 親子関係形成支援事業 <新規事業>

【概要】

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談や助言を実施し、必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

◆量の見込みと確保方策

(実人数：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	30	30	30	30	30
②確保方策	30	30	30	30	30
②－①	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

ペアレントトレーニングの専門的な研修を修了した職員が講師を担い講座を実施するほか、個別相談においても必要な家庭に支援を行います。

(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） <新規事業>

【概要】

生後6か月から3歳未満の保育所等に通っていない乳児又は幼児が、親の就労状況にかかわらず、時間単位で保育所を利用できる制度です。

◆量の見込みと確保方策

(年間延べ利用人数：人日)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み	－	9	9	9	9
	確保方策	－	10	10	10	10
1歳児	量の見込み	－	9	9	9	9
	確保方策	－	10	10	10	10
2歳児	量の見込み	－	5	5	5	5
	確保方策	－	5	5	5	5

【確保方策の内容】

法律に基づく新たな給付制度と位置づけられる令和8年度から実施する予定です。実施可能な場所を選定し、事業を実施します。

(17) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【概要】

子育て世帯の負担軽減を図るため、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保方策の内容】

対象者数や実際に負担する実費徴収の額等を調査し、事業の効果等を勘案した上で、事業実施についても検討していきます。

(18) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【概要】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。新規参入施設等があった場合に支援チームを設け、新規施設等に対する実地支援、相談、助言などを行います。

【確保方策の内容】

新規参入が見込まれた場合に、参入者の施設等経営実績等から事業実施の必要性を総合的に検討します。

6 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保内容

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、就学前のこどもに幼稚園教育・保育を提供し、地域における子育て支援等の機能も備える施設です。当市は、保護者の共働きの浸透や働き方の多様化を受けて、保護者の就労状況に柔軟に対応できる認定こども園の普及を進めてきました。

保護者が安心して働ける環境基盤を整えるため、将来的な園児数の推移や保護者のニーズを把握し、各施設が将来にわたり安定した事業運営が継続できるよう、需要と供給のバランスを見極めながら、必要な対応を検討していきます。

(2) 質の高い教育・保育の必要性等に係る基本的な考え方と推進方策

幼児教育・保育の質の確保の重要性を踏まえ、幼稚園・保育所・認定こども園における幼児教育・育の充実に向けた各園の取組を支援します。また、保育士及び幼稚園教諭の合同研修会を行うことで課題の共有と質の向上を図ります。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から実施されている幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）や特定地域型保育事業（小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内）の利用のほかに、保育料（利用料）が無償となる施設・事業があります。

子育てのための施設等利用給付にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を考慮しつつ、公正かつ適正な支給を担保できる給付を行います。子ども・子育て支援施設や事業について、利用者（利用希望者）や事業者へ引き続き制度の周知を図ります。

第 6 章

計画の推進

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画を実現するためには、子育てに関わる様々な機関や人材との連携が必要です。

家庭をはじめ、教育・保育施設、学校、行政、その他関係機関・団体等との連携・協働により計画を推進していきます。

(1) こども・若者の意見の尊重

こども基本法に基づき、市内のこども・若者の意見について、アンケート等を通じて聴き取り、その意見が施策に反映されるよう努めます。

(2) 県との連携

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施にあたり、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請するなど、県との連携を図ります。

(3) 市民・大学・企業・関係団体等との連携

子育てを社会全体で支援していくためには、行政以外にも、幼児教育や保育に携わる者、教職員、児童相談所や児童福祉施設等の職員及び里親、民生委員・児童委員や主任児童委員、保護司、地域でこども・若者や子育てへの支援を担っている民間団体の職員、大学や企業など、子育てに関わる関係団体や関係機関を含め、社会全体が連携することが必要です。

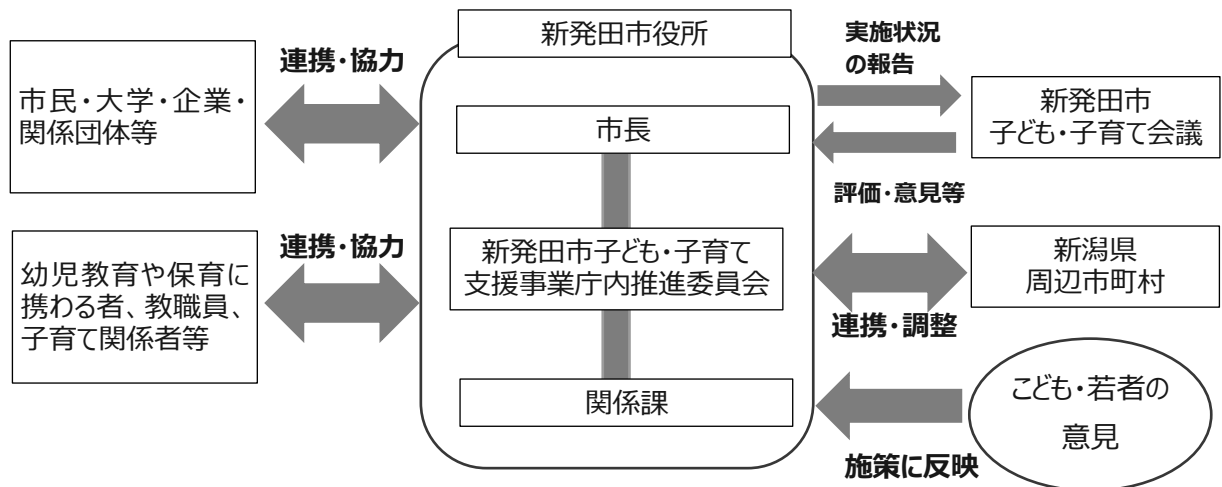
本計画の推進にあたっては、認定こども園、保育園等をはじめ、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業を行う事業者及び関係団体・関係機関等との連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整を行い、子育て支援に関わる様々な施策を計画的・総合的に推進します。

子育てに関する市民の多様なニーズに対応するため、幼稚園教諭、保育士等の子育てに関わる資格取得者だけでなく、ボランティアや子育て経験者、高齢者等、子育てを支援する幅広い人材の確保・育成に努めます。

(4) 庁内の推進体制

本計画は、教育、福祉、保健、医療、雇用、生活環境などこどもに関するあらゆる分野にわたっています。このため、こども課が中心となり、庁内関係部署が相互に連携して施策を推進していきます。

◆計画の推進体制

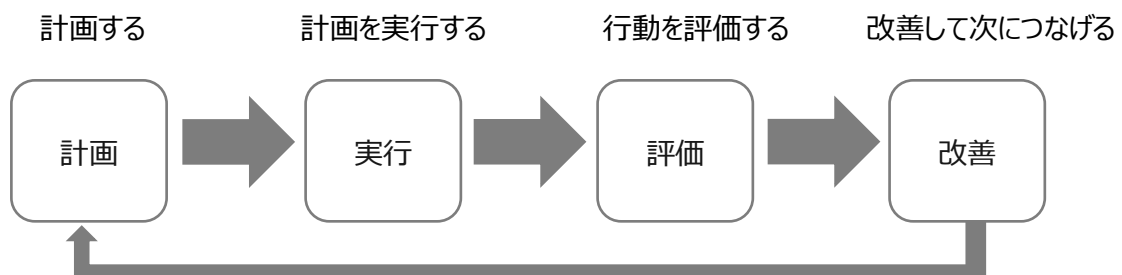


2 計画の進捗管理

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、計画に基づく 施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要です。

「新発田市子ども・子育て会議」及び「新発田市子ども・子育て庁内推進委員会」において、定期的に計画の進捗状況を確認・評価していきます。

確認・評価の結果に基づき、必要に応じて施策の見直しを行い、修正を図りながら実施していきます。



3 こども・子育て支援事業債の活用

令和6年度にこども・子育て支援事業債が創設されました。この事業債は、地方公共団体が、「こども未来戦略」に基づく取組に合わせて、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や、子育て関連施設の環境改善（ハード）を速やかに実施できるよう創設されたものです。

本計画の中で示している、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や環境改善について、この事業債の活用を検討していきます。

資料編

資 料 編

1 新発田市こども基本条例

令和7年3月13日

条例第2号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 責務及び役割（第4条－第8条）

第3章 施策の実施（第9条－第13条）

第4章 施策の推進（第14条－第18条）

第5章 雑則（第19条）

附則

全てのこどもは、一人ひとりかけがえのない存在であり、輝く個性と無限の可能性を秘めています。

こどもは、それぞれ、安心できる場所で、自分らしさを大切にされ、自由に学び、探求することができることも、愛されて育ち、幸せを感じることができなければなりません。

こどもは、地域の宝であり、未来を築く希望です。

市内のこどもたちから次のような思いや願いが届けられています。

「私たちは、城下町の歴史が感じられるお城や庭園、こころもからだも温まる温泉、のどかに広がる田園風景が大好きです。」

「私たちは、ありのままの自分を大切にしたいと思っています。」

「私たちは、一人ひとりやりたいことやできることが違っています。そんな個性や違いを認めてほしいです。」

「私たちは、人として大切にされる、安心できる場所を求めています。」

「私たちの話にしっかりと耳を傾け、私たちを受け入れてほしいです。」

「新発田が大好きな私たちのことを大切にしてください。」

新発田市は、地域に愛着と誇りをもち、夢や希望に向かって、生きていくことができるこどもを育みます。

そして、未来を担う市内のこどもたちの願いが叶えられるよう、真剣に全てのこどもの声と想いに耳を傾け、一人ひとりの個性とこどもの権利を尊重し、こどもの最善の利益は何かを考え、「こどもにやさしいまち」をつくるため、この条例を定めます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、こども・子育てについて、基本理念を定め、市の責務並びに保護者、市民、育ち学ぶ施設の設置者、管理者及び職員（以下「育ち学ぶ施設の関係者」といいます。）並びに事業者の役割を明らかにするとともに、こども施策（こども基本法（令和4年法律第77号）第2条第2項に規定するこども施策をいいます。以下同じです。）を総合的に実施するための基本となる事項を定めることにより、こどもの権利が尊重され、こどもが健やかに成長し、幸せに暮らすことができるまちを実現することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) こども 心身の発達の過程にある者をいいます。
- (2) 市内のこどもたち 市内に居住し、通学し、又は通勤するこどもをいいます。
- (3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護するものをいいます。
- (4) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者（こどもを除きます。）をいいます。

(5) 育ち学ぶ施設 学校、保育園、認定こども園、児童福祉施設その他こどもが育ち、学ぶために利用することを目的とする施設をいいます。

(6) 事業者 市内に事業所を有し、又は市内で事業活動を行う個人、法人又は団体をいいます。

(基本理念)

第3条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として、地域社会全体で推進するものとします。

- (1) 全てのこどもが個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにする等、日本国憲法、児童の権利に関する条約、こども基本法、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び新発田市差別のない人権が尊重されるまちづくり条例（平成25年新発田市条例第46号）の精神にのっとり、こどもの有する権利を尊重し、擁護すること。
- (2) 全てのこどもについて、その年齢及び発達程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会を確保し、その意見を尊重する等、こどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を優先して考慮すること。
- (3) 全てのこどもが自分らしく成長できるように、こども及びその保護者が、それぞれの状況に応じた切れ目のない支援を受けられ、家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる環境を整備すること。
- (4) 市、保護者、市民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者が、それぞれの役割に応じて、自主的かつ主体的に責務を果たすとともに、互いに連携協力し、こども・子育て支援（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいいます。以下同じです。）に総合的に取り組むこと。

第2章 責務及び役割

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」といいます。）にのっとり、国、新潟県、他の地方公共団体その他の関係機関等（以下「関係機関等」といいます。）と連携し、こどもの最善の利益を優先して考え、こども施策を実施します。この場合において、こども施策の対象となるこどもの範囲は、施策ごとに定めるものとします。

2 市は、こども施策の一層の充実を図るため、必要な環境の整備を行います。

3 市は、保護者、市民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者が、それぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援及び相互の連携に努めます。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、基本理念にのっとり、こどもの権利について理解した上で、子育てについて第一義的責任を有することを認識し、こどもの最善の利益を考えるとともに、こどもの個性を尊重し、こどもが心身ともに安らかで健やかに育つ家庭づくりに努めるものとします。

2 保護者は、家庭がこどもの心身の成長や人格形成に基本的な役割を果たすことを自覚し、こどもが社会生活を営むための基本的な生活習慣を身に付けることができるよう、愛情をもってこどもの成長や発達に応じた養育に努めるものとします。

(市民の役割)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、地域のこどもに関心をもち、地域において積極的に交流し、地域の関わりの中で健やかに育つ環境づくりに努めるものとします。

2 市民は、子育てに関する知識や経験を共有し、こども施策及びこども・子育て支援に関する取組に協力するよう努めるものとします。

(育ち学ぶ施設の関係者の役割)

第7条 育ち学ぶ施設の関係者は、基本理念にのっとり、こどもの健やかな成長にとって重要な役割を果たす場であることを認識し、市、保護者、市民及び事業者と協力して、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとします。

(1) こどもが主体的に考え、学び、行動する力を身に付けることができるよう支え、こどもの意見を尊重し、

ともに考える機会を確保すること。

(2) 学び、体験、遊び等を通じて、豊かな人間性や社会性を身に付け、こどもが持つ能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、必要な支援を行うこと。

(3) こどもの安全を確保し、差別、虐待、体罰、いじめその他の問題からこどもを守り、こどもが安心して過ごすことができる場となるよう、必要な支援を行うこと。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、子育てに関する理解を深めるとともに、こどもを養育する従業員が子育てと仕事を両立することができるよう、就労環境の整備に努めるものとします。

2 事業者は、地域社会の一員として、市、市民及び育ち学ぶ施設の関係者が行うこども施策及びこども・子育て支援に関する取組に協力するよう、努めるものとします。

第3章 施策の実施

(切れ目のない支援)

第9条 市は、市民が安心してこどもを生み、育てることができるよう、妊娠、出産及び子育てのそれぞれの段階に応じた切れ目のない支援を行います。

(安全で安心な環境の整備)

第10条 市、保護者、市民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者は、こどもを犯罪、事故、災害その他のこどもを取り巻く有害又は危険な環境（ソーシャル・ネットワーキング・サービスその他インターネットを通じた媒体によるものを含みます。）から守るための安全な環境づくりに努めます。

(こどもの居場所づくり)

第11条 市、保護者、市民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者は、こどもが安心して自分らしく過ごすことができるよう、様々な体験を通して、豊かな人間性及び社会性を育むことができるこどもの居場所づくり並びにその居場所の充実に努めます。

(子育て家庭等への支援)

第12条 市は、保護者が子育てをするに当たり、必要に応じて経済的及び社会的支援を行うとともに、市民、育ち学ぶ施設の関係者、事業者及び関係機関等と連携し、又は協力し、保護者が安心して子育てができるよう努めます。

2 市は、障がい、虐待、いじめ、不登校、経済的困難その他困難な問題を抱えるこども及びその保護者の把握に努めるとともに、市民、育ち学ぶ施設の関係者、事業者及び関係機関等と連携し、又は協力し、それぞれの状況に応じた支援を行います。

(相談支援体制の充実)

第13条 市は、こどもからの相談及びこどもの成長又は子育てに関する様々な悩み等に対して、関係機関等と連携し、速やかに対応するとともに、安心して相談できるよう、多様な相談機会の確保及び支援体制の充実に図ります。

第4章 施策の推進

(こどもへの情報提供)

第14条 市、市民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者は、自らが言い、又は協力するこども施策及びこども・子育て支援に関する取組について、こどもが理解を深め、自分の意見を形成できるよう、必要な情報をこどもの視点に立って分かりやすく発信します。

(こどもの社会参加の機会の促進)

第15条 市は、こども施策について、こどもが意見を表明し、市政に参画する機会を提供します。

2 市民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者は、こどもが地域社会の一員として、自分の意見を表明し、社会に参加する機会を提供するよう努めるものとします。

(計画の策定等)

第16条 市は、こども施策についての計画（以下「計画」といいます。）を策定します。

2 市は、計画の策定に当たっては、こども、保護者その他関係者の幅広い意見を聴くとともに、その意見を反映させるために必要な措置を講じます。

3 市は、計画を策定したときは、速やかにこれを公表します。

4 市は、計画に基づく施策の実施状況等について、新発田市子ども・子育て会議条例（平成26年新発田市条例第2号）第1条に規定する新発田市子ども・子育て会議において定期的に検証を行います。

（広報及び啓発）

第17条 市は、この条例及びこども施策について、こども、保護者、市民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者の関心や理解を深めるため、必要な広報及び啓発を行います。

（財政上の措置）

第18条 市は、こども施策を総合的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

第5章 雑則

（委任）

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行します。

2 新発田市子ども・子育て会議

(1) 新発田市子ども・子育て会議条例

平成 26 年 3 月 12 日

条例第 2 号

改正 令和 5 年 6 月 21 日条例第 19 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 72 条第 1 項の規定に基づき、新発田市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子供の保護者
- (5) 子ども・子育てにかんする事業に従事する者
- (6) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の会議への出席)

第 6 条 子ども・子育て会議は、必要と認めるときは、子ども・子育て会議の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、こども課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年条例第 19 号)

この条例は、令和 5 年 6 月 21 日から施行する。

(2) 新発田市子ども・子育て会議開催経過

期日	会議名等	内容
令和5年 7月25日	第1回新発田市 子ども・子育て会議	(1) 令和4年度新発田市子ども・子育て支援事業計画の実績 報告について (2) 第3期 新発田市子ども・子育て支援事業計画について
令和5年 11月7日	第2回新発田市 子ども・子育て会議	(1) 新発田市子ども・子育て支援事業計画の策定に係るニーズ 調査について
令和5年 12月	調査	子ども・子育て支援に関するニーズ調査
令和6年 3月8日	第3回新発田市 子ども・子育て会議	(1) 令和6年度新発田市子ども・子育て支援事業計画「第4章 施策の展開」(案) について (2) 令和6年度新発田市子ども・子育て支援事業計画「第5章 幼児期の教育・保育及び地域 子ども・子育て支援事業」 (案) について (3) 新発田市子ども・子育てに関するニーズ調査結果報告書 「概要版」について
令和6年 6月3日	第1回新発田市 子ども・子育て会議 (書面協議)	(1) 新発田市こども条例(仮)をつくるためのアンケートについて
令和6年 6月11日	第2回新発田市 子ども・子育て会議 (書面協議)	(1) 新発田市こども計画(仮)をつくるためのアンケートについて
令和6年 7月	調査	(1) こどもの生活実態調査 (2) 子ども・子育て支援に関する調査 (3) 子ども・若者の意識調査
令和6年 7月29日	第3回新発田市 子ども・子育て会議	(1) 令和5年度新発田市子ども・子育て支援事業計画の実績 報告について (2) 新発田市こども条例(仮称) アンケート集計結果について
令和6年 10月28日	第4回新発田市 子ども・子育て会議	(1) 新発田市こども基本条例(仮称) 骨子案について (2) 新発田市こども計画(仮称)の策定について
令和6年 12月27日	第5回新発田市 子ども・子育て会議	(1) 新発田市こども基本条例(案)に係るパブリックコメント手続 の実施結果について (2) 新発田市こども計画(素案)について
令和7年 3月21日	第6回新発田市 子ども・子育て会議	(1) 新発田市こども計画(案)に係るパブリックコメント手続の実 施結果について (2) 第1期 新発田市こども計画における令和7年度取組内容 について

(3) 新発田市子ども・子育て会議委員名簿

任期 自 令和5年10月1日
至 令和8年9月30日

区分	氏名	職名
1号委員 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	金山 愛子	会長
2号委員 事業主を代表する者	松田 亜希子	委員
3号委員 労働者を代表する者	木村 雅子	副会長
4号委員 子どもの保護者	野崎 真	委員
	大堀 正幸	委員
	熊倉 亜矢子	委員
5号委員 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	森本 成彦	委員
	吉井 元樹	委員
	斎藤 孝正	委員
	大川原 さとみ	委員
	浅倉 真美	委員
	平野 京子	委員
	小林 大輔	委員
	阿部 聡子	委員
	村山 和佳子	委員
	小池 学	委員
	阿部 敬子	委員

(順不同、敬称略)

3 用語説明

用語	用語の意味	初出ページ
あ 行		
預かり保育	幼稚園や認定こども園に通う子どもたちを、通常の預かり（保育）時間外に預かるサービスのこと	20
育児休業 （育休）	育児・介護休業法に定められた制度で、育児休業とは、原則 1 歳未満のこどもを養育するための休業制度である。勤務先の就業規則に関係なく取得可能である	20
医療的ケア児	NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと	49
か 行		
確保方策	保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業で算出した需要量に対し、どのように供給を確保していくかの方法（提供体制、実施時期、利用定員等）	80
コーホート変化率法	コーホートとは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた集団を指す。コーホート変化率法とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法をいう	80
こども基本法	日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として定められたもの。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めている	1
こども大綱	こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めたもの。全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現するための方針や重要事項を一元的に定めている	1
こども未来戦略	「若者・子育て世代の所得を増やす」「社会全体の構造や意識を変える」「すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく」という 3 つの戦略の基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指して作成された戦略	1
合計特殊出生率	15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。人口動態の出生の傾向をみるときの主要な指標とされる	10
さ 行		
サポートステーション	働くことに悩みを抱えている概ね 15～49 歳までの人を対象に、就労に向けた支援を行う機関	51
新発田市 こども基本条例	当市におけるこども施策の基本的方向性を示し、こども施策に係る当市の取組姿勢などを明らかにするとともに、こどもが幸せに暮らすことができるこどもにやさしいまちを実現するために定めたもの	1

用語	用語の意味	初出ページ
スクール ソーシャルワーカー	様々な課題を抱える児童生徒の状況やニーズなどを把握し、本人が置かれている環境への働きかけや関係機関とのネットワーク構築、連絡・調整などを行う、専門的な知識を持った者 これに対して、「スクールカウンセラー」は、児童生徒の抱える問題に対し、本人へのカウンセリングや保護者や教職員への相談・助言等、児童生徒の心理に関する支援を行う、専門的な知識を持った者	72
た 行		
待機児童	保育所等への利用申込をしたにもかかわらず、利用できなかった児童のうち、特定の園のみを希望している、求職活動を休止しているなどの私的な理由や育児休業中の要件に当てはまる者を除いて算出する児童	13
地産地消	地域で生産された農林物や水産物を、生産された地域内で消費すること	69
デジタルリテラシー	活用されているデジタル技術に関する知識があること、またデジタル技術を活用する方法を知っていること。スマートフォンやインターネット等を利用した犯罪やトラブルに子どもや若者が巻き込まれる事例が増加しており、正しい知識を身につける必要が高まっている	51
特定教育・保育施設	幼稚園や保育所などの施設が、その施設運営等に係る費用の補助を受けるために市町村の確認を受けた認定こども園や幼稚園、保育所のこと	95
特別支援学級	小学校、中学校等において、障がいのある児童・生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級	15
特別支援学校	障がいのある幼児・児童・生徒に対し、幼稚園、小学校、中学校又は高校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けること目的とする学校	77
な 行		
認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設のこと。就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能を有する	13
は 行		
発達障がい	発達障害者支援法において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。発達障がいは多様であり、障がいの程度や年齢（発達段階）、生活環境によって症状が違ってくる	44
ひきこもり	様々な要因から、就学や就労、友人や知人などとの交遊といった社会的参加を避け、原則的には6か月以上、概ね家庭にとどまり続けている状態	49
不育症	妊娠するものの、流産、死産を2回以上繰り返す状態	61
ペアレントトレーニング	こどもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得することを目指す、心理教育的アプローチの方法	94
放課後児童対策 パッケージ	放課後児童対策を一層強化し、こどもの幸福度の向上と共働き・子育ての推進を図るため、集中的に取り組むべき対策として、こども家庭庁と文部科学省とが連携し予算・運用等の両面を盛り込んだ総合的なパッケージ	91

用語	用語の意味	初出ページ
や 行		
ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者	72
ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう、まちや生活環境をデザインする考え方	66
要保護児童	児童福祉法に基づき保護的支援を必要とする児童のこと。児童福祉法では「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」	72
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもや特定妊婦（子どもを育てるのが難しく、出産前から支援が特に必要とされる妊婦）などを適切に保護、支援等を行うため、子どもに関係する機関等により構成される機関	72
ら 行		
ライフステージ	一生において、出生、進学、就職、結婚、子育てなどの節目となるできごとによって区分される生活環境の段階	3
ライフデザイン	自分の価値観のもと、どのような人生を送りたいかといった自分の将来構想のこと。将来的な人生設計を行うこと	71
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ	日本語訳は「性と生殖に関する健康と権利」。性や子どもを産むことに関わる全てにおいて、本人の意思が尊重され、自分らしく生きられること。また、自分の身体に関することを自分で選択し、決められる権利をいう	57
量の見込み	保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業について算出した需要量（ニーズ量）の見込み	80
労働力率	15 歳以上人口のうち、働く意思を持った人（就業者と完全失業者の合計）の占める割合	12
わ 行		
ワークショップ	参加者が主体的に参加し、スキルや知識を身につけたり、課題解決に向けてアイデアを出し合ったりする体験型の講座	31
ワーク・ライフ・バランス	日本語訳は「仕事と生活の調和」。仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態をいう	53
アルファベット		
GIGA スクール構想	多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、個別最適な学びと、子どもの資質・能力を一層育成させる教育 ICT 環境の実現をめざす文部科学省の構想。実現のため「児童生徒向けの一人一台端末」「高速大容量の通信ネットワーク」を一体的に整備するとしている	70
ICT	「Information and Communication Technology」の略で、日本語訳は「情報通信技術」。通信技術を使い、人と人とがつながる技術をいう	64
SNS	「Social Networking Service」の略で、インターネット上のコミュニティサイトのこと。友人などつながって、文章や画像などで自分を表現する、又はコミュニケーションを行うサービス。	31
M 字カーブ	女性の労働力率は、結婚・出産期にあたる年代にいったん低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M 字カーブ」を描くことが知られている。近年は M 字の谷の部分が浅くなってきている傾向がみられる	12

第 1 期

新発田市 こども計画

令和7年度～令和11年度

発行年月／令和7年3月

発 行／新発田市

編 集／新発田市 こども課

〒957-8686

新潟県新発田市中心町3丁目3番3号

TEL 0254-22-3030（代表）